認められていたことを論証する。

殷王朝の祖先崇拝における祖先の性格

期武丁時代を中心にして-

池 澤

優

(論文要旨) る。 本稿は中国古代の殷王朝における祖先観念の類型を、 第一期武丁時代の甲骨卜辞の中から発見することを目的とす

当時の社会に一般的であったと思われる族集団の祖先崇拝には、近祖を中心として感情的傾向が強く、父母の間に性格の差が 辞」を扱う。それは殷王族・王朝の構成単位である族集団の卜辞で、各単位は家族群的な父系出自集団であった。そこから、 その目的のため、最初に武丁期「王朝卜辞」を扱い、遠祖と近祖の間に性格の差があることを考察する。次 に 「非王

合的制度的祖先観念は族集団全体の「氏族神」としてのものである。殷王朝はこのような祖先崇拝を秩序維持の方法として用 いていたと思われる。 以上より殷人の祖先観念は三極構造を持つと結論できる。個性的感情的祖先観念は生前の父母のイメージの投影である。集

[キーワード] 中国古代、殷王朝、 卜辞、 祖先崇拝、 祖先観念、 父系出自集団

殷王朝は現在のところ、その存在が知られる中国最古の王朝であり、

明らかにされつつある。本稿では卜辞中で極めて重視されている祖先に対する祭祀を分析することにより、殷人が祖

(323)

所謂「甲骨卜辞」の出土により、その性格も

手になる武丁期卜辞を、次に王朝以外の手になる卜辞を扱い、当時の一般的な祖先崇拝と王朝のそれとの違いも併せ それ以外に王室以外の諸族によってなされた卜辞が存在することが次第に明らかにされてきた。そこで最初に王朝の であり、董作賓氏の言う第一期、武丁時代に限ることにした。董氏の断代は既に研究者の公認するところであるが、

先をどのようなものととらえていたかについて論じてみたい。ただ、殷代の全ての期間に亙って論じることは不可能

武丁期王朝ト辞における祖先崇拝

て探ってみたい。

点で、祖先は他の諸神と対照的である。 然神的傾向が強いことを指摘する。更に、赤塚忠氏、伊藤道治氏は先公を含む諸神は本来殷に服属する諸族の神であ(3) (3) であろう。そうしてみると、陳・伊藤両氏の指摘するように、生者にタタリを下し病気・災禍と関係する傾向が強い れ以外の諸神を比較し、前者は王に対する壱、夈(タタリ)の主体となるのに対し、後者は風雨や収穫に関係する自 謂「先王先妣」である(図一参照。ただし多小の例外がある)。 多小問題が残るのが殷が王となる以前の祖先、即ち ったのが、殷の統合の過程でその系譜の中にくみこまれたとする。また、御手洗勝氏も王亥(最後の先公)と先王の 「先公」であり、『史記』「殷本紀」には契から振までの七代を挙げる。しかし、陳夢家氏は先王先妣と先公を含むそ 卜辞には極めて多くの神々が登場するが、その中で、本当の意味での祖先は上甲以来の歴代の王とその配偶者、所 殷の始祖は上甲のみとする。従って、(王亥の性格には問題もあるが)先公は祖先から除外すべき

しかし、重要だと思われるのは、先王先妣が全て同性格を持つのではない点である。伊藤氏や池田末利氏は既に上

(324)

帝嚳——契—昭明 大大 10 4妣戊 15 妣₋ 25 26 24 23 九六八による) 上丙 小乙 般庚 小辛 虎甲 」₂₇ 武 丁 5 妣辛 18 妣 戊 16 1 相土 大庚-19 妣 戊 1 6 - 妣 壬 30 29 28 祖己 祖甲 祖庚 - 3 匚丙-昌若 雅己 大戊 が 近 壬 12 业 妣 辛 曹圉 31 小甲 16 1 。 妣 己 9 妣癸 15 21 妣 戊 中丁 32 冥 武 こ -- 5 示壬-振(王亥)—(以上、先公) **」妣庚** \lceil_{18} 11 妣 庚 10 妣_ 17 祖乙 菱甲 33 22 文 妣 2妣甲 6 · 妣 - 押 示癸 ↓19 祖 辛 帝と - "大乙(成・唐)-3妣丙 ₂₂ 南 庚 祖丁 14 妣 **庚** 13 妣 己 帝辛。

図 1 九六八による) ト殷代王室世系図(先公部分は『史記』「殷本紀」、それ以外は許進雄氏『殷卜辞中五種祭祀的研究』

殷代王室世系図(先公部分は『史記』『殷本紀』、それ以外は許進雄氏『殷卜辞中五種祭祀的研究』

甲が収穫や雨の祈りの対象となることを論じ、孫叡徹氏は上甲・大乙・大甲等、直系先王が求雨の対象と なる とす 六示は後から人為的に構成された祖先と思われるが、孫氏の言うように、小数ながら大乙・大甲・祖乙も求年の対象(9) る。伊藤氏は上甲が求雨、求年の対象となる理由を、上甲六示が大乙以下とは性格が異なるためとする。確かに上甲(8)

になっているのであり、上甲のみを切り離してすむ問題ではない。

靯」のように、上甲以外の多くの祖先に対しても、「瑋雨」を祈るようになる。 至于多后」(甲二九〇五)示壬(外一八)大甲・祖乙(後上二七・六、丙一一七など)丁(続一・四五・四、佚一二 る。より後期の卜辞になると、例えば佚九八六「…未卜母雨自上甲大乙大丁大甲大庚大戊中丁祖乙祖辛祖 丁十 示 四八五)丁(前七・三四・二、燕二四四)があげられ、雨以外は上甲以下の遠い祖先や祖先全体に及ぶこ とが わ 六)、単なる「皋」の対象は上甲(拾掇一八○、乙三三二五)「自上甲」(遺三四五)「上甲成大丁大甲下乙」(丙三○ わかる。先ず「瑋雨」の対象は先生では上甲のみであり、「瑋年」の対象は上甲(続一・三・一、外二三)「自上甲 ある。この祭祀は他に「幸方」「幸生」の例があるから必ずしも年雨には限られないであろうが、だいたいの傾向は 今、この問題を考えるため、三つの祭祀に注目してみよう。第一に雨や収穫を祈る場合の祭祀であった「幸」祭で 成(前一、四四・二)大甲(丙一二四、鉄一七五・四など)大庚(続一・一一・七)祖乙(丙二四九)祖辛(丙

利の祈告については上甲(続一・四・六、前一・五〇・六など約十例)示王(金五〇七)唐(続一・七二、燕七六) 唐・大丁・大甲(後上二九・三)大甲・黄尹(後上二九・四、大甲は続一・二〇・四など、なお数版に見える)祖乙 ・五二など)祖丁(前一・十二・五)祖辛(南上一〇)羌甲(外一五)父乙(続一・二八・六)などがあげられる。 (後上二九・二など五例程度)、他に河・王亥なども対象になっている。それに対し、「告疾」の対象は祖乙(南南二

次に戦争・病気・災禍など多くの事柄と関係する「告祭」について考えてみると、「告方」即ち、戦争に於ける勝

題は上甲・示壬・大乙から祖乙ぐらいまでの直系の遠い先王がそれを左右する力を持ち、一方病気は祖乙から父乙ま での近い祖先と関係するという、だいたいの傾向性を予見できる。 ここから降雨の如き自然現象は先王中では上甲が力を持つだけであるが、収穫や戦争など共同体の全体にかかわる問

実であろう。祭祀対象となる祖先は次表のようにまとめることができる。 子臡・子漁・婦好・婦妍・雀など王周辺の重要人物が入り、事柄には疾(病気)出 の例もある。但し、その例は極めて小数である(水ー鉄四〇・一、鉄九九・四、年―安明三六四、庫一六八四)。 従 (乙八四二)のように「御」+(生人名)+(事柄)+「于」+(祖先名)となる。生人名の所には王を始めとして そこで以上のことをふまえて「御」という祭祀を分析してみる。その辞例は最も完備した形では「御王田 于羌甲」 「御」が何を表わすか数説あるが、少なくとも特定個人の病気災禍について祖先に祈る祭祀であったことは確 (災禍) などの他、「水」「年」

<表一> 武丁期御祭の祭祀対象

他に河(7辞)土・季・祈	母某13121	母辛110	妣癸740	妣丁110	高妣己12…90	父辛530	祖丁19160	祖乙12102	大乙222	上甲10120(
・夔・婆・示・石・多子・四父	娄66	父某990	母丙440	妣己2419	高妣庚320	父甲330	南庚11100	祖辛17140	大甲332	上甲10120(「自上甲」5辞「自上甲智大示」2辞)
他に河(7辞)土・季・祈・夔・嫛・示・石・多子・四父・四兄・小庚や甲・乙・丁など干名のみのものなど。		祖某550	母己641	妣庚171	妣甲660	兄丁880	父乙······ 33······ 26······ 0	羌甲······15······13······0	大丁222	_ 2 辞)
		妣某140	母庚17150	妣壬110	妣乙10	兄戊220	父庚430	€甲60	大戊210	

(祭祀対象の下の数字は上から出現辞数、出現版数、同辞上に複数の祖先を祭祀対象にしている合祭ト辞における出現辞数であ

乙までの遠い祖先を中心にしていること、御祭の対象が上甲と近い祖先に両極化していることは、遠い祖先と近い祖 先の主な者は近い先生の配偶者と名が一致するので、ほとんどが近い祖先であろう。収穫・戦争の祭祀が上甲以下祖 ていること、遠い祖先に及ぶことはあるがそれは上甲が中心であり、中間の祖先は無視されることが多いこと、 「皋」「告」祭では見られなかった女性祖先が重視されていることなどの傾向が明らかに読みとれる。なお、女性祖 ここから生者個人の病気・災禍に関しては、多く祖乙以下の近い祖先に祈られ、特にそれが父において最大になっ 更に

等においてそれが誰のタタリであるかを知ることが重要な意味を持っていたことは、例えば丙十二―十三の「疾歯 🖯 **岜**」「隹父甲/隹父庚) にするためには、更に「御」祭の本質――病気・災禍がどのようにとられていたかを明らかにする必要がある。 病気や災禍が祖先の告・希など降祟の結果として考えられていたことは既に白川静氏・伊藤道治氏が論じた。病気 /隹父辛/隹父乙」を見てもわかる。しかもこれとほぼ同じ意味を持つ丙一九七「御父乙/父(ヒヒ)

先の性格が異なることを示すと思われる。問題はそれがどのような差異だったかということであるが、それを明らか

ことから、タタリを下した祖先に対し、その解除を祈るのが御祭であったと考えることができる。このような例は実 乙隹伐希\虎甲壱王/父庚壱王/父辛壱王」において、タタリの貞卜と父乙に対する御祭の貞卜がならべられている かなり多く、丙三一三一五一四「壬午ト酸貞婦田凡/于め)甲御婦/既曹の甲尺/貞婦好め 甲…婦好御…/貞魔司壱婦好」はも)甲が婦好に降祟し病気となるか否かを貞卜すると同時にも)甲に対する祭 / も 甲冬婦」「于

祀を卜している。丙三二―三三「癸亥卜 殻 貞 御 于祖丁/于祖丁 十 伐 十 宰/貞不蝠曹十祖乙/父乙壱王/貞王(音)

(328) 6

(理想状態)

祭

祀

て多く表われることを意味している。

祖先が多く対象とされることは、

タタリの解除

(理

的に働く存在と考えられたことを示すものに他ならない。

解除

凡日疾」は、その占辞から見て病気になっているのではなく、 丁・父乙の祭祀を卜している。 王について疾なしとしながら祭祀を卜している。 貞婦好田凡出疾/貞婦も)/貞十反祖辛/貞羌甲御」「于祖辛/~×御于妣庚/于父御/王固曰吉、三御一羌も)」も ぐことができるということであろう。また丙三三四一三三五「貞早疾身隹早吿/庚戍ト亘貞王弗疾田、 丙五四八—五四九「貞御婦好于父乙、 但し、 現実にはまだ災禍・病気がおこってい 、単元ま中 曹十窜十反南十」「貞婦好其凡出疾/王固曰吉、 御祭を行なうことにより潜在的可能性のある病気を防 ないのに御祭を行っている例がある。 王固曰勿疾 婦好 7弗其 例

個人としての子孫を支配する力を持つことを意味する。 祖先 これらは次のように整理することができよう。 タタリの解除 タタリ 祭 祀 子孫 (異 常 祖先 祭 タタリ 0) 解除 (B) 祀 子孫 想 状 態) る。 図A)。この場合のタタリは悪い方向に働く祖先の力であり、理想的な祖先と 子孫 拝は理念上、降祟→異常→祭祀→回復の過程を経て異常を修復する手段であった 導入することにより、 関係の一 ける祖先の力はタタリとは反対に、良い方向に働いているのであり、その力を現世に 恒常的に回復状態を現出させるよう祭祀が機能していた これらは祖先が単なる怖るべき存在ではなく、 時的破壊と考えられよう。 祖先が子孫にタタリを下し病気・災禍の原因となることは、 理想的な祖先と子孫の関係を永続化することができ たの 従って祖先は現世の異常事に対する説明原理であり、 しかし現実には事前に祭祀を行なうことにより、 理想的関係が維持される限り保護 (図 **B**)。 従って、そこにお 祖先崇 祖先が で あ

以上のような子孫個人を支配する性格が近祖にお

そして、

御祭におい

くて近い

すのは近祖、特に父に多いことが明らかである。そこで次に遠祖の性格に注目してみると、先述の表一でもわかるよ(タ) 乙」(一辞)「自唐・大甲・大丁・祖乙」(二辞)「上甲・示壬」(一辞)「上甲・唐」(四辞)「上甲・祖乙」(一 至多后」(前二・二五・三、五・四二・五)の如く全先王の合祭において出現することが多い。また、それ以外にも うに、遠祖は同辞中に複数の祭祀対象を含む卜辞の中で出現する比率が高い。特に上甲は「自上甲」(周見)「自上甲 「上甲・成・大丁・大甲・下乙」(三辞)、「自上甲至下乙」(二辞)「自成」(三辞)「成・大丁・大甲・大庚・下 これは遠い祖先がタタリを下すことを否定するものではないが、島邦男氏の『綜類』によってみても、タタリを下

二」などの名称は遠祖を集合的に呼んだものである。これらは近祖が合祭において出現することを否定するものでは(ほ) なることが多いことは明らかである。これは遠祖が個性を持つ独立の存在ではなく、全祖先の融合体としてとらえら きる。しかし、全体的な傾向としては、遠祖は全体で一つと考えられ、または全祖先を統一的に考える時の代表者と 祖某」(一辞)「羌・祖某」(一辞)「虎甲・父庚・父辛」(一辞)や「多父」「三父」などの例をあげることがで なく、近祖どりしの合祭は「祖乙・父乙」(一辞)「祖辛・祖丁」(一辞)「祖丁・父乙」(三辞)「祖丁・羌甲・ 多数の遠祖合祭の卜辞を挙げることができる。また陳夢家氏によれば、「二示」「三层」「三示」「六示」「十示又 辞)「上甲・医」(一辞)「唐・大甲」(一辞)「唐・下乙」(一辞)「大丁・大甲・祖乙」(一辞)「大甲・祖乙」 (五辞)「大庚・中丁」(二辞)「示壬・示癸」(一辞)「大甲・丁」(二辞)「大甲・祖乙・祖辛」(二辞)など

用語で言えば「極化現象」があることから、近祖の性格は父において、遠祖の性格は始祖において典型的に表わされ(㎡) 更に、表一で示したように、近祖では父が重んじられ、遠祖では上甲=始祖が重んじられる状況 問題でに表われる傾向が強かったと解釈できよう。

れたことを示すもので、故に子孫個人と感情的に強い結合がなく、むしろ収穫・戦争のように共同体全体とかかわる

前の父祖のイメージをそのまま死後に投影したものと思われる。第二は遠祖の祖先観念で、始祖を中心とし、主に共 同体全体の問題に関係し、全祖先を一つの融合体として扱う時にその代表者として意識されることが多かった。つま らしい。これは次に扱う「非王朝卜辞」で重視されるであろう。 情的動的なものであるのに対し、後者は制度的静的である。前者が祖先崇拝に具体的イメージを与えてい たの に 対 り、子孫集団全体に対する「氏族神」的機能があったとして良かろう。前者が子孫個人に対するタタリを軸とする感い、子孫集団全体に対する「氏族神」的機能があったとして良かろう。前者が子孫個人に対するタタリを軸とする感 に生者の個人的問題に関係し、子孫個人を支配する力を持つ個性的存在としてとらえられていた。従って、それは生 ていたと言える。故に殷人の祖先観念は二重構造であった。第一は近祖の祖先観念であり、それは父を中心とし、 後者は各祖先に権威を与えていたと言える。一言加えておくと、女性祖先は前者の祖先観念でとらえられていた

ない。論じ残された多くの問題のうち最も重要なのは、この卜辞の祖先崇拝は主宰者を王とする特殊なもので、 てみたい。 的意味があったのではないかという点にある。そこで次に所謂「非王朝卜辞」によって、王家以外の祖先崇拝を考え 武丁期の王朝卜辞からうかがわれる祖先観念はこのように要約できるであろうが、これはその全貌であるわけでは

二 非王朝ト辞における祖先崇拝

組卜辞」「午組卜辞」 成し、王を貞卜主宰者とする王朝卜辞とは明らかに異なる幾つかの卜辞群を指す。その確実なものは三群あり、 (以上は陳夢家氏の命名)、それに殷虚第十五次発掘で YH251・253・330 から集中的に出土し

ここで「非王朝卜辞」と言うのは(命名は研究者によって様々である)、特殊な字体・世系・辞例により自ら一

た卜辞である。午組卜辞は YH 127 から大部分出土する他、一九七二年の小屯南地の発掘においても数片が(st) 出土し

られている。第二に小屯南地の発掘において、自組は賓組と同じか、やや早い坑位より出土し、午組は自組より多小られている。第二に小屯南地の発掘において、自組は賓組と同じか、やや早い坑位より出土し、午組は自組より多小 次出土ト辞は乙八八一八において子組ト辞と混刻され、更に子組卜辞は賓組(武丁期王朝)卜辞と混刻されると報じ 点にまとめると、第一に、午組ト辞は「自組卜辞」と乙六六九○・乙四五○五+四七一九において混刻され、第十五 茂樹氏・陳夢家氏は武丁期に当ると考えた。両氏の研究以降も、それを支持する証拠が提出されている。今それを二 た。子組卜辞が YH127 の他、幾つかの坑で出土していることは今更言りまでもない。それらの時代については貝塚

氏・林澐氏に継承され、林氏は「子」という称号を持つ高位貴族卜辞であると規定した。これらの説に従うなら、非 王朝卜辞を分析することにより、殷王朝の構成単位の性格を明らかにできるはずである。 また、李学勤氏はこれら卜辞群の性格を考察して、王朝を構成する高位貴族の手になるとした。その考え方は肖楠また、李学勤氏はこれら卜辞群の性格を考察して、王朝を構成する高位貴族の手になるとした。(85)

遅れることがわかった。従って非王朝卜辞の時代を武丁期に比定することは肯首できる。

る。一九六九年からの殷虚西区の発掘で発見された「族」墓もそれを支持するように思われる。(ミロン ことも、有名な張光直氏の研究以外にも、劉斌雄氏・陳其南氏・張政烺氏らが(その結論は全く異なるが)述べてい たことは、丁山氏・赤塚忠氏・伊藤氏の研究により明らかである。また、殷の王族が複数の単位から構成されていた(32) 先ず、王朝の基礎単位は特定の土地に結びついた族集団であり、それらが多数王室の下に結合して王朝を構成してい 治氏の言うように王朝全体も王朝の中核となる殷の王族も複数の構成要素から構成されていたということになろう。 直接その分析を行なう前に、殷王朝の基礎構造に関する研究を概観する必要がある。それを一言で言うと、 伊藤道

つある。即ち、「子」の称号を冠せられているものの多くが地名ともなっていることから、それらが自分の所有地を また、この殷王族の構成単位が各々属邑を持つ族集団であることは「子某」「多子」の称号からも明らかにされつ

(332) 10

尊称として用いられるのはその外延化と考えられるから、 持つ集団であることは明らかである。 る。 用いられたのであろう。 する条件である故に男性貴族の尊称になったのだとする(但し、非王朝ト辞の占ト主宰者「子」は王と親族関係があ などがあるがいづれも一面の真理を把握していると思われる。 とは殷王朝にお 故に「多子」は王に同姓の諸族であると結論する)。 林氏の言う通り「子」は子に対する称謂が原義で、(31) 従って、王は自己と親族関係を持つ諸族と擬制的父子関係を結ぶことによりそれを統合し、 いていかなる意味を持っていたのか。 それなら、王と親族関係を持たない諸族をも擬制的に「子」と呼ぶ可能性はある はず で それならば、 それら族集団は何故「子」と呼ばれたのか。 「子」の称号が何を意味するかについては、王子説、 最初は実子を指していたものが擬制的に同族成員に対して 林澐氏は父系社会では子であることが父の地位を継承 同じ方法を王朝の秩 「子」と呼ばれるこ 王と同族 貴人の

祠に は その証となるのが岐山鳳雛村から出土した西周甲骨である。その中に「癸巳、彝文武帝乙宗、 擬制的親族関係により殷の秩序に組み込まれていたことを示すのであろう。 おいて殷の開祖・成唐とその二配偶を祭ることと解釈する。殷王と血縁関係がない周王が殷の祖先を 祭る こ といて殷の開祖・成唐とその二配偶を祭ることと解釈する。殷王と血縁関係がない周王が殷の祖先を 祭る こと 其彝血靯三・豚三、叀又足」(H 11.1)のような卜辞があり、徐中舒氏は周文王が殷王紂の父帝乙の宗 貞王其昭祭成唐、 鼎

序構造に応用していたと推測できる。

が父系出自を理念とする族集団 更に以上のことを根拠に各族集団の内部構造をある程度推測できる。 さて先述した如く、 林澐氏は非王朝卜辞を「子」を家長とする父権家族の占卜の記録とする。 -父系出自集団であることを暗示するものに他ならない。 即ち父子関係が擬制的に用い得るのは 家族かどうか問 各単位

あるが、子が占卜主宰者であったことは確かであろう。証拠を加えておくと、

午組に「壬戌ト子 乔 母邑蹵父戊.

(乙五三九四)というト辞がある。「牝」は「・牝」(=「廖」=「夢」)字と同義であり、後者は一般に「・牝王…」(※)

の如く王の夢を卜す場合に表われる。従って、午組の子は王朝卜辞の王と同性格の占卜主義者であると 言 える。 つ、午組には「余」「朕」の称があり、これは主宰者の自称と思われるから、午組における子は余・朕と自称し、

己の率いる集団に王と同様に振るまったと思われる。

よって、非王朝ト辞は子を長とし、父系出自原理に基づく族集団の卜辞と考えられるので、次に各々の卜辞群の背

景にある族集団と祖先崇拝の関係を考えねばならない。ここでは第十五次出土卜辞と午組卜辞をえらび、その各々の

性格について考えてみたい。

a、第十五次発掘出土卜辞

これについては李・林氏の他、 持井康孝氏による専論があるので、詳細はそれに譲り、先ず、登場人名をまとめる(ダ)

と次表のようになる。

△表二> 第十五次卜辞出現人名

① 子某……子 (III)·子殷·殷 (十三) 子·為 (五) 子輩 (一)

婦某……婦(十四)婦姼・姼・多(十五)婦嫆(十)婦婦(三)婦周(一)

婦子……「婦好子」(乙八八九六)「婦爵夕子」(乙八八九三・八八九八)

3

④ その他……啄(三)婦(二)獸(二)臣子(一)啓(一)炌 (一)啓弟(三)

(判断に苦しむものは除く。 () 内は出現辞数を表わす。) ② 集合的称謂……多婦(一)十婦(一)多母(一)多臣(一)

子敗と婦姼の重要性は明白であるが、乙八八九六・白一の同事異版甲骨は、 「癸亥ト婦姼在老/癸亥ト婦姼亡田

辛丑卜乎爰姼乳」のト辞があるから、婦姼の出産育児に関係すると思われ、同版上の「婦妙子疾不祉」の「婦妙子」

れ程大きな集団ではなかったのである。

が、 も重要されていることから考えると、この子とは子敗ではないかとも思われる。但し、これは証拠がない。 であり、前述したように「子」が非王朝ト辞の貞卜主宰者であるとすると、この夫婦が当ト辞群の背景にある族集団 は婦姼の子である可能性が高い。更に同版に「癸丑卜貞子亡壱/癸亥ト子夕往屰以」とあり、 の長ということになる。これは当卜辞群中の婦姼の重要性からも肯定できるはずである。一方、子の中では子敗が最 る。従って婦姼と子は極めて深い関係―恐らくは夫婦であり、この夫婦の出産にあたっての貞トを記録したのが該版 婦姼の出産育児の卜辞と同版上に子が何らかの活動をすることは当然それと関係づけて考えるべきだ と 思 後者の意味 は 不 明 わ ħ だ

姼の病気・災禍の卜は極めて多いので、確かに林澐氏の言うように、限られた範囲の家族の卜辞であるように見える。 族を構成し、それらの間に父系親族関係があると考えるべきであろう。ただ、子・婦の数はあまり多くないので、そ 複数の家族から構成されていたのである。当ト辞群の場合も、子と婦姼が一つの家族で、それ以外の子・婦は別の家 小さな単位から構成されており、 たか、小家族の集合体であったかは軽々しく判断できない。先述の殷虚西区の発掘によれば、一つの「族」墓は更に しかし、多母や多婦の称、また後述の如く祭祀対象に三名の母を含むものであり、これが一つの大家族を構成してい 出産や、乙八八二八・八八一九・八八二二+八八二五+八八五九+八八六二・八八六一・八八八二のように子敗・婦 その他にも乙八八九三・八八九八・白二(これは前挙乙八八九六に連続すると思われる同事異版)のように婦 報告者はこれを「族」を構成する各家族の墓としている。従って、(3) 一つの族集団は

督に当った。正が領邑であることは「長受禾/正受禾」(乙八八九六・白一)によってわかる。それ以外にも老とい 正」(白二など)「甲申ト乎婦又征」(白十一)「乎婦婦正/乎婦電祉」(乙八八九六)のように命じられて領邑の監 更にこの族は一種の家臣団を持っていた。表三中の啄・婦や多臣がこれに当ると思われ、彼らは 「甲申

啄

宅

「癸丑ト婦姼在|老」(乙八八九六) 「姼自育/쬼自育/歸老」(乙八八九三) のように婦 姼 の 出 産

老」と言う限りは別の地 特殊な関係があることをうかがわせる卜辞もある。これは老・長の地が該族の本拠地であるとも解釈できるが、 育児に関係している(旁線部が地名)。また「己巳ト貞婦嫆長亡뗩」(乙八八七二十八八八八)のように婦 嬣 (商都か)で活動しているとも思われ、これらは婦に属する地で、妻方居住婚的色彩があっ 長 帰

ろう。また、子敗については賓組中に人名・地名として、また金文図象銘にもあり、 四三・一、三、四一帝乙辛期、甲二〇八一武丁期)これは貞人にもなっているので、婦嫭は光族の出身と考えてよか たのかもしれない。 とあるのと同一人であると曹定雲氏は論じている。曹氏によれば、子敗は♀★とならんで「古王事」を行なう程の重(40) 婦姼の素性は不明であるが、婦婞は字形の似ている「光」の地名と「光」の人名があり 殷虚五号墓出土銅器に「亜茂」 新二·

係を結んでいた。そのような王朝を構成する典型的基礎単位の一つであったと言える。該族が王と親族関係を持つ殷 家臣身分に分化して、 の一部であるか、 これらの推論から当卜辞群を荷ったのは、 地方的な族集団であったかは判断のしようがないが、その卜辞が殷虚から出土したことを考えれ 領邑を経営しており、外部的には族長は王朝の高官となって、 その規模のあまり大きくない家族群的集団で、内部的には 同等の性格を持つ他族と婚姻関 「子」身分と

要人物である。ただ、当ト辞群中に敗を明白に地名にするものはなく、その理由はわからない。

ば 殷の王族の一構成要素だったのであろう。

従って、当ト辞群の祭祀も当然該族の内部のものと考えられる。 子……1……1: 父丁……1……1……0 <表三> 第十五次ト辞の祭祀対象 : 妣庚…… 父……2……2……1 39 $\dot{22}$ 0 妣丁……11……9……3 兄……3……3……2 その祭祀対象を整理すると次表のようになる。 子丁……5……5……0 9.....5....0

妣乙……2……2……0

妣戊……3……1……0

妣辛:

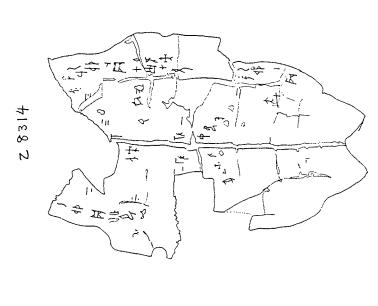
1 0

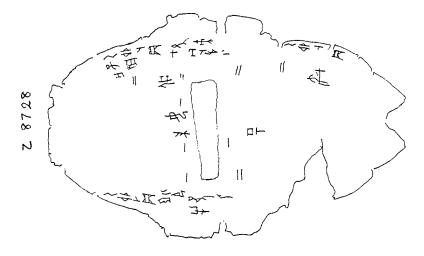
中妣

1

1

(336)





妣550	母庚650	母庚650 中母130	小母650
母760	母	丁10 庚10	庚10
更970	亜970 呂示210		

123

(上から出現辞数、出現版数、多降祟者となる辞数。示丁・妣丁・妣己は倒刻されうる。)

ある可能性がある。というのは乙八七二八と八八一四の同事異版組において、前者に「母□」とある所が後者では「祐中母彘」 もしれない。亜・呂示は全くわからず、存疑とする他はない。母の中では中母が最も重視されているが、これは母庚と同一人で と並挙されているから、集合的称謂かもしれない。また、示丁と記される方が正しいなら、示壬・示癸と類似するので、遠祖か このうち、丁示は性格が不明であるが、自組卜辞にも見え「隹丁示/……大示一牛/……貞酒」 (甲二○七八) とあって、

とあるからである(図2参照)

先崇拝が感情的側面を主とすることを示していると言える。従って、当ト辞群を支えたような比較的小さな族集団に 用するなら、当ト辞群の祭祀対象が近祖を中心とすること、特に男性祖先が父の代までしか及ばないことは、その祖 祖と思われるのは示丁のみである。⑤男性祖先では丁名が主流を占め、女性祖先では庚名が重んじられている。前節 なるのは全て丁名であり、そのうち妣丁を除いては全て男性(父・兄・示丁)である。④近祖のみが重んじられ、遠 はない。②圧倒的に女性祖先が重視されており、 たと見ることができる。 心にあった。その中で女性祖先が重んじられていることは、男性祖先よりも女性祖先に強い感情的親近感を抱いてい おいては、 で近祖と遠祖を区別するべきで、近祖に対する祖先崇拝は祖先崇拝の感情的側面を主とすることを述べた。それを応 こうしてみると、当卜辞の祭祀対象の特徴は次の五点にまとめられるであろう。①自然神的諸神と見なされるもの 自然神的諸神への崇拝はほとんどなく、専ら祖先崇拝、特に近祖に対する祖先崇拝がその宗教的活動の中 男性祖先は父の代までであるが、女性は妣の代に及ぶ。③降祟者と

しかし、 タタリは主に男性祖先が下していることをあわせて考えると、男性祖先のタタリに対し、 女性祖先にその このような型は、

理念に基づいたものであるらしい。また乙八七〇三十八七六一「甲子卜先紋四束/祐三妣/豕三妣/丁示冬」のよう(セン) 卜辞においてもタタリを下すのが主に男性祖先(特に父)である傾向はうかがえるのであって、島邦男氏『綜類』に 解除を祈る型が存在したと言えるのではなかろうか。当卜辞群においても祖先の降祟が病気の原因となるとする観念 在であった。換言すれば、男性祖先は子孫個人を支配する権威として主に考えられていたのに対し、女性祖先は子孫 は子孫にタタリを下す、ある意味で恐ろしい存在であるのに対し、女性祖先は子孫の危機を救ってくれる好意的な存 になると多小多いのがあるが、最も多いものでも妣己の九十七例中二十六例にとどまる。従って、男性祖先(特に父)になると多小多いのがあるが、最も多いものでも妣己の九十七例中二十六例にとどまる。従う のタタリの解除を祖先に求めるのが御祭であるとしたが、ここに至って多小の変更が必要である。即ち、武丁期王朝 /貞子敗亡疾隹冬」などにより証明できる。今詳述するゆとりはないが、当卜辞群の祭祀の大部分は「降県→祭祀」/貞子敗亡疾隹冬」などにより証明できる。今詳述するゆとりはないが、当卜辞群の祭祀の大部分は「降県→祭祀」 丁示からのタタリの解除を女性祖先に祈っていると解される卜辞もある。前節において祖先がタタリを下し、そ 般的であった。それは乙八八二二+八八二五+八八五九+八八六二「辛酉ト又妣庚/辛酉……中母/辛酉ト貞蟀 父乙は三百三十辞中百十辞が降祟関係であるのに対し、その法定配偶母庚は六十例中三例が降祟である。

祖先の祖先観念が異なることは、そのような現実生活の姿を忠実に宗教の中に反映したものである。 用いられていることも、 する支配者、 現実の生活に根拠を持つとすべきだと思われる。つまり、殷人においては父は感情的に子と近くなく、むしろ子に対 祖が父祖の生前の姿をそのまま死後に投影した個性的存在であるなら、当卜辞群において発見された祖先観念の型も 権威の象徴として考えられる傾向があったのであろう。 父子関係の中に一種の「よそよそしさ」が存在したことを証する。そして、 王朝の族統合の一手段として擬制的父子関係が 故に、当ト辞群 男性祖先と女性

を保護する慈愛に満ちた存在としてとらえられるような祖先観念があったということである。

現実の生活の中で父の怒りを母が宥め和らげているような姿を想起させないであろうか。

構造の中にそのような観念を産出する原因があったのであろう(後述)。 たと考える必要は全くない。全体的にはそのような傾向があると抽象的に考えられていたということであり、社会の あくまでも祖先崇拝という象徴体系での話であり、実際の日常生活での父子関係が常に「よそよそしい」ものであっ の祖先崇拝は生前の像を直接死後に投影している点で、極めて感情的色彩が濃いとして良かろう。もっとも、

時に女性祖先は庚名が連続して重んじられ、この現象は男性祖先の場合とある程度パラレルに考えることが可能であ 前者は遠祖もしくは集合的称謂と考えられるから、ここに男性祖先における丁名の連続が表示されているとすべきで 実父であるとは断言できない。先述したように、族結合の一つの型態として擬制的父子関係が用いられる 集団の族名を表わし、当卜辞群は丁と表示される父系親族集団の手になるものとする。しかし、父丁が占卜主宰者の集団の族名を表わし、当卜辞群は丁と表示される父系親族集団の手になるものとする。しかし、父丁が占卜主宰者の る。従って、于名がある種の親族組織(内容は不明だが)と対応すると考えることは誤りではあるまい。 の二つは本質的に同じである)が示丁と称され、遠い祖先は次々とその中に没入していくような型を想定できる。 はあろう。 のように)以上、当ト辞群の父丁と主宰者の関係も擬制的である可能性もある。ただ、示丁と父丁の于名が一致し、 次に祖先と廟号于名の関係について考えてみよう。持井氏は男性祖先は全て丁名を持つ所から、廟号の于名は親族 つまり、 該族の重んじる男性祖先は全て丁名を持ち、 その始祖あるいは集合体 (前節で述べたように、 (西周卜辞

示され、 威的側面を表わすのに対し、 する感情的色彩の濃い祖先崇拝をその宗教活動の中心にしていた。男性祖先は子孫に対する支配者であり、 り感情的親近感を抱くが、それは子の父母に対する社会的観念の反映である。一方、示丁には男性祖先の連続性が表 族集団全体の始祖または「祖霊」的観念でとらえていたのであろう。 女性祖先は子孫に対する保護者として慈愛的側面を表わす傾向が強い。 子孫は後者によ 祖先の権

以上より次のように要約できよう。第十五次発掘出土卜辞を生みだしたような比較的小規模の族集団は、

近祖に対

(b) 午組卜辞

者と死者は各々次表の如く整理できる。 紙幅が尽きたので、午組卜辞の詳細な分析は別の機会に譲り、ここでは結論のみを述べる。(45) 午組ト辞に表われる生

○ 大きの一年の生人名

① 子某……子・子竹・小子

② 婦名·女性名……婦石·安·嬢·姐·羌

3

⑤ 貞晴の可能性あるもの……午・兄・→←(*は存疑)④ 賓組に見えぬもの……最・新・ 凸・夢・翌・家・稼・△H

<表五> 午組の祭祀対象

母 … 1 1	五妣1	妣己22	乙 1 1	父辛11	祖癸11	7 1 1	司己22	入乙16	石甲33
美·······1	母 丁 1 1	妣辛86	天某33	兄己1	父丙11	祖庚65	上庚11	天戊11	工乙2
	母戊21	妣壬32	妣乙14	子庚86	父丁65	祖辛1	天庚33	司戊22	台 乙 1 1
	母庚21	妣癸64	妣丁 21	祖····································	父戊······20 11	祖壬22	南庚11	入戊1	3 1 1
	母辛21	妣44	妣戊11	庚33	父己11	天癸11	丹庚11	祖戊86	下乙62

19 (341)

生人名については王朝卜辞中にも登場するのが多くある点が重要で、貞卜主宰者がこれらを使役することがあり(乙

(数字は上から出現辞数、出現版数、他に討・茣があるが存疑。)

四六九二「庚戌卜貞 余 令 陜 羌田亡国」など)亜雀が弖を監督したりするから、その中にも地位の上下があることが四六九二「庚戌卜貞 余 令 陜 羌田亡国」など)亜雀が弖を監督したりするから、その中にも地位の上下があることが 午組卜辞に登場する諸族が互いに親族関係があったかどうかは難しい問題であるが、石、婦石に対して石甲、四に対 団に統率されて一つの組となり、それらが複数連合して王朝を構成していたことを暗示するものである。その場合、 であろう。これは殷王朝を構成する族集団が平等に王室の下にあったのではなく、幾つかの族集団がより高位の族集 わかる。故に午組卜辞を生んだ族集団は極めて地位が高く大きいものと思われ、幾つかの諸族がその麾下に属したの

して罩を祭祀対象とするから、小なくともこの二者は貞卜主宰者と何らかの関係があると思われる。

下乙、大庚・南庚・般庚の先王名があるから、乙・庚名祖先をあげるのは王室と結びつくためだったと思われる。(タヒ) 有し、その結合を祖先崇拝の中に表現して、王室との関係を強固にすることができたとすべきであろう。 てであり(例えば丙九二「甲午ト た御于入乙至父戊牛一」乙九八二「卜栗御子自祖庚至于父戊印」)、乙・庚名には 親族組織に対応するとすれば、主宰者は戊の系列と深い関係を有することになる。乙・庚との結びつきは父戊を通し 乙・戊・庚名の祖先が多いという特徴がある。父の代では父戊が貞卜主宰者に最も近いようであり、 れらのことは午組卜辞の祖先崇拝が感情的な色彩が弱く、制度的な面が強く出ていることを示すと思われる。更に、 なり多くの遠祖と思われるものを含み、また、女性祖先(特に母)が男性祖先に比して小ないことが注目される。こ に祭る卜辞が散見され、多小とも計画性のある祭祀制度があったと思われる。祭祀対象では辞数は小ないながら、 って、貞卜主宰者は戊名祖先に対応する親族組織に属しながら、乙・庚名祖先に対応する親族組織と何らか その祭祀の状況を見ると、降県、疾病の卜辞は小なく、むしろ出産関係の方が目立つ。また、 祖先を廟字干名の日 干名が何らかの の関係を ょ

なる。これは当然午組を支えたのが族集団の連合体であったということに対応するものである。その中に感情的な祖 午組卜辞の祖先崇拝の特徴を一言で述べるなら、族結合を維持強化する祖先崇拝が中心となっていたということに 始祖

父

氏族神」

母

い

から、

先崇拝の傾向が小ないのはその為である。

\equiv 結 語

度面 祖先も三つの性格を持つのである。 とらえられ、子孫個人に関係する祖先崇拝の感情面で重視される。 る。 今までの考察でわかったことの第一 (集団全体にかかわる問題)で重視される。「父」「母」は共に生の前、像。を死後に投影した個性的存在として 「始祖」としたのは始祖により代表される祖先観念で、 は 殷人の祖先観念が理念的には左図のような三極構造になるということであ 祖先全体が一つの融合体として把握され、 勿論、 これは理念的モデルであり、 実際にはどの 祖先崇拝の制

系親族集団であると推測されたのであった。そのような族集団の祖先崇拝は感情的傾向が強く、 第二に社会構造と祖先崇拝の関係である。 制度的 集合的 抽象的 感情的 個性的 具体的 権威的 れる。 保護的な女性祖先の間に明瞭な区別がある。その根本の原因は族集団の構造に 由来する「父」であることと「母」であることの意味づけに求められると思わ 即ちこのような族集団においては、父の地位には子供にとっての生物学 殷王朝を構成する基礎単位は比較的小規模の家族群的族集団 権威的な男性祖先と であ Ď,

父

保護的 映していたのであろう。従って、殷代の一般的祖先崇拝は、族長の権威と両親 専ら慈愛の存在としてとらえられる。

構成員を命令指導する権威の別名に他ならない。

的父親であること以外に、集団の長の意味が与えられていたのであり、

父は族

そのような観念が祖先観念に反 母はそのような権威を負わ

の愛を祖先により象徴し、それとの生々しい交流により理想的状態を維持する方向で働くものであった。

第三に父の地位を擬制的に用いることにより、殷王朝は祖先崇拝を族結合に利用していた。王朝卜辞、午組卜辞で 両者で制度的祖先崇拝の性質が強いことはそれを示すものである。

はその傾向が強く、

る伊藤道治氏・白川静氏の説を念頭に置いたものであることを附記しなければならない。例えば、伊藤氏は武丁期の(48) (48) ると、第十五次発掘出土卜辞の男性祖先は死霊で、女性祖先はそうではないという変な事になろう。 れていたと言う。しかし、祖先がタタリを下すことが、それを死霊とする根拠になるであろうか。第一節で述べたよ 先王が「王に呰を及ぼす力をもつ」ことを根拠に「生人にとっては怖るべき死者観念或は死霊観念」としてとらえら 本稿で述べる所は以上につきるのであるが、最後に本稿は、殷代の祖先は死霊・精霊としてとらえられていたとす タタリは祖先が子孫を支配する力の顕現であると思われるし、また、もしタタリを下すものが死霊であるとす

準としたのであろう。しかし、祖先崇拝の形態が、その社会の構造に対応して千差万別であることが明らかな以上、 文化の基本的構造の解明にもつながると思われる。が、それは稿を改めねばなるまい。 殷代の祖先崇拝も世界的な祖先崇拝研究の一部として位置づけることにより始めてその性格も明らかになるし、中国 ことになる。恐らく、伊藤氏が殷代の祖先が死霊としてとらえられていたと考えたのは、 処罰的であることを述べている。吉田氏は両者の差異を、前者が「処罰的」「ネガティヴ」であるのに対し、 である。既にM・フォーテスや吉田禎吾氏がタレンシ族やティコピアの祖先崇拝が現在の中国・日本のそれと異なり われた祖先崇拝はタレンシやティコピアのものに近く、その原因は殷代の族集団の連体性が強いところに求められる 「保護的」「ポジティヴ」であると要約した上で、その原因を親族組織の中に求めた。その仮説に従えば、 そして何よりも、 祖先が主にタタリという形で子孫に懲罰を下す存在と考える祖先崇拝は多くの地域で見られるの 現在の日本の祖先観念を基 後者は

注

- 1 股王朝の系図は図一の通りである。以下必要により参照されたい。
- 2 陳氏『殷虚卜辞綜述』北京《科学出版社》一九五六《第十章 「先公旧臣」
- 3 赤塚忠氏『中国古代の宗教と文化』角川 一九七八。
- 4 伊藤氏「卜辞に見える祖霊観念について」『東方学報』二十六 一九五六 四~十二頁
- 御手洗氏『古代中国の神々』創文社 一九八四 第一部第二章。
- 6 5 もっとも両者が祭祀の上で峻別されるわけではなく、あくまでも傾向的差にとどまる。
- 8 7 于省吾氏は上甲から報丁までが人為的に構成された祖先とする(『甲骨文字釈林』北京中華書局 一九七九 孫氏『従甲骨卜辞来研討殷商的祭祀』国立台湾大学中国文学研究所碩士論文 一九八〇、一九二~二〇三盲

伊藤氏前掲論文 - 七頁。池田氏「中国古代における霊鬼観念の成立」『中国古代宗教史研究』東海大学出版会

一九八二、

10 上甲六示についてはなお分析が必要であろう。 「御」は「知」「如」と隷定すべき字である。その字説は数多いが、ここでは省略する。

9

12 $\widehat{11}$ 丙十三は十二の反である。「疾歯 f)」は丙十二、「隹父甲……」は丙十三の卜辞。以下これにならう。

り甲は祖先名で系図上の誰に当るかは未詳。

白川氏「媚蠱関係字説」『甲骨金文学論叢』朋友 一九七四 四五九~四六○、四九三、四九九頁。伊藤氏前掲書九頁。

 $\widehat{14}$ 島氏『殷虚卜辞綜類』汲古 一九六七 五一一~五五五頁

「も」「冬」は「壱」「布」と同様、降祟を表わす。但し、

13

- 15 陳氏前掲書 四六〇~四六五百
- 16 諸戸氏『祖先崇拝の宗教学的研究』山喜房仏書林 一九七二 一四五・一六四頁
- 「氏族神」という用語も諸戸氏による。前掲書一六一頁
- 17 18 な言い方ではないであろう。ちなみに李学勤氏は「非王卜辞」と言い、林澐氏は「子卜辞」と言う。王朝卜辞と非王朝卜 「非王朝卜辞」という名称は持井康孝氏によるが、伊藤道治氏も「王朝卜辞」という用語を用いているので、それ程特殊

辞を区別する条件については李氏・持井氏によって簡単に要約されているので、それに譲る。またどこまでを王朝卜辞に

含めるかも実は問題があり、特に「自組卜辞」の性格は複雑であり、私自身が充分に理解していないので、思いきって考

- 慮の対象から外し、李・林両氏に従って、非王朝卜辞に三種類のみを認めた。
- 20 19 李氏は「YH127 坑的兄卜辞」林氏は「乙種子卜辞」と呼ぶ。 貝塚氏の言う「多子族ト辞」。李氏は「YH127 坑的子卜辞」、林氏は「丙種子卜辞」と呼ぶ。
- 21 李氏は「YH251・330 坑的婦女卜辞」、林氏は「甲種子卜辞」、持井氏「丁族卜辞」と呼ぶ。「婦女卜辞」の性格規定が正 しくないことは林・持井両氏の指摘する通りである。ここでは第十五次出土ト辞と称することにする。
- 22 貝塚氏『中国古代史学の発展』弘文堂 一九四六 二一七~二三五 及び「甲骨文断代研究法の再検討」『甲骨文字研究』
- 23 姚孝遂「吉林大学所蔵甲骨選釈」『吉林大学社会科学学報』一九六三年第四期。但しこの部分は王宇信 本文篇 同朋舎 一九六〇。陳氏前掲書第四章「断代上」 『建国以来甲骨文
- 研究』重慶、社会科学出版社、一九八一 六二頁による。
- 24 肖楠氏「略論『午組ト辞』」『考古』一九七九年第六期。また中国社会科学院考古研究所『小屯南地甲骨』「前言」中華書 局一九八〇年
- (25) ただし、厳一萍氏を始めとする台湾の甲骨学者はこれを認めていない。
- 26 李氏「帝乙時代的非王卜辞」『考古学報』一九五八年第一期、 に訂正した。 李氏はこの論文で非王朝卜辞の時代を帝乙期としたが、
- 27 肖氏前掲論文。林氏「従武丁時代的幾種『子卜辞』試論商代的家族形態」『古文学研究』第一輯
- (28) 伊藤氏『中国古代王朝の形成』創文社 一九七五 一一六・七頁
- 29 丁氏『甲骨文所見氏族及其制度』科学出版社 一九五六。赤塚氏前掲書。伊藤氏前掲論文。
- 張光直氏「商王廟号新考」『中央研究院民族学研究所集刊』十五期 一九六三。劉氏「殷商王室十分組制試論」同誌十九 に継承されるとする画期的なものであった。ただ、系図以外に明確な論拠がなく、劉氏の十分組論、 期、一九六五。陳氏「中国古代的親属制度」同誌三十五期 ように、同じ論理から別の結論を導き得る欠点を持つ。 一九七三年第一期。張光直氏の説は王家全体が交叉イトコ婚を行なう二つの外婚単位から構成され、 一九七三。張政烺氏「卜辞襄田及其相関諸問題」 『考古学報』 王位はオジからオイ 陳氏の四外婚群説の
- 31 中国社会科学院考古研究所安陽工作隊「一九六九——一九七七年殷虚西区墓葬発堀報告」『考古学報』一九七九年第一期 1 三~ 1 一八百

- 32 島氏『殷虚卜辞研究』汲古 一九五八 四四二〜四五一頁。白川氏「殷の王族と政治の型態」『古代学』三巻一号 五六・七頁。 一九
- 松丸氏「殷周国家の構造」『岩波講座、世界歴史』4、岩波 一九七〇 六五~七九頁。李氏「釈多君多子」『甲骨文与 五四。伊藤氏前掲書、七十四頁。林氏「殷周時代の図象記号」『東方学報』三十九 一九六八
- 34 林氏前掲論文 [三]三・四頁

殷商史』上海古籍 一九八三。

33

- 35 徐氏「周原甲骨初論」『古文字研究論文集』四川大学 一九八二 五頁。釈文は王宇信氏『西周甲骨探論』北京 中国社
- 37 36 持井氏「殷王室の構造に関する一試論」『東洋文化研究所紀要』八十二冊 一九八〇。また、この卜辞群に関しては白玉 李孝定氏は「 乳」は「 乳」の省体とする(『甲骨文字集釈』中央研究院歴史語言研究所 一九七〇 二五一四頁)。 会科学出版社 一九八四 四十頁による。
- 峥氏の綴合、丁驪氏の解釈などの研究があるが、個々の卜辞の内容については別の機会に述べたいと思っているので、こ こでは扱わない。
- 38 象か断定できない。 であろうが、「爵」が人名の一部かどうか不明である。これ以外に四子・五子の称があり(乙八八一五)、生人名か祭祀対 「婦姲子」「婦爵夕子」については疑いもある。前者は「婦姲疾」「子不祉」二辞かもしれない。後者は「夕子」は人名
- 39 注(32)前揭論文 一一六頁
- 40 子敗に対するタタリの可能性を妣庚・中母に対する祭祀により祓うことを貞卜としているのであろう。 曹氏「『亜弜』『亜內』考」胡厚先主編『甲骨文与殷商史』上海古籍 一九八三
- 41 42 当卜辞群には祖先をその廟号干名の日に祭る卜辞(例えば、父丁なら丁日)は少ない。むしろ、卜日が甲乙癸日に集中す る傾向がある。これは旬の終り、または始めにその旬の間の祖先の降祟の可能性を貞卜し、それに基づいて祭祀を行って
- $\frac{43}{3}$ 注(14)参照

いたことを示すと思われる。

45 44 午組卜辞に関する詳論には肖楠氏前掲論文や前川捷三氏「午組卜辞についての考察」『中哲文学会報』第一号 持井氏前掲論文 七六・七頁 がある。 一九七四

- 46 **景は祭祀名の可能性もある。雾は人名で一辞(乙四五四九)、祭祀対象で一辞(乙三四七八)ある。午・冼は陳夢家氏が貞** 証拠も残辞で確実とは言えない。 人とし、午組の名はそれに由来する。しかし、これが貞人か否かの決め手はない。肖氏は更に「个を貞人とするが、その
- 47 肖氏は 严 庚を般庚とする。前掲論文五一四頁
- 4849 伊藤氏前掲論文(注⑤)九頁。 白川氏前掲書(注(11))五〇〇頁
- 50 マイヤー・フォーテス、田中真砂子氏訳『祖先崇拝の論理』一七六頁。吉田禎吾氏『宗教と世界観』九州大学出版会

九八 三五四~五八頁

引用甲骨著録略号一覧

鉄雲蔵亀 劉鶚 一九〇三年

殷契書契続編 殷虚書契後編 燕京大学蔵殷契卜辞 羅振王 一九三三年 羅振玉 容庚 一九三三年 一九一四年

後

前 鉄

殷虚書契前編

羅振玉

一九一二年

殷契佚存 商承祚 一九三三年 続 燕

佚 庫 庫方二氏蔵甲骨卜辞 方法歛 一九三五年

遺 殷契遺珠 金祖同 一九三九年

金 殷虚文字甲編 金璋所蔵甲骨卜辞 董作賓 方法歛 一九三九年 一九四八年

甲

26 (348)

乙 殷虚文字乙編 董作賓 一九四九年

南 戦後南北所見甲骨録 胡厚先 一九五一年

拾掇 殷契拾掇 郭若愚 一九五三年

殷虚文字外編 董作賓 一九五五年

外

丙

殷虚文字丙編 張秉権 一九五七~七二年

安明

甲骨綴合録小 白玉崢 一九八一年(『中国文字』新三版)

The Menzies Collection of Shang Dynasty Oracle Bones

許進雄

一九七二年

<追記>

は正しくない所もある。紙幅の関係で卜辞の引用は最小限にとどめたため、ほとんど節録であり、また邪道と知りつ 引用した人名・論著名等は全て当用漢字を用いた。また、卜辞の釈文もできる限り当用漢字を用いたため、 厳密に

つ摹本もほとんど割愛せざるを得なかった。

27 (349)

山王神道形成史の一斑

――山王七社・北斗七星同体説の成立をめぐって―

佐

藤

眞

人

同体説が成立したものと考えられる。 が見えており、此頃には山王・北斗の同体観が形成されていたと思われる。こうした一連の台密修法の展開の中で山王・北斗 王七社の本地仏が安置されることとなる。次いで建長元年の道覚の修した北斗法に於いて山王七社への拝礼の行なわれたこと 光法・仏眼法・七仏薬師法に山王の神が祀られたことが確認され、鎌倉時代に入っては慈円の建立した大懺法院燉盛光堂に山 背景に、台密修法とりわけ熾盛光法や北斗法といった星宿法に関わって成立したと考えられる。平安時代の康和年間には熾盛 王の本地は一字金輪仏頂・熾盛光仏頂・七仏薬師であると説かれる。この山王・北斗同体説は北斗信仰(属星信仰)の流行を とにより山王神道の形成史の一斑を究明してみたい。中世の山王神道書によれば、山王七社の神は北斗七星と同体であり、山 本稿では山王神道の代表的教説の一つである山王七社と北斗七星の同体説を取り上げ、その成立過程を考察するこ

〔キーワード〕 山王神道、北斗信仰、星宿信仰、慈円、本地垂迹説

延暦寺の開創以降、 叡山の鎮守神・天台の擁護神として位置付けられた日吉社をめぐり、天台宗の山門派によって

その教説が集成されてくる。だがこうして集成される以前の段階における山王をめぐる信仰や神道思想の史的展開に くる院政期以降の山王信仰の様相を明らかにし、それが如何なる経過をたどって中世山王神道の教学として結実して 主唱された山王神道は鎌倉中期以降『延暦寺護国縁起』『山家要略記』『山王密記』『金剛秘密山王伝授大事』等に、 の進展を妨げている要因といえよう。平安時代、特に日吉社が朝廷にとっても延暦寺にとっても大きな位置を占めて ついては、依然として未解明な部分が多い。その点が山王神道の教学の正確な理解や総体的な把握を困難にし、研究

過程を考察することにより、 そこで本稿に於ては山王神道の代表的教説の一つである山王七社と北斗七星の同体説を取り上げて、その史的形成 山王神道の形成史の一斑を究明してみたい。

いくのかを解明することが、山王神道を研究する上での大きな課題であろう。

既に三崎良周氏の論考が存するものの、その重要性に引きかえ従来余り着目されない分野であったといえよう。そこのに一崎良用氏の論考が存するものの、その重要性に引きかえ従来余り着目されない分野であったといえよう で台密系山王神道の形成史についても、 山王・北斗同体説は後述の如く、台密系山王神道の一環として説かれている。台密系統の山王神道説に関しては、 聊かなりとも考察を試みてみたい。

る。山王神道の教学に於ては、この山王七社が北斗七星に比擬され、七社と七星は同体であるとの教説によって七社(3) を経て、山王七社(三聖に八王子・客人・十禅師・三宮を加える)の体制が、十一世紀以降約百年程の期間に成立す り大己貴神を勧請し、大宮・二宮の二社体制が成立した。次いで山王三聖と称される三社体制(大宮・二宮・聖真子)(2) 日吉社は元来『古事記』にもその名の見える大山咋神(後の二宮・地主権現)を祀る社であったが、後に三輪山よ

体制に対する教学的裏付がなされるのである。

祭・属星祭・本命星祭・本命元神祭等の諸祭が行なわれたのである。 供養し祈念するため、密教では北斗法や属星供・本命星供・元辰供・本命元神供等が修され、陰陽道に於 て は 北 斗 を定める方法もあった)、この星が人の寿命や吉凶禍福を支配すると考えられた。そこでこの本命星・元神星に対して 禄存星・文曲星・廉貞星・武曲星・破軍星)の中の一つの星が本命星(属星)として定められ(本命星の他に元神星 の信仰は陰陽道や仏教の宿曜道の説くところで、人の生れ年の支子(十二支)によって北斗七星(貪狼星・巨門星 山王・北斗同体説は、もとより北斗七星に対する信仰を山王七社に付会したものであるが、そもそもこの北斗七星

仰をはじめとする星宿信仰が一層発達することとなる。(?) 行なわれ、天徳四年(九六〇)には北斗七星法や本命元神供が修された。これを史料上に見える早い例として、(5) 成立した。この四方拝に於て属星への拝礼の儀式が行なわれている。下って貞観六年(八六四)は陰陽道の属星祭が(4) 信仰の定着していたこと示している。院政期に入っては大北斗法や七壇北斗法等の大規模な星宿法が成立し、 右丞相遺誡』には毎朝起床後属星の名字を七遍称えるべきことが記されており、既に十世紀当時の貴族社会には北斗 信仰に基づく陰陽道祭祀や密教の修法が平安中期以降次第に盛んになってくる。藤原師輔(九〇八―九六〇)の『九条 北斗信仰は日本には既に古墳時代からその伝来が確認されるが、平安時代に入ると弘仁年間に宮中の元旦四 北斗信 | 方拝が 北斗

しこの同体説が山王神道の教説であるからには、 山王・北斗同体説はこうした平安時代中期以降の北斗信仰の流行を背景として成立したものと考えられよう。 直接には台密系の星宿法に関わって形成されたものと推測される。

山王・北斗同体説の形成を考察するに当り、先ず山王神道書に見える山王・北斗同体説の具体例を幾つか左に示し

てみたい。

A厳神霊応章曰。

在、陽名;1七星宿;。在、陰名;1七明神。

(『山家要略記』『山王七神北斗七星一体事」)

有、陽北斗七星。有、陰山王七神文。

B) 御遺告云。 慈慧大僧正記。

示云。右山王主万岁。一字金輪万叉被5用5之。此文尤其誠證也。金輪是七星主故也。<中略>故山王金輪 七星七曜同体也。依、之山王本地熾盛光仏頂習也。

又云。北斗七星者七仏薬師云々。

示云。依:此文:山王又七仏薬師以為:本地:云々。

(『山王密記』「七明神七星事」)

C御遺告云。

有、陽北斗七星。有、陰山王七社云、。

止観院七仏日吉社七神本地垂迹並。或云天子本命道場。或号衆生本命霊神。可ゝ貴可ゝ仰ᄧ々。

(『三業相応三輪山王』)

D三宝輔行記云。

陽昇号:1七星1。陰降名:1七神1云4。

口決云。七明神北斗七星習之矣。故光音院僧正雲校被、召;;仙洞・授;;七明神・エスヘ。

七十ノ今日ノ為トヤ昔ヨリ神モ社ノ数サタメケン

成茂宿禰七十賀之時。後嵯峨法皇被\下::一首勅製:云。大納言二位奉。

此哥ハ光音院僧正奉ム授川七明神事,思召寄云々。

(E)夫山王七社者在\天現\"北斗七星\"。有\"地顕\"七社明神\"。 | トロート | トロー (『同右』)

護三持ス一天四海ダ

在5人成11七仏薬師1治21煩悩/衆

(『金剛秘密山王伝授大事』)

病」。是2天地人2三才。陰陽不二2内證。

『日田』七重習有」之。其、相如何。

其本源ッ」。東方七仏薬師閻浮゚移ム影名ム之云」,七星」。七星フ精気降ッ令ム生ハ一切衆生ッ」。故以リ七星「名リ本命 <略>第七 "如影随影山王 -者。在 ヘ√天 "名 ||七星 - |。在 ヘ√地 "号 ||七社明神 - |。 此則行者 /七覚分是也。 尋||

星宀,也。今ノ山王則七星ノ精神ナル故。行者ノ色体則サ山王ノ全体也。故'如影随形ノ致ハ守護」給也。 仍如、此名

也云~。

右の諸説中の⑷⑻⑵幻に於て、山王・北斗同体説は『厳神霊応章』『三宝輔行記』『御遺告』の逸文として引かれ (『渓嵐拾葉集』巻第六)

> 33 (355)

ている。この三書は各々最澄・円仁・良源の撰述と伝えるが、先述の山王七社の成立年代から推しても偽撰であるこ

とは云うまでもなく、 そこで右の諸説の内容を検討してみるに、 邸の「又云。」以下、 及び(©)(区)によれば天上の北斗七星と地上の山王 同体説の成立年代を推定する決め手とはならない。

七社は同体であり、また北斗七星と七仏薬師が同体であるところから、山王の本地は七仏薬師であるという。 七星・七曜は同体であり、さらに山王の本地は熾盛光仏頂であるという。尚これと同様の説は『山王密記』『山王主 また凹の口決の前半によれば、山王の曼荼羅には一字金輪曼荼羅を用い、金輪が七星の主である故に山王と金輪

金輪有メヿ゚。大日金輪・釈迦金輪也。総持院熾盛光釈迦金輪、 即山王本地也。

輪仏頂や、金輪と同体とされる熾盛光仏頂との本地垂迹説と密接に関連した形で説かれるのである。これは山王・北 れる。この点を以下に論証してみたい。 斗同体説が七仏薬師法や北斗法・一字金輪法・熾盛光法等と密接な関わりを持って形成されたことを示すものと思わ と見え、山王の本地は叡山惣持院に修される熾盛光法の本尊である熾盛光仏頂(釈迦金輪)であるという。 この様に山王神道書に見える山王・北斗同体説は北斗七星と同体とされる七仏薬師、或は七星を眷属とする一字金

蠟燭供或いは礼拝の形式により祀られていることが判明する。 そこで先ず十三世紀成立の台密の事相書である承澄撰『阿娑縛抄』を見るに、幾つかの別尊法において山王の神が

設けるが、その中の薬師十二神将を供養する夜叉壇の弁備に関する記事に 第一に七仏薬師法の『道場荘厳事』条によれば、この修法には大壇・護摩壇・十二天壇・夜叉壇・聖天壇の五壇を

切如二十二天壇」。但蠟燭供十二坏備」之。

○又奉↘加ī供山王ɪ☲ˇ。標銀銭不↘置↘之。

王:」と見える。 この記事は墨右点のあることから聖昭阿闍梨並に契中阿闍梨の説、 と見える。 これによれば夜叉壇には十二神将に対して十二坏の蠟燭供を備えるが、 二行目の文中に 『又奉」加"供山 〇教王房図。薬師日光月光山王行疫加n供之i。 即ち穴太流の所説である。また(5)

三行目の『教王房図』は教王房賢暹の説であることを示しており、これにも山王への加供が行なわれたことが記され

ている。

に対して蠟燭や銀銭・幣帛等を供養するが、ここでも「近来人々七星山王行疫加供」とあり、北斗七星・山王・行疫に対して蠟燭や銀銭・幣帛等を供養するが、ここでも「近来人々七星山王行疫加供」とあり、北斗七星・山王 第二に熾盛光法に於ては、七十天供と称し本尊と大壇の間に机を設けて標を立て、初夜の行法に七十余の諸天星辰

神に対する加供が近来行なわれるようになったことが見えている。

第三に一字金輪を本尊とする北斗法においても同書巻百四十二『北斗法』の『行事法』条によれば、一字金輪・北

斗・十二天と共に山王七社王子眷属を勧請することが定められている。

第四に、同じく一字金輪を本尊とし、天変日月食の時に修される一字金輪法に於ても「道場荘厳事」条に 或説七十天供可、備、之。光作法,若極略時。小壇儲、之。余計。備二十七坏」。十二天。四臂不動一。北斗一。九執一。若公家被、行、

之時、 聖天壇可ゝ有ゝ之。

山王・行疫への加供をなす場合があるという。 と見え、極略時には小壇をもうけ、十二天・四臂不動・北斗・九執・二十八宿・十二宮に対する十七坏の供養の他に

第五に一字金輪と表裏一双の関係にある仏尊とされる仏眼部母を本尊とする仏眼法に於いても、(읟) 教王房座主被√行;此法;度為;主御門左大臣,供之。見;支度。大壇奥方"蠟蠟十二坏一行居置。○十二坏、七曜七坏。九執一坏。

35 (357)

廿八宿一坏。十二宮一坏。山王行疫各一坏歟云々。

山王・行疫に各一坏であったか、と記されている。 と、十二坏の燭燭供が奉られるが、私註によればその内訳は七曜に七坏、九執・二十八宿・十二宮に各一坏、そして

『阿娑縛抄』によれば、以上の五つの別尊法に於て、山王への加供或いは拝礼が確認される。

四

そこで次に比較的史料の豊富な熾盛光法を中心に、これらの台密修法に於いて山王の祀られるようになった時期を

推定し、合せて山王・北斗同体説の形成過程をたどってみたい。

熾盛光法は『三代実録』貞観六年正月十四日条の円仁の卒伝に (嘉祥三年)四月円仁上奏言。除↘災致↘福熾盛光華仏頂是為┐最勝ړ。是故唐朝内道場中恒修┐此法↑為↘鎮ṇ国基ړ。

街西街東諸内供奉持念僧等互相π為番ィ奉↘祈⑴宝祚。 今須建⑴立持念道場護摩壇ィ奉ᆩ為陛下ゥ応↘修⑴其法﹞。 東青龍寺裏亦建ハ立皇帝本命道場、含ヘ勤ハ修真言秘法」。 詔日。 朕特発ハ心願」於ハ彼峯・建ハ立惣特院「興ハ隆仏法」。 唐国街

於、是勅惣持院安ス潤置十四僧」永令」修法」。

日御修法や、常暁が請来した太元帥法などの東密系の護国修法に比肩する山門独自の鎮護国家修法として位置付けら により我国に請来された秘法である。 円仁は嘉祥三年(八五〇)に奏して叡山に惣持院を建立し、 ここを天子の本命 を祈る熾盛光法の道場としたのである。これにより熾盛光法は、唐の内道場を模した宮中真言院に於て修される後七 とある如く、皇帝の玉体安穏・鎮護国家を祈念するため、唐の青龍寺の皇帝本命道場で修されていた法であり、円仁

れ 後世 『山門之秘犍・国家之珍重』の秘法として七仏薬師法・安鎮法(23) (後に鎮将夜叉法)、普賢延命法と共に山門

箇大法の一つに数えられることとなる。

のを、 あり、 して星宿法としての色彩を次第に強めていったものと思われる。 日食・月食・彗星・妖星等の天変により天子の命宿が犯され、或は流行病や鬼神の暴乱・異国の侵略等が引起される から熾盛の光焰を流出し、その光明によって日月星宿等の光輝ある諸天曜宿を教令祈伏する仏尊であり、 熾盛光法は『熾盛光仏頂威徳光明真言儀軌』等の経軌によれば、本来は天変に限らず幅広い現世利益を有する法で 熾盛光仏頂の威力によって鎮めることを目的として修される法であると記されており、 (3) 星宿法的性格は必ずしも鮮明ではなかった。だが『阿娑縛抄』によれば、熾盛光法の本尊・熾盛光仏頂は毛孔 星宿信仰の流行に即応 熾盛光法は

ば延喜年間より臨時修法の例が見えてくる。この点に関して速水侑氏は 法の事例を『阿娑縛抄』『熾盛光法日記集」と『門葉記』『熾盛光法」から拾い出し<表>に掲げたが、これによれ 熾盛光法は惣持院に於いて恒例の不断行法として修されたが、その他に臨時修法が行なわれるようになる。

十世紀貴族社会における本命日や本命星の信仰発達に対応する現象であり、延喜年間を境とする熾盛光法の盛行 個人の運命を星宿で説明しようとする、貴族社会の新たな信仰の動きに合致した結果である。

社会に於ける星宿信仰の流行に対応する形で臨時修法が行なわれるようになったのだろう。 と述べているが、正しく十世紀後半以降の陰陽道の星祭や密教の星供の盛行と軌を一にするものであり、 当時の貴族

引かれた長承元年(一二三一)九月の青蓮房法印勝豪の説に 熾盛光法の史的展開の第二の画期となるは、十一世紀の末頃である。即ち『阿娑縛抄』 「熾盛光法日記集」の中に

熾盛光者。至115円融房御時1。近代之体不2作。助修之数少。

不\奉:'蠟燭供!。

无三礼拝」。

自二一乗房御時1。

如

天承二 (一一三二) 三	天治二 (一一二五) 八	天治二 (一一二五) 八	永久四(一一一六)四	永久二(一一一四)正	嘉承二(一一〇七)十一	長治二(一一〇四)三	康和五(一一〇三)正	康和四(一一〇二)十	寛治六 (一〇九二) 十	承曆四(一〇八〇)七	天徳四(九六〇)九	天曆三 (九四九) 七	天慶八(九四五)十二	天慶七(九四四)七	延喜十一(九一一)秋	延喜五(九〇五)夏	年月
						15017	BIÉ 17	MC17			7-0	71-0-	240				
忠尋	応実	仁実	仁豪	仁豪	仁源	賢暹	賢暹	賢暹	仁覚	長宴	延昌	延昌	義海	明達	玄昭	玄昭	導師
三条東殿	、 女院御所東殿	土御門内裏				新大炊殿	仁寿殿	仁寿殿	賀陽院	定林房	一 仁寿殿	大日院	惣持院	物持院	宮中豊楽院	物持院	道
																	場
<u>-</u>					三十	三十		三千	+	八				十四四		十四四	伴僧数
七十二	八 十	七十余	八十			八十	七十余	八 十		七十二							蠟燭供数
	有		有※			有※	無 ※	有※									山王加供
一待賢門院息災延寿		天変	玉体安穏		日食・聖主当年星	天変		天変地妖		医自宜多征外	関当市美軍凶	天 ラ	天変三位名	天変・長本安急	鷺 恠		理
延寿					军星					•			Ŕ	哥			曲

長承元(一一三二)九	忠	尋	禁中	丰			孛星並地震
康治二(一一四三)十	行	玄	土御門内裏	丰			
天養二 (一一四五) 四	行	玄	禁中	辛			彗星御所
久安二 (一一四六) 十二	行	玄	土御門烏丸内裏	辛		_	星変
久安五 (一一四九) 六	行	玄	押小路殿				
仁平二(一一五二)二	行	玄	青蓮院御房	辛			公家御所
長寛元(一一六三)九	重	輸	押小路東洞院新内裏	辛	七十八	有	whomas and a
建久五 (一一九六) 七	慈	円	閑院内裏	-	七十九	有	天変・降雨
建仁二 (一二〇二) 十一	慈	円	春日殿	-	七十八	有	院御所
建仁四(一二〇四)二	慈	円	宇治平等院	辛			院御祈
元久二(一二〇五)二	慈	円	法勝寺	辛			
建永元 (一二〇六) 七	慈	円	熾盛光堂	辛			
建永二 (一二〇七) 三	慈	円	熾盛光堂	辛			
承元二 (一二〇八) 三	慈	円	熾盛光堂	辛			
<以下略>							

(山王加供の項の※印は『教王記』により推定した。)

台座主が良真から仁覚に交替するのは寛治七年(一○九三)のことであるから、この時期が熾盛光法の整備拡 充 され 十天供)も奉らず礼拝の作法もなかったが、一乗房仁覚座主の頃から近代行なわれるような形態になったという。天 と見えており、これによれば熾盛光法は円融房良真座主の時代迄は助修の数も少なく、諸天星辰に対する蠟燭供

る画期であったと考えられよう。

が、仁覚座主の時代であったと理解すべきだろう。 形式の行法が存在していたと見られる。それ故二十人の伴僧と七十天供と礼拝の作法が全て後世の如く恒例化したの ただし<表>の承暦四年の例によれば、七十二坏の蠟燭供が奉られており、既にこの時期には七十天供の加わった

臂不動・降三世・無能勝・烏蘅沙摩)を加えた七十六尊に対し、各一坏の蠟燭等の供物を奉るのである。(28) 女・虚・危・室・壁・奎・婁・胃)・護世八天(持国天・火天・焰摩天・羅刹天・水天・風天・多聞天・伊舎那天) 男女・蟹・秤)・二十八宿(昴・畢・觜・参・井・鬼・柳・星・張・翼・輛・角・亢・弖・房・心・尾・箕・斗・牛・ の諸天星辰に、八菩薩(熾盛光仏頂・仏眼部母・文殊・金剛手・救護恵、不思議童子・毘伹侶・観自在)・四明王(四 天・都史多天・大梵天・羅睺天・彗星天・浄居天・地天)・十二宮(師子・女・蝎・弓・摩竭・宝瓶・魚・羊・牛・ 熾盛光法に於ける七十天供 は 十 六 天(日天・月天・火天・水天・木天・金天・土天・大自在天・帝釈天・那羅延

この七十天供は『阿娑縛抄』『七十天供』に

昔^唯此供許ヲモ修シケッ゚近来熾盛光御修法之時ノ外不」聞」之。(ダ)

また礼拝も元来七十天供に於ける作法であり、 長宴(一○一六─一○八一)が師・皇慶(九七七─一○四九)の口伝を

と見えており、そもそもは単独で行なわれていたものが熾盛光法に包摂されたものと考えられる。

筆録した『四十帖決』の巻第九の七十天供の行法に関する記事中に

次可レ礼テサ拝ス七十余尊ヲ;。謂ニ一々尊;。若一二五七乃至百反。一々起居シッテ礼スト之ッ。如ト膿膿藻タトシーン(***)を明治を言う。 こくだい かんしょうしょ (※) (※)

そもそも七十天供は『四十帖決』に『七十天供〈人師〉意楽也」と見える如く、確たる経軌に基づくものではなく、(※) 割註によれば陰陽道祭祀の影響を受けた作法と考えられる。

時に幣帛を供える例もあるなど、全体に陰陽道の星祭の行儀を取り入れて成立したのではなかろうか。(w)

た。 ともあれ七十天供を行法の中に組み入れたことにより、熾盛光法の星宿法としての性格は強化される こ と と なっ **熾盛光法に山王への加供がなされるのは、それから間もなくのことである。即ち『阿娑縛抄』には次の如く見え**

教王記云。曼荼羅有:,七十七尊;。依:,此員,蠟燭供儲,之。衍慈;。可,是示,十坏;。(記)

る。

ける山王加供の初見は康和四年十月の賢暹の修法であるといえよう。 は八十坏の蠟燭供が奉られており、北斗・山王・行疫に対する加供の行なわれたことが判明する。即ち熾盛光法に於 られる。これによれば蠟燭供は熾盛光曼荼羅の七十七等に対して奉るが、時に北斗・山王・行疫への各一坏を加えて の事例は七十余坏とあり、北斗・山王・行疫への加供はなかったと推定されるが、康和四年と長治二年の事例に於て 八十坏奉るという。この坏数に関する記述を<表>の中の賢暹自身が導師を勤めた修法例に当てはめれば、 この『教王記』とは先述の如く、長宴の弟子で天台座主にも上った教王房賢暹(一〇二九—一一二)の著作と考え 康和五年

による康和元年閏五月の修法におけるものであった。この二例ともに教王房賢暹の手により山王の加供がなされたこ ていないものの、 ここで先述の他の別尊法における山王加供の諸例を振り返るに、一字金輪法は山王加供の始まった年代が明記され 七仏薬師法は賢暹の『教王図』に加供のことが見え、仏眼法における山王加供の例も、 教王房座主

とを示している。 ―尚、北斗法は後述の如く山王加供の年代はかなり下るものと思われる。

ることになったものと考えられる。金輪法への山王加供も、ほぼ同時期に行なわれるようになったと見て よ い らくは賢暹の手で康和年間の頃には、熾盛光法・七仏薬師法・仏眼法に於いて時に応じ山王の神への加供が行なわれ 賢暹の師・長宴の『四十帖決』では、修法に於ける山王加供のことは一切触れていないことを考え合わせれば、

う_。

以降、 立されるのである。ここに従来から山王を鎮護神として仰いできた延暦寺の天台僧が、 日吉社乃至は山王信仰と密接不可分の関係をもってくることとなる。 るようになった日吉山王の神を台密修法の中に組み入れて祀ることとなったのであろう。これは嘉保二年(一○九五) 制度として編成されてくるが、この二十二社制は永保元年(一〇八一)に日吉社の加列が恒例化されることに より 確 家祭祀に占める地位が向上したことが考えられよう。二十二社制は律令神祇制度の形骸化に伴ない、 熾盛光法をはじめとするこれらの諸尊法に山王の加供がなされるようになった要因としては、この時期日吉社の国 山門嗷訴に日吉社の神輿を舁ぐようになったことと同軌の現象であり、この時期を境に延暦寺の組織や教法が 国家的レベルでの崇敬をうけ 新たな国家祭祀

また山王の加供が特定の諸尊法に於てのみ行なわれた点については次の様に考えられる。

大法中の蘇悉地の本尊とされており、 る。また金輪法・仏眼法についても、 るが―先述の熾盛光法と共に後世山門四箇大法の一つに数えられ、東密では修されることのない台密独自の秘法であ 先ず七仏薬師法は、天台座主が導師となり公家の奉為に修される法とされ―ただし十二世紀中葉にその原則は崩れ その本尊の金輪・仏眼は台密が胎金両部を成就する法として独自に立てる三部 台密に於ては特に重んぜられる仏尊である。(3)

よってこれらの諸尊法はいずれも台密独自の、 乃至は台密教学の独自性を体現する秘法であり、 それ故天台擁護の

形で祀ったのであろう。

神である山王の加供が行なわれることとなったのだろう。

また山王を諸天壇や夜叉壇に於て供養する形で祀ったということの信仰的意義については、 『門葉記』 巻第

仏眼法一」の中に引かれた、次の如き慈円の所説が参考となろう。

承元四年正月十八日仰云。 七曜壇、尚只如二十二天壇等」。 雖、不、相コ並余壇「如タ常古摩ノ始゚始、之。

世天段ノ時可と

四十

修」之也。本尊段"〈供;]権者;。小壇"〈可」供;]実者;也。(タト)

この前半部は仏眼法に於ける七曜壇の行法に関することであるが、問題は末尾の一文であり、本尊壇には権者を供

養し、小壇には実者を供養すべきであると述べている。

れに対し迷える存在である下級の神を実者神(実者・実迷神・実類神)と捉えたのである。 この権者・実者の概念は中世の仏家神道に於て盛んに援用され、仏菩薩の垂迹である神を権者神 (権社)

たのであるから、これら夜叉・諸天・星辰と同類の実者・雑類として理解されていたものと思われる。 右の慈円の説によれば、山王の神は行疫神と共に本尊壇(大壇)ではなく、十二天壇・夜叉壇等の小壇に加供され

即ち康和年間頃の台密修法への山王加供は、神祇実類観に基づいてなされたものであり、未だ山王の神に対しては

本地垂迹説は適用されていなかったものと考えられる。 本地垂迹説は『三代実録』貞観元年(八五九)八月二十八日条の恵亮の上表文中に『大士垂迹。或王。 或神。」と見

え、ここにその先蹤が認められるとされるが、日吉社に於て具体的な仏菩薩との本迹説が唱えられるのは『宝物集』(※) 祇実類観の域に止まるものであったと思われ、こうした神祇観に基づき、山王の神を夜叉壇や七十天供壇に加供する や『梁廛秘抄』が早い例であり、即ち十二世紀の後半以降のことである。それ故康和年間当時の山王信仰の大勢は神

は後に論及することとして―熾盛光法の星宿法としての性格を一層強化しようとする意図が存したものと 推 またこの時期に山王と共に北斗七星の加供がなされたことは―これが直接山王・北斗同体説に連なるものであるか 測 され

る。

法を中心とする秘密修法を行なりことを定めた。その詳細は『門葉記』巻第百三十四所収の承 元 二 年(一二〇八)十 国家道場として大懺法院を建立する。この大懺法院は熾盛光堂と阿弥陀堂からなっており、熾盛光堂に於ては熾盛光 ここでさらに熾盛光法の展開をたどるに、鎌倉時代に入ると慈円が元久二年(一二〇五)に後鳥羽院の奉為 K 鎮

月の後鳥羽院の御願文に次の如く記されている。

講。又毎月之勤也。復次大熾盛光法々花等各七ヶ日。是毎年之勤也。(※) 護摩。各七箇日次第勤行。是毎月之勤也。復次始ゝ自,,七日 |到,,十三日 |。限以,,七日 |奉ゝ供,,北斗 |。三日慈恵大師 不動護摩等七箇事。是長日之勤也。復次朔日七十天供。晦日山王供。其中間廿八ケ日。薬師金輪仏眼不動等四壇 法花虚空会等五部曼荼羅。各彰;;之丹青;。安;;其道場;。<中略>熾盛光堂則熾盛光一字金輪仏眼薬師法華等行法 光二菩薩十二神将不動明王兢伽羅勢多伽二童子毗沙門天王吉祥天女日吉大神本地仏菩薩像一字金輪仏眼北斗両界 三間四面熾盛光堂一字。奉\安;置八尺金銅一字金輪種子;。召;乃貢於楊州;。 瑩;惠光於蓮宮;。 薬師如来日光月

を奉り、三日には慈恵大師講を営むことが定められている。 に山王供、 光堂に於ては長日の勤行の他に、年に一度七ヶ日の大熾盛光法・法花法等を行ない、また毎月朔日に七十天供、 不動明王と脇侍の二童子・毘沙門天王・吉祥天女・日吉大神の本地仏菩薩像といった尊像を安置していた。また熾盛 これによれば、 残る二十八日間に薬師・金輪・仏眼・不動等の諸法を順次修し、別に毎月七日から十三日の七日間北斗供 この熾盛光堂には八尺金銅製の一字金輪種字を本尊とし、 薬師如来、 日光月光二菩薩・十二神将・ 晦日

によれば、

七十天供に関して、

によれば、山王七社の本地仏である三如来四菩薩の像であったと思われる。 ここで注目されるのは、この熾盛光堂内に「山王大神本地仏菩薩像」が安置されたことである。 「仏菩薩」とある

に青蓮院門跡の管掌する秘法として定着していくこととなる。 が形成される布石として大きな意義を持つものと考えられる。尚、 具象化されたことは、熾盛光法に加供される山王神が従来通り実類としての法式で供養養されながらも、 上からは実類神から権者神の地位に上昇したことを意味するものであろう。この二点は後に熾盛光仏頂=山王本地説 る。また第二には山王の神が本地垂迹説の理論的枠組みで捉えられ、熾盛光堂内への本地仏の安置という形でそれが この山王七社本地仏の安置により、第一に熾盛光堂内で修される熾盛光法には山王の加供が恒例化したと推測され 熾盛光法は慈円による熾盛光堂の建立以後、 信仰心意の 次第

五

以上の如く熾盛光法を中心に台密修法の史的展開を追ってみたが、これを踏まえて次に山王・北斗同体説の成立に

ついて考察してみたい。

により推定される。即ち仁平四年(一一五四) 成立の静然撰『行林抄』巻十『熾盛光法下」の『七十余尊名 数』 である。ただし、これが特に山王・北斗が同体であるとの観念に基づいてなされたものでなかったことは、 先述の如く『教王記』等によれば、康和年間頃に熾盛光法に北斗・山王・行疫の加供が行なわれるようになったの 次の史料

私云。以上七十七尊也。若北斗七星如繭墨山王三聖行疫加;此等;者。 都八十九位也。

疫は一坏の蠟燭供を奉るとしている。若し山王と北斗の同時加供が、山王・北斗同体観に基づくものであるならば、 と見えており、七十天供に北斗・山王・行疫を加える場合、北斗は輔星を加えて八坏、山王は三聖に対して三坏、行

北斗七星に対応すべき山王は当然七社の神であらねばならないのが、ここに於ては三聖の神を供養しており、対する

北斗も輔星を加えて八位としている。これは取りも直さず十一世紀中葉迄は山王を北斗に比擬し、同体と見做す考え の成立していなかったことを示していると云えよう。そして恐らく七仏薬師法・仏眼法等に於てもまた同様であった

か。即ち『門葉記』巻百六十五所収の永享十一年(一四三九)十月二十三日『北斗法愚記』の『此法功能事』条に次 むしろ山王・北斗同体説成立の直接の契機は、北斗法に於て山王七社が祀られたことに求められるのではなかろう

の如く見える。

生札三云事。儀軌説相分明也。仍祈ṇ禱命增長。望ṇ官位福禄。専任此尊。能々可ゝ信、之矣。 内眷属。顕"大日如来功徳。依\之金輪仏眼殊以:"北斗之所帰 | 也。大方転:|定業 | 事。此七星之功能也。削:|死札|付| 不、憑、之。 山王者又遍:照東隅,殊擁:護我山。 知往因厚;此山;云事。誰輩不、仰、之矣。 況又北斗七星者為;仏眼尊 則在、天者名:|北斗七星。在、地者称:|山王七社。北斗者偏懸:|南浮之空|全不、渡;|余州。知宿習深:|此州|云事。何人 凡人之持;,運命;,専在、帰;,此尊;。尤可、持;;念之;。星宿深秘之中深秘也。諸星宿曜等雖、多、之。以;,七星・為;,最上;是

北斗法に関わる教説であったことを示すものだろう。 北斗法の功能を述べた右の文中に山王七社と北斗七星の同体なることが記されており、これは山王・北斗同体説が

如く『阿娑縛抄』に至って明記されてくる。管見に及んだ限り、北斗法に山王を祀った初見は次に示す『門葉記』巻 北斗法に山王を祀ることは、『四十帖決』や『行林抄』『三昧流口伝集』等の台密の典籍には未だ見えず、先述の 50

百六十二所収の建長元年(一二四九)六月の座主道覚親王の修した北斗法の記事中に求められる。

西山宮

建長元年六月九日。於御本房自三今宮御祈被、修山北斗法

大阿闍梨天台座主入道無品親王道-

助修六口

\$\frac{\text{\tin}\text{\te}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\te}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\te}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\te}\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\texi}\text{\texit{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\texi}\text

諸天漢語讚出之。五反。供養段初。

承仕参蠟燭火付。

仏供前居之。幣 帛。

先灑水。

礼拝有増加事。妙見尊星王。次山王七社。

御本命元神。次行疫神等云*。

修大施主殿下云、。

関白浄衣白平袈裟御着用。

御加持三箇度。(4)

礼が行なわれたことが知られる。北斗法に山王・行疫への礼拝が加わったのは、 この時の北斗法の行法中に於て礼拝の増加の事があり、 仏眼法がいずれも星宿法としての性格を有していること、また一字金輪乃至は金輪と同体とされる仏を本尊とし 臨時に妙見尊星王・山王七社・御本命元神・行疫神への拝 山王加供のなされる熾盛光法・金輪

ていることの二点に於て北斗法に極めて類似していることから、これらの諸尊法からの影響によるものと考えられよ

次加持献之。或人云。嚴

47 (369)

この時期に山王・北斗の同体観が形成されていたことの傍証として、第一に『新後撰和歌集』所載の日吉社の社司 ここに山王七社への礼拝が行なわれたことは、七社と七星との同体観を前提としているものと理解される。さらに

祝部成茂の『あひにあひて日吉の空ぞさやかなる七つの星のてらす光に」との歌がある。祝部成茂は祝部氏系図によ

れば、建長六年(一二五四)に七十六歳で死去しており、このことからも建長年間迄には山王七社を北斗七星に 比 擬

月に前年の嗷訴の張本として山門追却を宣下されており、後嵯峨院への伝授はそれ以前になされたこととなろう。(も) する思想が成立していたものと考えられる。(4) 山王の七明神と北斗七星との同体説を伝授したと見える。もしこれが事実とすれば、 以上の二点を勘案すれば、山王・北斗同体説は鎌倉以降建長年間迄、恐らくは建長年間をさほど遡らない時期に形 第二には、史料としての信頼度は劣るが、先掲の『三業相応三輪山王』印の記事によれば、雲快僧正が後嵯峨院に 雲快は文永二年(一二六五)八

成されたものと考えられる。

だが七仏薬師と北斗七星との同体説は経軌には勿論、 王・北斗同体説が導き出されたとするならば、七仏薬師信仰に北斗七星との同体説の存在することが前提となろう。 神道説(前提侶似俀俀)に至ってはじめて認められるのである。 抄』の七仏薬師関係記事にも見出すことが出来ず、『山王密記』『金剛秘密山王伝授大事』『渓嵐拾葉集』等の山王 最後に七仏薬師を山王・北斗の本地とする教説の成立について付言したい。もし七仏薬師信仰の系統から独自に山 『四十帖決』『行林抄』『三昧流口伝集』『阿娑縛抄』

が順当ではなかろうか。ただしこの付会にも、 礼拝の形式で祀ることにより生み出された山王・北斗同体説を、鎌倉末期に至って七仏薬師信仰に付会したと見るの よって七仏薬師信仰の側から山王・北斗同体説が導き出されたと見ることは出来ない。むしろ北斗法に山王七社を 単に七仏と七社・七星の数字上の一致のみならず、七仏薬師法に於け

る康和年間以来の山王加供の実修が前提となっていたことは疑いない。

六

神道に説かれるところの山王・北斗同体説の成立を認めることが出来よう。 (報) 倉の建長年間頃迄には北斗法に於て山王七社の神に拝礼する作法が行なわれていたものと考えられ、この時点に山王 景として熾盛光法・仏眼法・七仏薬師法等の台密修法中に山王が加供されるようになった。これを先蹤とし下って鎌 以上の山王・北斗同体説の形成に関する考察から結論すれば、先ず康和年間頃に当時の日吉山王の信仰の発展を背

らの仏を本尊とする台密星宿法に関わりながら形成されたことを物語るものであり、七仏薬師と山王・北斗との本迹 説はむしろ二次的に派生した教説であったと推測される。 山王・北斗同体説に熾盛光仏頂・一字金輪を山本の本地とする説が付随しているのは、山王・北斗同体説が、これ

利益を世に宣布するための教義的な裏付けとしても機能したのではなかろうか。 仰に導入し、山王の神を衆生本命霊神とし、延いては麤乱神・荒神・宇賀神・胞衣神であると説いて、山王の神徳(4) が、その一方では中世に於ける本命(司命)思想に基づく北斗信仰や冥府信仰の流行に対応して、本命思想を山王信 山王・北斗同体説は一方で熾盛光仏頂・金輪・仏眼・七仏薬師との本迹説を介して台密教学と連繫したの で ある

し残した問題や詳論すべき点も多いが、今後の補考を期すこととして稿を終えることとしたい。 世社会に流行した北斗信仰や本命思想を山王信仰の中に取り込むために形成された神道説であったと考える。 この様に山王・北斗同体説は、日吉山王の神とその信仰を本迹説によって台密教学のもとに位置付け、 一方では中

- 1 三崎良周「山王神道と一字金輪仏頂」(印度学仏教学研究第八巻第二号)「再び山王神道と一字金輪仏頂について」(天
- 台学報創刊号)。本稿はこの他に以下の註に引用する三崎氏の諸論考に負うところが大きい。
- 2 大宮の勧請は天智朝とも、最澄の手によるとも伝えられるが、確実な史料に拠る限り『三代実録』貞観元年正月二十七日 条の大比叡・小比叡の二神に対する神階奉授の記事が、二社体制の成立を確認出来る最古の例である。
- 3 正確には万寿五年(一〇二八)以降永久三年(一一一五)迄、最も下っても保延六年(一一四〇)迄には山王七社の体制 ろ「大小比叡山王三聖」との語の存することが判明した。よって山王三聖の体制の成立は『制誠文』の草された仁和四年 制の成立を円珍の座主在任中以降のことと推断したが、その後円珍の『三箇条制誠文』自筆本を写真により披見したとこ が成立したものと考えられる。詳しくは拙稿「山王七社の成立」(神道学第一二五号)参照。尚、この中で山王三聖の体 (八八八)以前に遡るものと考えられる。以上謹んで訂正させて頂きたい。
- 4 ただし『内裏儀式』によれば、四方拝での属星への拝礼は「当年属星」即ちその年の十二支に該当する属星 を 拝 尚、四方拝の成立に関しては所功「元旦四方拝の成立」(『名古屋大学日本史論集』上巻八吉川弘文館>)参照。 i た
- 5 書・本条・本文の存在意義―」(青山学院大学文学部紀要第二三号)に詳しい。 『朝野群載』巻九十五所引「善家異記」。陰陽道諸祭の初見については山下克明「陰陽道における典拠の考察―いわゆる本
- $\widehat{\mathfrak{G}}$ 『村上天皇御記』天徳四年十二月十七日・二十一日条。
- 7 平安時代の星宿信仰や秘密修法の展開については速水侑『平安貴族社会と仏教』<吉川弘文館>第一章参照、
- 8 神宮文庫蔵『山家要略記山王部霊応記第二』による。『山家要略記』は義源の編纂と考えられ、本巻は奥書によれば正応一 (一二八九)の成立である。拙稿「伝大江匡房撰『扶桑明月集』の成立について」(神道宗教第一一八号)参照。
- 9 西教寺正教蔵本による。大日本仏教全書本『山家最略記』にも合冊の形で収められている。本書は奥書に「正和元年己子 五月十六日申刻於||比叡山神蔵寺閑窻| 伝書畢」と記されている。撰者の名は記されていないが、応長元年から正和四年迄 (印度学仏教学研究第一五巻第一号) 参照。 ·間に神蔵寺に住した義源の撰と見られる。義源と神蔵寺との関係については尾上寛仲「比叡山東塔別所神蔵寺の教学」
- 10 西教寺正教蔵。 本書には奥書がなく、 鎌倉末期以降の成立と思われるが詳細は不明。
- 11 『天台宗全書』第一二巻所収。

- 12 『大正新修大蔵経』(以下『大正蔵』)第七六巻五一五頁。
- いる。三崎良周「円仁の密教における一二の問題―蘇悉地の形成と一字仏頂輪王―」(『慈覚大師研究』<早大出版部>・ 一字金輪仏頂と熾盛光仏頂を同尊とするのは『大聖妙吉祥菩薩説除災教令法輪』(『大正蔵』第一九巻所収)に示されて 『伝教大師と天台宗』<吉川弘文館>所収)| 仏頂系の密教―唐代密教史の一視点―」(『吉岡博士還暦記念道教研究論集
- 14 鈴木学術財団編『大日本仏教全書』(以下『大日仏』)第五八巻五頁。
- 15 16 『大日仏』第五八巻六六頁。ただしこの文は法曼流静然の『行林抄』「熾盛光法下」の「道場荘厳」条からの引用である。 『阿娑縛抄』「抄中可:|用意|事」の凡例による。聖昭・契中の生没年は不詳。
- 17 『大日仏』第五九巻二七五頁。
- 18 仏眼部母と一字金輪仏頂が表裏一双の関係にあるとの根拠は『一字仏頂輪王経』(『大正蔵』第一九巻所収) 『大日仏』第五八巻五〇頁。
- 六九・七○号)及び註(12)の「仏頂系の密教」参照。また『渓嵐拾葉集』巻第一六「仏眼法事」に 閣一切瑜伽瑜祇経』(『同上』第一八巻所収)に存する。仏眼に関しては三崎良周「慈鎮和尚の仏眼信仰」 (密教文化第

『金剛峯楼

近||付中台||列||七星||此意也。口伝云々(『大正蔵』第七六巻五五五頁)

と見える如く、法曼流の星供には仏眼を本尊とするという。また七曜或は七星を眷属とするなど、仏眼と星宿信仰との関

20 『大日仏』第五八巻一一八頁。

係は深い。

- 21 だし十二天壇を設ける場合は、ここに山王・行疫を加供するという。) 尚『門葉記』巻第四十の建仁三年(一二〇三)十月十九日の慈円の修した仏眼法の記事によれば、 七曜壇が設けられ、この中の七曜壇に於て七曜・計都星・羅睺星と共に山王・行疫の加供されたことが見えている。(た 道場に大壇、
- 23 22 同右。 『阿娑縛抄』「熾盛光法」 (『大日仏』第五八巻六一頁)。

51 (373)

- 24 『平安貴族社会と仏教』四五一六頁。
- 25 『大日仏』第五八巻七九頁。
- 26 但し、八菩薩を除外して六十八尊とする場合もあり、またこれに山王・行疫・北斗(一坏又は七坏)・泰山府君・五 道 大
- 27 『大日仏』第六〇巻四六頁。

神を随時加供するので、流儀により坏数は異なる。

- 28 『大正蔵』第七五巻九〇八頁。
- 29
- 六字法に陰陽道の河臨祓を習合させて成立した六字河臨法等もこれと同様の事例であろう。六字河臨法の成立 につ いて は、村山修一『古代仏教の中世的展開』<法蔵館>第一編、岡田荘司「私祈禱の成立―伊勢流祓の形成過程―」(神道宗
- 31 『大日仏』第五八巻六六頁。

教第一一八号)参照。

- 32 『百錬抄』永保元年十一月十八日条。
- 33 三崎良周「円仁の密教における一二の問題」 (註(12))。
- 34 『大正蔵』図像部第一一巻三六五頁。
- 安津素彦『神道思想史前編』<神社新報社>一五〇-三頁、高藤晴俊「本地垂迹説受容の思想的背景」(神道学第一〇三
- 36 『大正蔵』図像部第一二巻三一三―四頁。
- 37 宮=普賢である。尚この他に既述した如く、山王(総体としての山王、或は日吉大宮の神)の本地を金輪・熾盛光仏頂 山王七社の本地仏は一般に大宮=釈迦・二宮=薬師・聖真子=阿弥陀・八王子=千手・客人=十一面・十祥師=地蔵・三
- 38 『大正蔵』第七六巻九八頁。

尊星王に当てる台密系の本迹説が存する。

- 39 『大正蔵』図像部第一二巻五三二頁。
- 40『大正蔵』図像部第一二巻五〇九頁。
- 尚、西教寺蔵及び正教寺蔵の山王曼荼羅にも七社の本地仏の図像の上に北斗七星が描かれている。この二つの曼荼羅はい

ずれも鎌倉時代の作成であると推定されるが、正確な作成年代は不詳である。

 $\stackrel{\bigcirc}{42}$

- 43 それ故、山王七社の制は北斗七星信仰に導引されて成立したものではなく、先ず七社制の成立が先行し、 時代に入って山王・北斗同体説によって七社制に対する教学的意味付けがなされたと理解される。 『増補天台座主記』<第一書房>二五八頁。尚、『天台座主記』によればこの時雲快は日吉社権別当の地位にあった。 しかる後に鎌倉
- 44 先掲Cの『三業相応三輪山王』の記事を参照。類説は他の山王神道書にも幾つか見出せる。
- 45 一例を示せば『七社略記』に、日吉十禅師の神に関して次の如く見える。 十禅師荒神申事。御遺告云御廟為;[慈悲質直之者;施;]利益。是名;,十禅師; 為;[穢悪邪欲之者;成;]夭恠;名;[麤乱神,荒神也。

池上御記口決真言荒神名;[鷹乱神主] 十禅師大明神者名;|字賀神] 是則一切衆生之胞衣寿福神也。自;|胎内五転之元初。 至;命終一念之最後。莫、不;彼神加護

この説は先述の『門葉記』巻第一六五所収の永享十一年の「北斗法愚記」中の「本命元辰事」条に (『天台宗全書』第一七巻二二九頁)

養此本命星,故也。如"夫妻之変、契時還成。敵。 尤以帰,,本命星,云<。又荒神者宇賀神同体也。 荒神,作..障礙, 静之時者変..字賀,与...福智, 故可、帰者本命星。可、祟者命業胎也。可、思、之。 先生本命星荒之時。成1

また「命業胎三宿事」に

猶引;|今生||也。次胎宿者。宿||胎内||之間守;|護之| 星宿也。即名;|胞衣神|是也。保;|一命|送;|一生| 無、非;|星宿之衛護。 此命宿者。今生一期之間衛護之星宿也。次業宿者。先生本命星也。依;;前業之修因;定;;現在之果報;之故。先生本命星

て本命星の変作としての神格であることに由来するのであり、広くは北斗の本命星信仰に基づく所説といえよう。 とあるに基づくものであろう。よっで山王(十禅師)を荒神・麤乱神(障礙神)・宇賀神・胞衣神とする説も、これらが全

元明太上天皇の葬儀が意味する葬送儀礼史上の断絶点

―君主、時間の概念の変質をめぐって――

フランソワ・マセ

「論文要旨」 七二一年、元明天皇は葬儀の一週間後、火葬されたその場所に遺骨を置き、埋葬された。一四年前の文武天皇の葬 儀の際は、六カ月間殯が行なわれ、後に陵に埋葬された。

時間の更新を、新都の建設と共に空間の更新を、可能にする過渡期を開始させた。 律会国家の成立と共に、君主権は君主の人格そのものから独立し、空間は固定された都の建設を中心に置くことになった。 古代の葬儀では、世界の主要統治者である君主の死は、屍体の穢れが一種の再生の条件となり、新君主の即位と共に循環的

種の自由を与えた空白が生まれ、同時に死・死者に対する新しい不安の源泉をも生み出すことになったのである。 時間も、直線的なものへ変質した。古代の葬儀が消滅でき、又したであろう時期は、これらの要素がすべて確立された時であ しかもその時仏教は、死のすべての側面を組織できる儀礼を提供できる状態ではなかった。ここに、葬送儀礼の選択に一

[キー・ワード] 飛鳥/奈良―葬儀史上/断絶―殯/主権―時間/空白/観念―仏教/死体

を始め畿内の貴族と官僚の間にその影響が広がり、その断絶の象徴は天皇の殯の消滅として現われた。同時に古墳の はっきり現われている点である。むろん、この断絶は、当時の日本の社会全体に影響を与えたのではなかった。 飛鳥・奈良時代の葬送儀礼の研究上興味深い点の一つは、長期にわたって行われてきた葬送儀礼に明らかな断絶が

葬までの間には六ケ月の隔たりがあり、その間伝統的な殯の官の儀礼が行われている。天武・持統太上天皇のための 共存したことが明らかである。 まで行われていた殯・誄・諡といった儀礼は持統太上天皇の葬儀の場合と同様、新しい仏教儀礼である火葬・中陰と も火葬されたが、一週間後に天皇のために用意された山陵に埋葬されている。従って、文武天皇の場合にも、 最後の誄を奉した当麻真人智徳は、文武天皇の死に際しても誄と和風の諡を贈っている。持統天皇に続いて文武天皇 の同じ日に文武天皇は飛鳥の岡で火葬され、二十日、檜隈の安古の山陵に葬られたのである。天皇の崩御の日から埋 を任命された。同日、 まで四大寺に於きて斎を設く」ことが定められ、十月三日には、新田部親王を初め五位以上の者五人が御竈を造る司 とが定められた。又遣詔に従って『哀を挙ぐること三日、凶服一月」とされたのである。更に『初七より七七に到る この断絶を具体的な形で示すため、ここで文武天皇と元明太上天皇の葬送儀礼を紹介する。続日本紀によれば、文 慶雲四年(七〇七年)六月十五日、 崩御した。 十六日、 志貴親王と他の五人が殯の宮の事に供奉するこ 山陵を造る司、御装の司も任命された。十一月十二日、当麻真人智徳が誄をし、 諡を与え、そ その時

に対する一種の否定であり、 かったばかりか、 た。そして十三日に、元明太上天皇は火葬されたその場所で埋葬されている。崩御と埋葬の間にはわずか六日しかな 十二月七日に崩御し、 て去られ、火葬のみが行われた。持統太上天皇と同じく元明太上天皇も、遺詔により哀も服も不要と指示していた。 これに対し、十四年後の養老五年(七二一年)に行われた元明太上天皇の葬儀の場合、伝統的要素はことごとく捨 埋葬にあたって適当な山陵も造られなかった。又、天皇が自身で決めた諡号も、伝統的な華麗な諡 八日に長屋王と藤原朝臣武智麻呂が御装束の事を行い、大伴宿禰旅人が営陵の事に 任 命 さ れ 『其の国其の郡の朝廷に馭字天皇』と非常に簡素である。これ以上に質素な天皇の葬儀

内で少し言及してみたい。

天皇の殯を中心に展開されていたと考えられる。それに対して元明太上天皇の場合、崩御から埋葬までの一週間 て、誄・奠・哀・音楽等の儀礼が繰り返し行われたという。ということは、この殯の二年間、一覧ない。 含 つ 味する歴史の断絶はより鮮明に現われる。天武天皇の場合、殯は二年以上も続いている。又その間、 終わりを告げた。朱鳥元年(六八六年)に崩御した天武天皇の葬送儀礼と比較すれば、この元明太上天皇の葬儀が意 は 奈良時代の葬送儀礼史上に例がないが、文武天皇の葬儀を境として、上代の、長い殯を中心とした天皇の葬儀は 火葬の日を含めて、王侯卿相及び文武の百官は遺詔に縫い、平日と同じく職掌を離れなかったと続日本紀に記さ 朝廷の生活は全面 何回にもわたっ の 蕳

あったのか否か、あったとすれば、 しなければならない。更に、同時代の政治、 ある。又、断絶以後の、すなわち奈良時代の葬儀の具体的様相、仏教と薄葬思想の影響がもたらしたものを明らかに 儀礼の特徴を明らかにし、それが宗教的、社会的、 この断絶の意味するものを理解するためには、文武天皇の葬儀をもって終焉を告げる、殯を中心とした上代の葬送 葬送儀礼の変遷とどのような関係があったのかについても、筆者の調べ得た範囲 社会、 思想、 政治的レベルでいかなる役割を果たしていたのかを捉える必要が 世界観、感受性、 時間の観念等に大きな変化或いは断絶が

れている。

奈良以前の葬送儀礼

な答を引き出すのは難しいが、 濱を中心とした奈良以前の葬送儀礼を研究するには、一つの困難として文献の少なさがあげられる。 いくつかの考察が可能である。 (五来重先生、3) 和田萃氏が既に指摘したように、 従って、 折口

葬についての研究をもとにして別の機会に殯を分析してみた。) 信夫などがとなえた『殯は死者を蘇えさせる儀礼である』という説は受け入れ難い。筆者はヘルツ(Hertz)(5)

- われたため、殯の長さに関係なく、空位状態は必然的に避けられる仕組みになっていた。言い換えれば、上代の日本(9)、メ゙ たため、必然的に長期間の空位状態が続くのが普通であった。中国の殯も長く続いたが、中国では即位が柩の前で行 て殯が行われている。又、書紀に見られる天皇の場合、後継者の即位が常に埋葬の後、すなわち殯の終焉後に行われて。(*) に見られる歴代天皇の殯は、少くとも数ケ月間続いている。時には敏達や天武天皇の場合のように、数年間にわたっ 人には何らかの理由があり、そのために長い空位状態が必要とされたと解釈できるのである。この問題には後で触れ 魏志倭人伝に描かれた葬儀が十日間続き、古事記中の天若日子の葬儀が八日八夜であったのに対し、日本書紀
- 体を長期間あがめていた。この事実は、それ以後の日本で見られる穢れの概念では説明し難い現象である。従って、 合、宮殿内にある特別な建物を建て、君主の宮殿のほぼ中央に位置するこの建物内に、穢れの源となる腐敗状態の死 死体との接触を避けるには、火葬・水葬・死亡直後の埋葬等の様々な方法がある。にも拘わらず、上代の日本人の場 に、小くともある古い形の殯の儀礼の中心が、腐敗状態にある死体だという点は明らかである。この腐敗状態にある 訪問神話の一書の中で、イザナキが腐敗状態にあるイザナミを見つけるのが『殯斂の処』であることが示している様 に、殯の期間中、死体に対しどのような扱いがなされていたのかは殆んど知られていない。しかし、日本書紀の黄泉 るが、恐らくこれは、君主と時間の概念に関連していると考えられる。 上代社会では殯の期間中に死者のもたらす腐敗、そして死の穢れが、何らかの欠くべからざる役割を果たしていた可 殯と空位の問題に即して言えば、長期間の葬送儀礼と直接に関係があるのは腐敗の問題である。残 念 な こ と

る。

揺ぎないものとするためには、 殯の場合、三ヶ月から一年という通常の期間の場合には、 だけの状態にならなければ死者の霊が他界へ行かれないという信仰に基づいて、二重葬が行なわれる。(ご) 豪華さに関連していると考えられていたことが想像できる。この死者の霊の行方と死者の置かれる環境との(ミロ) 殯と埋葬という葬儀形式がとられたのは、 は る。 (c) 文献によれば死の直後から、 玄室内部の装飾などを見ると、 上代日本における霊魂観については不明の部分がまだ多いが、この時代の墓の大きさ、 その理由の一つとして死者の魂の行方が死体の取扱いに関連している、という観念があったことが 挙 ある時期に生じる死体の肉体上の変化が必要だと当時考えられていたためだと思われ すなわち既に葬送儀礼の時点から始まっている。 死者の霊の行方が、ある意味で死体の保存の仕方、更にはその安置された場所 埋葬の前に、 言い換えれば死者の霊が死後の世界における安定した地位を 死体は骨だけの状態にはならなかったが、二重葬にあたる 又 他の文化圏の場合、 副葬品の数、 日本の天皇の 石棺の美し 間 死体が骨 げ の関連 5

能性が強い。

期に死体が安置されている殯の宮までやって来た。というのは、 態度も死者の霊の行方と直接結びつけて考えられていたと思われる。 皇の場合、 皇の殯までは、 $\dot{\oplus}$ (d) 心を成したからである。 更に殯の場合、 皇太子である喪主を初めとして喪に服すべき人々は、 殯の期間中、 直接に関連しているのは死者の霊と死体の置かれた状態だけではなく、残された近親者の生活 又 死者と直接の関係があった女性達は殯の宮に籠ったのである。一方この殯の期間中、 天皇の殯で長期間にわたった場合に限って言えば、 残された近親者等の感情と立場とが、 挙哀・奠等の儀礼を行うため、定められた正確な時 殯の宮が、 和田萃氏が指摘されたように、少くとも天武天(エン) 天皇の崩御から埋葬までの間 喪の期間と殯の期間は 朝廷生活 致して 天

b

たと考えられる。

このことは、

死者の霊の行方、

死体の状態、

相互関係を持

っていたことを意味する。

君主の死の場合、こうした相互関係は社会全体に拡大される。喪に服すべき状況にある近親者等が、ある程度

いる。 の運命にも重要な役割を果たしていたとの推測が可能である。言い換えれば、天皇の葬送儀礼は、 描写が、一般に、断片的な形でのみ記される即位の儀礼、大嘗祭、或いは新嘗祭の記述より細かくなされていること 魂が後継者に移るという折口信夫の説は、 にする。又ある時代に、 れた。このことは、 の誕生、すなわち新しい社会の秩序の誕生を成立させるために必要と考えられていたことが推測できる。しかし、殯 の卯の日から行なわれると定められる以前に、殯がそれとほぼ同じ時期に行なわれていた、という仮説の成立を可能 と新しい天皇の即位との関係は、 体が『死に襲われる」。言い換えれば、 まで死者の状態と同質の生活環境を余議なくされるのと同様に、社会を統一する任務にある君主の死の場合、 九月と十二月の間に行われていたからである。殯は又、宮殿の南庭に特別に建てられた仮設の建物の中で行なわ(5) 天皇の葬送儀礼が、 日本の上代の君主に関する儀礼のうち最も詳しく従って最もよく知られているものである。君主の殯についての(w) ある時代にはR. 君主に関する儀礼であった可能性がある。先に触れたように、社会を統一する任務にある君主の死と葬 宮殿の庭に建てられた仮設の建物内で行なわれる即位と密接な関係にある大嘗祭が、十一月の下 殯の終りの時期と大嘗祭の時期が一致することがあったとすれば、大嘗祭の時に前の天皇の 亡くなった天皇自身の死後の運命を方向づける手段であっただけではなく、後継者と国全体 カイヨワがアフリカのある文化の王の死について分析したように、この無秩序が新しい君主(3) より具体的で緊密であったと考えられる。というのは、 殯は空位の期間であり、ある程度まで無秩序の期間となる潜在的性質を持って 一層信憑性を帯びてくる。又日本書紀に詳述されているこの天武天皇の殯(ヒン) 天皇のための殆ん どの 殯 上代社会における 社会全

その社会の再生に直接的役割を果たす。

(382)

であった。

従って日本の諡の場合、

諡の儀礼そのものは中国のものでありながら、

最初から和風の諡を用いた点に特

の霊 主 よりも小規模であったことである。従って、天皇の葬儀は単なる死体の取り扱いの一方法であったのではなく、 時間の観念に基づいたものであったと言える。 死体、 後継者、 残された近親者、そして国全体に関わる儀礼であり、 ある意味で、 魔は日本上古代の社会にとってM しかもこの儀礼はある死生観、 穢れ、

あるのか、 新羅の諡と比較すると明瞭に現われる。 ってきた習慣がそれ以前に存在していた儀礼とよく調和したとの二つの見方が可能である。この日本の諡の特徴は 萃氏が説か 本の儀礼であるのか、 の葬送儀礼の名称の示す儀礼が単なる中国の儀礼の植え替えであるのか、漢語の名称を受けた伝統的な日本の儀 いられる程中国の殯に類似した二重葬であったため、この殯から様々な要素を容易に採り入れたのである。又、 を採り入れた。 しかし、特に六世紀の中葉頃から、日本は周知の如く大陸の文化の影響を最も強く受けて、様々な新しい概念や儀礼 よる『全社会現象の発動事象」(fait social total)であったと言える。 (f) これまでに述べてきたことは、 諡が和風のものであったことは、それ以前に日本で行われていた諡と類似の儀礼があった、 2 又この問題に関連するもう一つの重要な点は、 或いは日本の文化に適合するよう変容された中国の儀礼なのか、 れた様に、 むろん言うまでもなく、葬儀形態や墓制もその強い影響を受けた。 諡の儀礼が帰化人により中国の儀礼を真似て安閑天皇の時から始まったのであれば、 明らかでない場合が多い。具体例をあげれば、誄と諡は確かに中国の儀礼であるが、 八世紀の初期の文献に基づいた古い状態における殯の役割の再構築の試みである。 安閑天皇の時代と同じ頃、 生存中の君主の宮殿が、 新羅で初めて諡を与えられた王の諡は智証と漢風 又は類似の中国の儀礼の影響を受けた日 長期間、 例えば日本の殯は、 死んだ君主の常の宮である墓 或いはこの新しく入 ・モースの定義に 同じ漢字が もし 最初 日本 和 か 君 用 田

徴がある。又、誄の場合にも同じことが言える。日本書紀に初めて出てくる誄は、敏達天皇の殯の箇所である。(②) させてその代替物になるのではなく、中国の儀礼が殯の儀礼の枠内に入り、 場合にも同様の指摘をすることができる。というのは、日本の殯の場合、中国の儀礼の関与が日本古来の儀礼を拾て 誄が中国の名称を用いながら、実は笑いと舞を使った伝統的儀礼の名残りであった可能性を示している。 その時蘇我馬子と物部守屋は、互いに相手の身振りを揶揄っている。このことは、ここで用いられている 殯の儀礼をある程度まで中国 奠の

が、日本の殯は最後まで中国の殯になかった特徴を見せたのである。

ある。 規模に現われたのである。大化以後から天武天皇の葬儀に到るまでの天皇の殯は詳しく知られていないが、明らかな 中である。この場合、薄葬思想の影響は、殯の儀礼が常より質素であった事だけにではなく、陵の建造を拒否したこ(8) 葬送儀礼への批判も、 ことは、長期間にわたり行われた華麗な天武天皇の葬儀に対し、薄葬思想が殆んど影響を及ぼさなかったという点で とにも最もよく現われている。後で触れるが、この例が示すように、薄葬思想の浸透は、 むろん、 しかしながら、 中国から入ってきたのは新しい儀礼ばかりではない。薄葬思想と呼ばれた、 反面、この天武天皇の葬儀の規模が伝統的な殯の概念に基づいていたと断言することはできな 同時に日本へ入ってきている。日本でこの思想が最初に形に現われたのは、 慣習的に行われていた当時 儀礼より合葬の習慣と墓の 推古天皇の遺詔の

例えば、天武天皇の殯に参加した僧侶達は、殯の宮の前で通経などの仏教儀礼を行なうのではなく、単に哭を挙げた 和の主要な寺で無遮大会、 なった中国の伝統的な殯の要素と異なり、 文献によれば、天武天皇、持統太上天皇、文武天皇の葬儀の際、死体を中心とする伝統的儀礼である殯と同時に大 斎 通経などが行なわれている。この場合、 仏教儀礼と殯の儀礼は、互に関与することなく共存する点に注意したい。 日本の殯の枠内に入り、 日本の儀礼と一つに

その理由の一つは、天武天皇の廢に文献上初めて出てくる、殯への僧侶の参加である。

化

させた

上天皇の葬儀は、それまでの日本の葬送儀礼史上に明らかな断絶を記したのである。(3) した。言葉を換えれば、この時に到るまで、大陸からの様々な影響は先在の儀礼に変化を与え続けたが、この元明太 続くはずはなかった。実際、文武天皇の殯と火葬から十四年後に行なわれた元明太上天皇の葬儀は、 けではない。しかし、 しまうという、殯の一種の否定であるが、これらの火葬が殯の後で行なわれたため、殯の伝統的役割が抹殺されたわ にすぎない。又、持統太上天皇、文武天皇の殯の後で行なわれた火葬は、(3) 死者の霊と死体の関係についての、異なった概念に基づく二つの対立する儀礼の共存が、長く 穢れと腐敗の源を殆んど一瞬にして消して 火葬のみに終止

が減小したにもかかわらず、それ以前のものより、終末期古墳の内部は、豪華であったと考えられる。又伝統的な古 に過ぎない。ということは、七世紀の終わり頃、 る。仏教的要素としてあげられるのは、宗教的目的で使用されたのか否かを不問にしても、幾つかの蓮の花の模様等 さを示している。 墳の消滅の数年前に高松塚古墳が造られたことは、薄葬思想の影響の及ぼす限界と伝統的な古墳との間の、 或いは文殊院西古墳のように切石を用いたり、又以前の石棺の代わりに高級な漆塗棺を作ったりする等、副葬品の数 比較した古墳時代の終末期古墳は小さく見えるが、玄室を建てるために石舞台の場合のように巨大な岩を使ったり、 性は存続したのである。そのことの一つの証拠は、その当時小さな円墳の数が増加したことである。更に巨大古墳と はむろんない。 以前の天皇の陵を含めて墓の規模は縮小した。しかし、この事は、墓が全ての重要性を失なったことを意味するので 墓制の変遷についても、 伝統的な前方後円墳が姿を消しても、天皇の場合中国風の方墳が主流になっても、 仏教の影響についても、殯の場合と同様、 同様の過程が見られる。例えば、朝廷に近接した地方では、 高松塚古墳の壁画が示すように、天皇等が病気の治癒を願って浄行 仏教の影響は墓にまでは殆んど及ばなかった。 墓の内部に見られる仏教的要素は極めて乏しいとい 薄葬思想の影響を受け、 墓それ自体の重要 断絶の深 Ż.

同様な現象

者を出家させる習慣があったその当時の社会においても、

は新羅の古墳にも見られる。

方に立つことである。もう一つは、長期間、国家に奉仕する僧侶による宗教であった仏教が、火葬以外に俗人のため た可能性が強いため、 と元明太上天皇の火葬との間に生じた断絶が具体的にどんな結果をもたらしたのか、そしてこの断絶はどこまで仏教 の死体に対する適当な儀礼を持たなかったことに原因を求める考え方である。今、後者の見方に立ち、天武天皇の殯 二つの大きな原因が考えられる。一つは、先に述べたように、天皇の殯が君主の継承の過程で重要な役割を果してい 仏教と薄葬思想に対する先在の葬送儀礼の抵抗は、驚く程強かったと考えざるを得ない。その理由として、 君主権の正統性を支持する新しい制度が確立されない間は、 古い儀礼が必要であった、との見

奈良時代の葬送儀礼

と薄葬思想の影響の結果であったのかについて次に少し論じてみたい。

煙を詠む挽歌も、煙と共に霊が天に昇るという、仏教と直接関係のない概念に基づいていることが指摘できる。しか(※) 仏教の影響が現われないのは、先に述べたよりに殯が仏教と無関係であることから思えば不思議なことではない。 程、仏教に対して深い信仰を持っていた持統天皇が、夫の天武天皇の命日に行われた仏教行事である斎の夜に詠んだ 種の資料によれば、万葉集の挽歌には仏教の影響が及ばなかったと思われる。例えば天皇の間で初めて火葬を望んだ かし、掘一郎氏が既に指摘したように、殯とは無関係な挽歌の場合にも、仏教的他界観は殆んど現われない。火葬の (a) 古墳と殯の消滅と共に、以前の死生観と他界観が仏教の影響を受けて次第に姿を消したと考えられるが、ある 仏教の霊観や他界観は一切現われていない。又草壁皇子の場合をはじめとして、殯の時に詠まれた挽歌に

言葉が適当であるかどうかという疑問が生じる。

事は、 なくとも宮廷貴族にとっては、この他界観は、信仰というよりも詩的で親しいイメージであったと考えられる。この 天寿国曼荼羅繡帳の存在を加えれば、飛鳥、奈良時代の宮廷人の他界観が、伝統的な山に限られていなかったとの仮 の冥福のために寺での行事に参加した可能性が強い。この仮説に、死者の冥福のために作られた仏像或いは中宮寺のの冥福のために寺での行事に参加した可能性が強い。この仮説に、死者の冥福のために作られた仏像或いは中宮寺の Ŕ 説が成り立つ。又、奈良時代の文献には、この山と結びついた他界観に関連する儀礼の記載が残っていないため、小 仏教以前の他界観と見られるが、挽歌を詠んだ大伴旅人、家持、山上憶良などは、仏教の信者であって、しかも死者 良時代を経て今日に到るまで、墓が最も多い場所は山である。ある意味で、挽歌に現われる他界観は、 身近な自然の場所である。又よく知られているように、古墳時代の墓の形は山であり、 挽歌に最も多く見られる霊の居場所は天ではなく、 以前の概念が、ある形で葬儀の形態の歴史的断絶以後も続いたことを意味している。そうなると、断絶という 山である。すなわち、極楽或いは天のような遠い(8) 又この時代から飛鳥、 山を中心する 所 では な

礼も行なわれている。又、天平勝宝六年(七五四年)に崩御した藤原宮子太皇太后のために組織された葬儀のための 或いは唐朝における火葬禁止の影響によるのか、聖武天皇から平安時代前半に到るまで、天皇のために火葬が行なわ にもら一つの問題点がある。それは、持統、文武、元明、宮子の火葬の後、死体に対するそれまでの概念の影響か 様々な司の委員の数は、 以後の葬送儀礼の模範にはなっていない。 復活している。結局、 文武天皇の葬儀の場合と同様に、御装束の司、山作の司、 既に言及したように、葬送儀礼史上の『断絶』に立つ元明太上天皇の、喪儀を拒否するという厳格さは、 称徳天皇以後、最小減必要とされる葬儀形式が次第に整えられていったことがうかがえる。 元正太上天皇の時よりも多い。更に、文武天皇以後途絶えていた誄と諡の儀礼も、 例えば、天平二十年(七四八年)に崩御した元正太上天皇の葬儀の際、 養役夫の司が組織された。国中で三日間哀を挙げる儀 この時に 持

れた例が見られないことである。又、喪葬令に現われる大蔵は、集解の古記によれば散骨を意味するが、(3) 王と七八五年に薨した宣徳王の二例があるが、日本では天皇の場合には、八四○年崩御した淳和院の一例 に 限 ら れ は散骨の実施は、 奈良時代に儀礼として見られない。この散骨については、新羅の王の場合、七四二年に薨した考成 集解以外に

従って、元明太上天皇の葬儀が意味する断絶は絶対的なものではなかったと言うことができる。

前に行なわれていた儀礼から切り離されたものとなった。というのは、天武天皇の葬儀と違って、誄は諡と共に一回 後、奈良時代に行なわれた天皇・皇后のための葬儀は長くても十五日となり、殯の儀礼も再び行なわれることはなか の場合十三日等と、天皇、皇后の場合の葬日までの期間は、非常に短縮化されている。結局、元明太上天皇の火葬の(35) 可能性の方が強い。もしそうであるならば、文武天皇の葬儀以後、 たことが考えられる。 見れば、令集解の古記によると殯の宮で儀礼を行なったため、殯の儀礼が消滅した後、その役割は非常に簡素化され しか行なわれないことになったからである。更に喪葬令に初めて現われ、 正太上天皇の場合七日、太皇太后宮子の場合十五日、 い。文武天皇の場合、五ヵ月間の殯が行なわれたのに対し、崩日から葬日までの間は、元明太上天皇の場合六日、元 むろん直接に中国から入ってきたものである。又、喪葬令に見られる日本固有のものと考えられる遊部について そして、 しかし聖武太上天皇に始まる埋葬の再開は、文武天皇の時代の葬儀形態にもどったという意味においてではな 存続し続けた儀礼は、 しかし、 遊部の存在は、 中国風の儀礼に限られたのである。例えば、中国渡来の誄と諡は、奈良時代以 喪葬令と令集解以外には見られないため、 聖武太上天皇の場合十二日、光明皇太后の場合十日、 日本の伝統的な葬送儀礼の要素はことごとく失わ 聖武天皇ほかの葬列の先頭に立った方相氏 遊部は殯と共に姿を消した 称徳天皇

(d) しかし注意すべき点は、 元明太上天皇の断絶以後も行なわれた儀礼が中国風のものでありながら、 同時代の唐 れたことが明らかになる。

(388)

しても、

葬送儀礼がその重要性を失ったことを意味しているのではないだろうか。

は、 は、 葬令と続日本紀の断片以外には文献が殆んどない点が特徴的である。しかも、 については、 のような非常に断片的で単純な形でのみ存続し続けたと言える。それに対して中国では、殯の儀礼は古代中国に始ま の皇帝の葬儀と並列して比較できないことである。言い換えれば、 た人の名前以外に詳しい描写が全くない。このことは、 いことそれ自体に、 って以来ずっと行なわれ、 天皇の葬儀の事には全く触れていない。又、 日本書紀に詳しく描かれている。これに対し、 奈良時代の人々にとり、死者に対しても、残された近親者に対しても、又君主の死の場合であれば社会に対 知る手段はない。文献が少ないことは、言うまでもなく研究上の大きな障害であるが、 新旧の唐書志の凶礼の段や大唐開元礼等で詳しく説明されているのに対し、 何らかの意味があることも疑い得ない。文献で見る限り最も豪華であった天武天皇の葬儀の模様 しかも崩日から葬日までの間が五ヶ月という場合が珍しくなかった。又、 喪葬令に規定されている規則が、どの程度まで実施されていたのか 奈良時代に行なわれた葬儀については、 日本に新しい葬送儀礼と薄葬思想をもたらした唐朝の中国と 日本に入ってきた中国の儀礼は、 この貴重な文献の一つである 喪 日本の奈良時代の場合、 葬儀の様 中国の葬送儀礼 方相 他方文献が少な 々 な司に参加し 葬 喪

る仏教的取り扱いが殆んどなかったと言うことができる。 簡素化の代わりに、 (e) 文武天皇のために、 従って、葬送儀礼と死体又は墓とその関係という観点から言えば、 又奈良時代を通じてこれら中陰の儀礼は、依前として死体或いは墓とは無関係に、京の主要な寺で行なわれて 奈良時代における仏教の影響力の大きさを考えれば、 仏教の儀礼が発達したであろうとの仮定をすることができる。 殯と同時に行なわれた七七日を中心とする 儀礼以外には、 しかしこの場合、 伝統的な殯の消滅後、 火葬の行なわれた場合以外に、 埋葬された聖武太上天皇の葬儀という一 中国から入ってきた新しい儀礼の 仏教儀礼が行なわれた跡は見られ しかし、 実際には、 持 死体に対す 太 上

つの例外がある。続日本紀によれば、 番爐、 花縵、 蓋織の類有り。路に在りて笛人をして行道の曲を奏でしむ。是の日勅して曰はく『太上天 『御葬の儀、仏に奉るが如し、供具に師子の座の番爐、天子の座、 金輪 の幢

述べたように、仏教を深く信じたこの時代の天皇、皇后達の間には、火葬を選んだ人々と埋葬を選んだ人々がいた。 は、言うまでもなくこの種の華麗な葬儀も拒否している。聖武太上天皇の後にも類似の儀礼は見られない。又、先に 発哀及び寺で行われた無遮斎と通経以外に仏教の儀礼はなかった。又、伝統的な殯も諡もを拒否した元明 太 上 天 皇 皇は出家して仏に帰すれば更に諡を奉らず。所司宣しく知べし』とある。同様に出家した天武天皇の場合は、

幸酉冬十二月酉朔十三日酉葬」という元明太上天皇の陵碑は、 関係なかったようである。又、阿倍寺の場合のように、寺の付近に文殊院西古墳などがあっても、その古墳には仏教関係なかったようである。(ボ) 家伝によれば藤原の鎌足の墓は、山階精舎という寺の近くに建てられたらしいが、文献によると天皇の陵は寺と全く(3) に見られるが、常にその墓には地上から識別できる標がなかったため、その影響はまだはっきりと現われていたわけ それと同一の方法である。ことがある。これらの事実を飛鳥時代と比較すれば、火葬墓の存在により仏教の影響が墓 明太上天皇の陵碑しか知られていない。一方、火葬墓の場合、時には『葬法はあたかも塔婆心礎に奉安する仏舎利の ることにあった。従って宗教的な意味は弱い。しかも、墓誌も墓碑もその数はごく限られている。天皇の場合は、元 誌にも、仏教の影響はない、もしくはごく弱いと言える。碑、墓誌の目的は、常に墓に葬られた人の名を単に確認す(も) 行基の墓誌によれば、行基のために石塔が建てられたのだが、この塔が墓の上であったか或いは寺の境内であったか の影響は見られない。僧の墓の場合にも、仏教との関係を示す何らかの形跡がなかったかどうかは知られていない。 判断することができない。又火葬された、『大倭国添上郡平城之宮馭字八州太上天皇之陵是其所也養老五年歳次 このことは、葬儀そのものに対してだけでなく、墓に対しても同様で、仏教の考え方は一定していなかった。 仏教と全く無関係で、火葬後の墓の内部に置かれた墓

僧侶の

た。それは元明太上天皇の葬儀が意味するほど絶対的な断絶ではなかったが、この断絶は疑いなく、(3) ではない。 殯の消滅と共に、天皇の葬儀は王位継承との関係がなくなったばかりでなく、 社会への反響も小さくなっ 歴史的に深い意

三断

絶

味をもっている。

たという事実がある。又、一つは、 の理由がある。 んど出て来ないことである。 何故この時に起こったのかを説明できないからである。更にもう一つの理由は、 この 問題を、 一つには中国にも新羅にも仏教と薄葬思想が存在しながら、日本と異なり、 単に仏教と薄葬思想の影響の結果であるとする見方は、 この見方では、 葬儀形態が定まった儀礼から離れた時期、 筆者の意見では不充分である。それには三つ 文献には死体に対する仏教儀礼が殆 葬儀の儀式化が行なわれ すなわち断絶の時期が

漢時代と比較すれば唐時代の墓は小さくなったが、自然の山を用いながらも、それは重要な建造物と言える。 るのである。 の 年に薨した景徳王の埋葬のために、 れらの儀礼は断絶として現われているのではない。 朝の中国の墓制と比較するのは興味深い。火葬のみの場合と火葬と散骨という二つのケースがあった新羅の場合、こ 散骨は、 (a) 日本では殯の消滅期は古墳の消滅期とほぼ一致する。又薄葬思想の浸透が墓制によく現われるため、 断絶としてではなく、 又 よく知られているように中国では、 高塚の内部に埋葬するという中国の影響を強く受けた伝統の中に、二次的に現われ 十二支像に囲まれた立派な陵が建てられた。従って新羅における火葬と火葬の後 例をあげれば、 反乱の時期以外は、 七四二年に薨した考成王が散骨された後、 常に高塚を作って墓を建てている。 新羅と唐 唐朝の 中国 七六五

れら様々な建造物は、死者に対する儀礼が行われた場合に造られている。しかも薄葬思想の源泉国でありながら中国 物が陵園内或いはその前に建てられた。又、その陵園には、様々な石獅、 陵の原形になった太宗皇帝(六二六―六四九)の昭陵には墓そのもの以外に、神遊殿、 召馬、石柱などの石物が置かれていた。こ 献殿、 寝宮(下宮)という建

では、元明太上天皇の場合のように、火葬の場所を陵とすること、或いは奈良時代の元正太上天皇以後の 一、二週間で造られた陵に死んだ天皇が葬られる、ということは想像することはできない。 ように、

仏教が六世紀ごろ渡来し、薄葬思想の影響が少くとも推古天皇の時代から見られるにも拘わらず、八世紀の初めまで の制定である。葬儀形式に対する仏教の影響のように、ずっと以前から中国文化の様々な要素を受け入れていた日本 る。もう一つは、近江令、清御原令の試みの後、養老に改作された形で平安時代まで国家の枠組を成した、大宝律令 に関連した二つの政治的変化である。一つは、歴代遷宮の終り、そして藤原京、平城京という定着した京の建立であ 儀礼史上の断絶の背景を分析しなければならない。周知のごとく、奈良時代に目立つのは宗教的変遷ではなく、 何故伝統的な葬儀が行なわれ続けたのかという問題に答えを出していない。この問題を理解するためには、この葬送 ると考えられる遷宮と殯の儀礼は、ほぼ同時に消滅したため、その時に、君主と主権についての新しい概念が現われ てきた歴代遷宮の理由を、天皇の死の穢れによる宮の汚染に求めるという説は受け入れ難いと言える。 たとの推測が可能である。すなわち、それ以前の概念では、時間も空間も君主に結びついていた。又、国の中心は、 死穢嫌忌より「遷宮の理由は、 七世紀の末に京の建立が定着したのはかなり遅いように見える。和田萃氏が指摘されたように、長期間認められて世紀の末に京の建立が定着したのはかなり遅いように見える。和田萃氏が指摘されたように、長期間認められ これまで断絶をめぐる幾つかの問題点をとりあげたが、今までのところ、断絶の二つの重要な原因といわれる むしろ新しい天皇即位に関係すると考えられる」。この君主の継承過程に関連す 同氏 によれ 相互

君主が居る宮であって、君主が移動する場合、その中心が変わり、

空間が再生されるという概念があった可能性が強

れなくなったのである。

る。 行われていたことは偶然ではないと考えられる。時間と空間の中心である君主は、 れていたと思われる。 いても、 君主の誕生(即位)と死が、繁栄、 更に君主の死の場合、言うまでもなく、新しい君主が新しい宮、 古い時間が死んだ君主と共に消え去り、殯の儀礼を経て、新しい時間が新しい君主と共に誕生すると考えら 故に新しい君主と共に誕生を意味する大嘗祭が、歴代天皇の埋葬の時期、すなわち殯の終りに(ぜ) 秩序、 空間、 時間そして社会全体に影響を及ぼしたことは、 すなわち新しい中心を決めた。 言わば神のように祭られたのであ 他の多くの文化 同じく時間につ

圏の場合と同様にほぼ確実である。

る。文武天皇の最初の宣命に現われる『中今」という表現が示しているように、時間はもはや繰返すものとは見なさ 京、すなわち中心に居る人であると見なされた。又、同時に存命中の譲位が増加したことは、君主と君主に内在する(48) とができなくなった。言いかえれば、 個人が分裂したことを示している。他方この君主の内的分裂のために、君主の死は、 しかし、それまでと違って、律令国家の成立と同時に、 律令制以前の『循環する時間』に代わって、 定着した京が建立された。ある意味でこの時から君主は、 『直線的時間』が現われたのであ 社会的時間に周期性を与えるこ

に死者の霊を中心に考える仏教の概念と矛盾していくことになったのである。 影響を及ぼすことはなかった。反面、 同じ時代環境のために、 (c) 先に述べたように、殯は腐敗と深い関係を持っていた。 しかも、 ある程度まで殯を支えていた概念が既に時代遅れであったにも拘わらずである。この殯を必要とした 王位継承と深い関係があったため、律令制がもたらした主権に関する新しい概念が確立されるまで続 中国の殯は伝統的な殯の儀礼に取って替わることができず、又薄葬思想も天皇の殯に大きな 王位継承に必要であったと考えられる殯は、死体を中心にしていたため、次第 無秩序を象徴するその腐敗がなければ、 死者の霊は他

又死は、できる限りさけるべき穢の象徴ともなった。その理由として、死体に対する仏教儀礼の欠如が、死の穢れへ 界へ行かれず、 の寺院は氏寺であった。これにより官の大寺などの境内では埋葬が禁じられていたと推測できる。又、既に述べた遊(sp)(sp) えたいと要求し、認められている。このことは、葬送と関係ある仕事を不浄なものとする考え方がこの当時普通にな 活躍していた土師氏は、延暦元年五月二一日、そして延暦四年八月一日に、その名が凶事と関係があるため名前をか の恐怖を強めたことが考えられる。又、飛鳥時代まで、天皇の葬儀の責任者であり、 ある火葬は、 奈良時代の仏教儀礼は、常に死体とは無関係に、すなわち腐敗と関係なく、寺で行なわれた。又、死体と直接関係 っていたことを示している。これに関連し、先に述べたように、墓の付近には寺院が建立されたことがあったが、こ 死者の霊の運命、社会の安定、君主の継承過程のそれぞれに積極的な役割を果していた。それに対して、 腐敗の完全な否定である。この場合、死者の肉体は霊の運命に無益と見なされ、単なる不用物となる。 後継者は即位できず、社会は秩序をとりもどすことができない。 死体の腐敗は穢れの源であ 同時に軍事などの様々な分野で ŋ な

慣や社会的拘束性を持った儀礼から切り離されたため、個人の選択にまかされたのである。それ故に、 自ら選んだのである。又、 りながら、 (d) ある程度まで死者の個人性を表わす。言いかえれば、ある時期の限られた集団において、葬儀形式は、 他の時代と比較すると、 以上を要約すれば、奈良時代には、天皇に対する定まった葬儀形態が現われない点が特徴である。その結果と 元明太上天皇は火葬に終止するという非常に簡素な葬儀を選び、 称徳天皇、光仁太上天皇の場合に見られるように、 奈良時代の天皇、 皇后の葬儀形式は多様性という特徴を見せることになる。この多様 聖武太上天皇は埋葬に終る立派な葬儀を 寺以外には仏教の影響が表面に現われ 同じ仏教によ 生活習

に

仏教の影響により単に穢れを否定する新しい清浄の概念が生まれたのである。

死の穢れへの恐怖の結果と仮定することができる。即ち、これ以前の穢れと清浄の弁証法的関係の代り

部の消滅も、

が発生したと推測できる。

奈良時代の葬儀に関する文献は非常に乏しく、充分な分析をすることは不可能である。

宗教的要素と不可分に結びついている。

葬送儀礼の研究は、

その意味である文化、

社会を解

本儀礼は

しかし君主の葬

送

効果的一方法でもある。不十分ではあるが、本論が、

明するための最も近道であり、

時間、

文化、

社会、

なることを願いつつ、多くの方々のご批判をお願いしたいと思う。

礼の変遷に一種の空白があったことを、ある程度まで説明している。そしてこの儀礼の空白が、実は、先に述べたよ 断絶をもたらさざるを得なかったとも考えられる。又この変化がごく短期間に行なわれたことは、 にあって、何故、 した死、 うな奈良時代の葬儀形式の多様性と自由選択を可能にしたと考えられる。 けるためにその消滅をも促したのである。ある意味で、 か の社会の中に現われた。周知のごとく、年中行事などの形で、宮廷の日常生活の儀式化は進んでいた。こうした状況 起こした空白は、 し君主及び時間の新しい概念に基づいた律令制の強化は、 日本で儒教的な葬儀が発展しなかったのは、 の葬儀形式の選択の自由をもたらした一種の儀礼の空白は、 死体、 墓に対する新しい清浄概念のため、 仏教が次の時代に葬式仏教になるほど、次第に仏教により埋められていった。他方、仏教がもたら 葬儀形式だけがある程度まで儀式化を免れたのか。この質問に確実な答を出すことはできない。 伝統的葬儀の消滅が非常に遅く起ったためと思われる。 平安時代の特徴の一つである、 君主をめぐるこの二つの概念の間の変化が、 同時に殯の消滅をも可能にし、更には、 中国の例に習って儀式と前例を中心とした奈良時代 火葬が僧侶の葬儀に限られた唐 朝 と 異 死者に対する不安を示す怨霊信仰 奈良時代の葬送儀 危険な空位を避 葬送儀礼史上に その消滅が

なかったこともある。

日本文化の歴史的理解の一助と

- <u>1</u> それは畿内の場合で関東では八世紀にも古墳が造られた。
- 2 和田萃「殯の基礎的考察」三三三頁。
- 3
- 五来重「遊部考」『仏教文学研究』所収。

 $\stackrel{\frown}{4}$

和田萃・註(2)と同じ。

- 5 折口信夫「大嘗祭の本儀」、「上代葬儀の精神」。
- $\widehat{\mathfrak{G}}$ Robert HERTZ, Contribution à une étude sur la représentation collective de la mort

拙著、La mort et les funérailles dans le Japon archaique

7

- 8 和田萃・註(2)に同じ二九九頁。
- 9 例えば、旧唐書、本紀第三巻太宗皇帝の葬儀など。

古墳時代の間にも変化があったが、この変化は一つの枠の中で行なわれたと考えられる。

10

- $\widehat{\mathfrak{U}}$ 同じ文化圏でも沖縄の洗骨、朝鮮半島の草墳の例があげられる。
- 12 註(2)と同じ、三〇七一三〇八頁。
- 13 Roger CAILLOIS, L'homme et le sacré, p. 147
- $\widehat{14}$ 拙論「殯―死と誕生、無秩序と秩序」。
- 15 坂本和子「日本神話における葬送儀礼」一六四頁。
- 16 新・大嘗祭の前に行われる鎮魂祭を通じて、殯は天岩戸神話と冬至につながる可能性がある。
- 18 17 ある説によれば、それは大化薄葬令の結果の一つである。というのは、王以下の人のための殯を禁じて、殯と君主の関係 折口信夫「大嘗祭の本儀」。
- 19 註(2)に同じ、三二〇頁。

を強めたからである。

- 20 日本書紀、 敏達紀 十四年秋八月十五日。
- 21 22既に天智天皇が斉明天皇のため追善供養を営んだ。 日本書紀、 推古紀 二十六年三月~九月。

23 日本古代に風葬と二重葬の存在があるため、一瞬にして清潔な骨を作る火葬が受け入れられやすかったとする柳田国男の 田村圓澄「日本仏教史一」二四八頁。

24

26

説は、腐敗と期間の重要な役割を過小評価する。

又、天武の檜隈大内陵などの八角形墳は仏教と直接関係がなさそう(和田萃、

「仏教と喪葬儀礼の変化」一〇七頁)であ

- 25 例えば、奈良県水泥蓮華文古墳の石棺に配された蓮華文、聖徳太子の磯長墓の格狭間など。
- 27 堀一郎「万葉集にあらはれた葬制と他界観霊魂観について」四二頁。
- 28 万葉集、 四二八、 三八頁。 四二九、 四四四など。
- 31 30 29 法隆寺金堂釈迦三尊仏光背の銘文参照の事。 註 (27) に同じ、 (27) に同じ、 四二頁。

又

持統紀三年四月、

新羅が天武天皇の追善のため、

仏像を贈ったことをも

- 32 堀一郎は同じ要素に基づいて、仏教の他界観が奈良時代の人の深い概念までは及ばなかった事を指摘している。 参照の事。
- お盆の時、山で先祖を迎える民間儀礼があるが、飛鳥、奈良時代の盆の行事は寺で行なわれた。
- 34 註(2)に同じ、三三〇頁。

33

- 35 (2) に同じ、三二五頁。
- 37 36 他の例について、藤沢一夫「墳墓と墓誌」、伊達宗奏、 異例として、祥師法栄が聖武太上天皇の陵のそばに住むことを決めたことがあげられる。 「古墳・寺・氏族」を参照の事。
- 38 内藤政恒・「古代・中世の墓制・序説」二五四頁。
- 39 この陵碑の文は東大寺要録に載せられている。 小島俊次「墓誌」一一四頁。

仏教より道教の影響が現われる。

- 41 40 墓誌は一七例しか発堀されていない。 僧の墓誌以外は、
- 43 $\stackrel{\frown}{42}$ 岸俊男氏(「元明太上天皇の崩御」 『日本古代政治史研究』) 註(40)に同じ、二五一頁、文忌寸禰麻呂の火葬墓など。

は奈良時代の天皇、

太上天皇の崩御の際の反乱の危険

を主張

するが、宗教的側面には触れていない。

- 44 楊寛、「中国皇帝陵の起源と変遷」七六頁。
- 45 註(2)に同じ、三四九頁。
- 46 註(5)に同じ。
- 47 日並皇子尊の殯の時に詠まれた挽歌を参照の事。
- 48 称徳天皇だけは在位の時に崩御した。
- $\widehat{49}$ 文武元年八月十七日、この点は上田正昭先生に指摘された。
- 50 註(38)に同じ、一一二頁。

高取正男「神道の成立」を参照の事。

配列は、出典順序による。

和田萃「殯の基礎的考察」『論集終末期古墳』塙書房 昭和四八、五三年

五来重「遊部考」『仏教文学研究』法蔵館 一九六六年

折口信夫「大嘗祭の本儀」折口信夫全集三 一九二八年 一九七五年

折口信夫「上代葬儀の精神」折口信夫全集二〇、一九三四年 一九七六年

Robert Hertz, "Contribution à une étude sur la représentation collective de la mort" Sociologie et folklore P. U. F., Paris 1907, 1970

マセ・フランソワ「殯、死と誕生・無秩序と秩序」宗教研究 五四、三、二四六、一九八一年二月

François Macé, La mort et les funérailles dans le Japon archaïque, P.O.F. 近日刊行予定

Roger Caillois, [L'Homme et le sacré], Gallimard, Paris, 1950, 1980

坂本和子「日本神話における葬送儀礼」『講座日本の神話 三』有精堂 一九七六年

田村圓澄「日本仏教史 一」法蔵館、昭和五七年。

和田萃「仏教と喪葬儀礼の変化」『古代日本と仏教の伝来』歴史公論一九七六年六月

一郎「万葉にあらはれた葬制と他界観・霊魂観について」『万葉集大成 八 民俗篇』平凡社

元明太上天皇の葬儀が意味する葬送儀礼史上の断絶点

内藤政恒「古代、中世の墓制、 伊達宗奏「古墳・寺・氏族」『論集終末期古墳』塙書房、 藤沢一夫「墳墓と墓誌」『日本考古学講座六 序説」『考古学講座 歷史時代』昭和三一年 有史文化上』 雄山閣、 昭和四八、 五三年 昭和四五年

岸俊男「元明太上天皇の崩御」『日本古代政治史研究』 小島俊次「墓誌」「考古学講座、 有史文化下」 雄山閣、 塙書房、 昭和四五年 昭和四一、 五二年

高取正男『神道の成立』平凡社、一九七九年楊寛『中国皇帝陵の起源と変遷』学生社、昭和五六年

77 (399)

マイスター・ 工 ックハルトに於ける形而上学と神秘思想

T ッ ŋ ル トのアナロギア論をめぐって---

田 喜 久 子

〔キーワード〕 アナロギア、有、一、形而上学の克服、神秘思想る種の「形而上学の克服」を見ることができる。 「論文要旨」 エックハルトのラテン語著作集で展開されているアナロギア論によれば、有は被造物には、たゞ神の有へのアナロ 方ではエックハルトの神秘思想に形而上学的基盤を与えているが、他方両者の間には一つの飛躍があり、この飛躍の中に、 ア的関係の中でのみ問題とされることによっては起り得ない。中世有論としてのエックハルトのアナロギア論は、この様に一 て、神と同一の有を或る仕方で認識することができるのであるが、このことは、トマスのように、人間の有が神へのアナロギ の外では純粋な無であることを意味する。ドイツ語説教集にその精華が見出されるエックハルトの神秘思想に 於て は、 本的な違いがある。このことは、神の有の絶対性の故に、被造物は創造される前に於てのみならず、創造された後も、神の有 ギアによってのみ帰せられる。即ち、被造物は神の有と同一の有を表示しているが、その様態に於ては、原因と結果という根 アナロギア論の中で規定された被造物の有論的な無性を実存的に遂行することによって、即ち離脱、或いは魂の貧によっ

は たちの間では、ハイデッガーのこの発言が、トマスのエッセ(esse)に関する新たな研究の活発化の一つの原因 と な 西洋形而上学の歴史は「有の忘却の歴史」(Geschichte der Seinsvergessenheit) であるというハイデッガー の 「有と時」(Sein und Zeit) 刊行以後の中世有論の研究領域にも様々な波紋を投げかけて来たが、 ŀ 7 ス 研 究 断

定

Möglichkeit zur Überwindung der Metaphysik) が隠されてはいるが、それは謂ば徴睡みの状態にあった。それが開花 て考える研究者もいる。ヴェルテによれば、トマス形而上学には、「形而上学の克服の可能性の萌芽」(ein Keim der その神秘思想の中にトマスのエッセの徹底化を見、それをハイデッガーの所謂「形而上学の克服」の問題と結びつけ 基盤に一応は立ちながらも、そこからトマスとは異なる方向に進んで行ったマイスター・エックハルトの思想、 まだある種の暗さが残っている。」その為に、同じくトマス研究者でも、例えばヴェルテのように、トマス形而上学のまだある種の暗さが残っている。」 された限りでは、トマスに於けるエッセの意味は、「(少なくともわれわれに対して)十分あきらかにされていない。 るもの)と混同されておらず、エッセが忘れ去られていなかったといえるにしても、少なくともトマスの著作に 著 わ った。その際、少なからぬトマス研究者によって主張された如く、トマス自身に於てだけはエッセがエンス(ens—有(2) 就中

遂げられるとされるものであるが故に、両者を直ちに関連づけることはできない。たゞ、少なくともいえるのは、次 他方はあくまでも歴史的世界に於ける思索のうちで、 てくるということが重要な主題となるにせよ――究極的には言葉も思惟も絶したところに至るものであるのに対し、 デッガーに於ける形而上学の克服の問題とは、一方は一旦歴史的世界というものを捨象した上で――再び世界に戻っ イデッガーの問題とする Sein と同じであると云っているのではない。しかし乍ら、エックハルトの神秘思想とハイ ヴェルテは、エックハルトのエッセ、乃至はドイツ語による論述及び説教集に於ける wesen (Sein) が、ハ 『形而上学の根底の内への帰行」を遂行することによって為し

するのはエックハルトに於てである。

作の上では、エッセそれ自体は背後に隠されたまゝである。それに対し、エックハルトでは、エッセそれ自体という マスに於て、 エッセは、トマス形而上学の全構造を支えるものであると推定することはできても、少なくとも著 のようなことである。

とトマス形而上学には見られない特異性をもたらすという仕方に於てである。 教集に於ける神秘思想家エックハルトとを分けるべきであるということを意味しない。実際の内容に於て、 は浸透し合っている。それは、しかし多くの場合、前者は後者に形而上学的基盤を与え、 は同じことになるのであり、その神秘思想の精髄が現われているのが、エックハルトのドイツ語説教である。 形而上学的思弁を超えて、 しかし、エックハルトの思想を理解する為には、ラテン語著作集に於ける神学者エックハルトと、ドイツ語説 我々が彼の神秘思想と呼ぶものにまで進んで行かざるを得なかったということ」は、(5) 後者は前者に思弁の徹底性 事実両者

問題が或る仕方で顕在化しているといえるのであるが、

エックハルトに於ては、

このエッセの顕在化ということ」、

ある。 的基盤を与えているのが、 トのアナロギア論であり、 と人間の魂の一」ということであるが、その有論的基盤となっているのが、ラテン語著作集に見出されるエックハル 衆知のように、 エックハルトのドイツ語説教で力説された主題は、 アナロギア論で展開されている神と人間のエッセの理解を土台としつつ、その上に救済論 「ヨハネ伝福音書註解」 (ラテン語著作集第三巻)で詳論されているインカルナチオ論 「魂の中に於ける神の子の誕生」に始まる 一神

クハルトの神秘思想との間の一種の不連続の問題は残るのである。 かったのかという問題、 理解されるとしても、 しかし乍ら、エックハルトのラテン語著作集とドイツ語による論述及び説教集の関係が簡単にいえば以上のように エックハルトの神秘思想の核心と呼べる事柄は、 言い換えれば、 ラテン語著作集に見られる形而上学的世界と、ドイツ語説教集に於けるエ 何故ドイツ語による説教の中でしか説かれ

促されて、という外的必然が契機となったのであったかもしれない。しかし、この外的必然が内的必然に転ずるとい ックハルトにとって説教活動とは、 なる程初めは、異端運動の激化する情況の中でドミニコ会士としての職務に

うことがエックハルトの内で起っていなければ、「もしこゝに誰も(聴く人が)いなかったとしても、私はこの献金

ある。そして、説教活動がエックハルトの内的必然と化したということゝ、ラテン語著作集とドイツ語説教集の間の 箱に向ってでも説教せずにはいられなかったであろう。」(Q. 276)というようなことは云われなかったに違いないので

「一つの飛躍」、或いは「根本的な転換」とは恐らく呼応しており、こゝにエックハルトに於ける――つまり、(?) ハイデ

ッガーの思索全体の連関の中での言葉の意味を離れて、この「飛躍」乃至は「転換」がエックハルト自身の思想全体

の中で一つの出来事として考えられた場合――「形而上学の克服」を見ることができるかもしれない。

――エックハルトのアナロギア論及び、それと神秘思想との関係――は、以上のような視

圏の中で展開されるものである。

以下の本論に於ける主題

エックハルトに於ける神論

神のエッセとはどのよりに理解されているかということが先ず問題となる。 被造物のエッセは神のエッセに対してアナロギアの関係にあるといわれる場合、エックハルトの形而上学に於て、

は エックハルトは、「出エジプト記」三章十四節の中で神が自らを名のって云われた "ego sum qui sum" 充溢性が最もよく表わされていると見做す。 有りて有るものなり)という言葉に、神のエッセの絶対的な固有性、即ち神のエッセの実体的な純 粋 性、 (我れ

マスに於ても、ego sum qui sum もしくは「出エジプト記」同章同節にある"qui est"(我れ有り)という名

るが故に、神は自らを他の一切と区別する為に ego と言うと解釈される。 その意味で神によってのみい 為である。それと同時に、egoという言葉は、それが第一人称代名詞であることによって、他の代名詞から区別され 実体ではなくて、「より高いもの、従って一切の類の完全性を自らのうちに包含している純粋なもの」(LWII 239.11f)、 (substantia pura et mera) (vgl. LW III 133.14f) を表わしていると解釈する。『純粋な』というのは、それが類的な 称代名詞は、神という『実体の純粋性」(puritas substantiae) (vgl. LW II 238, 7)、或いは『純乎として純粋な実体. という言葉に対する特別な注目である。 由の一部である。 最もよく表現されているが故に最大度に神に固有な名であるとされる。これはエックハルトによっても挙げられる理 は 切の偶有性や自らに異なる何ものももたず、一定の限定された固有性や形相をもたない実体であることを示さんが それによって、 しかし、エックハルトに特徴的なことは ego sum qui sum という神の名に於ける ego (我れ) 神に於けるエッセとエッセンチア(essentia—本質) エックハルトは、屢々 ego という言葉のみを単独で取り上げ、 この第一人 の同一性、 神のエッセの無限性、 現在性が

ego のみが、『単一的な仕方で」(simpliciter) (vgl. LW II 76, 14f) で有るのである。トマスに於ても、 更に述語として sum((我れ)有り)が付け加えられることによって、主語が純粋のエッセ、全くエッセ ゆく問題である。 る。この実体性の強調と ego という二つの事柄は、後に考察されるように、 エックハルトに於ける一なる神に繋っ という神の名の中に、先ず神の実体性を見、然もその実体性が ego という言葉によって強調されるということであ 区別された意味で、 「出エジプト記註解」によれば、 その言葉だけで純粋に自体的なエッセであることを表わすこの ego 神は最高度に実体である。しかし、エックハルトに見られる顕著な特徴は、ego sum qui そ 類的実体と の B ĸ

わ

れ

(purum esse et nudum esse) であることを示す。言い換えれば、述語そのものが主語であり、主語の本質で ある こ

否定の否定

定の純粋さ」といわれていることは、屢々「否定の否定」(negatio negationis) と言い換えられる事柄であるが、 対立概念であるが故に、『一は有である」ということは、直ちに『有は一である」ということになる。この意味で、 は「有」(esse) である。ところで、「有」の否定、即ち「無」は「一」ではない。つまり、「有」と「無」とは全くの 従って、「一は一切の無の否定であり排除」 (negatio et exclusio omnis nihili) (LW II 486, 6) である。即ち、「一」 なものである。『一」は、この否定性、即ち『何かが欠けている」ということを自らの中で否定しているという意味 かをもつ、言い換えれば、自らにその『何かを欠いている」、という意味で不完全なもの、欠乏的なもの、即ち否定的 (distinctio, differentia) の否定である。ところで多性、 或いは区分乃至差異性は、 何らかの意味で自らに対立する何 史的にはプロクロスに由来すると考えられるエックハルトのこの『否定の否定』とは『一」(unum)の特性である。 さ」(puritas affirmationis excluso omni negatio ab ipso deo) (LW II 21, 7f) を表わしていると解釈する。こゝで「肯 (LW III 533, 8. で『否定の否定』である。ところが『欠けている』即ち『無い』ということの否定とは、「有る」ということである。 す ego sum が、qui sum と二度繰り返されることによって、この名は『神から一切の否定を排除した肯定の純粋 「一」は『有」と『全く直接的な関係」(LW II 486, 3ff. vgl. LW I 175, 14) に立っており、「有と一とは交換し得る」 『一それ自身は否定の否定である。」(unum ipsum est negatio negationis) (LW III 485, 5) 何故なら『一」或 い は エックハルトは、以上の様な意味で、神のエッセの実体的純粋性、 多なるもの或いは多性 (multitudo)、及び区分されたもの乃至差異をもつもの或いは区分 乃 至 差 異 性 LW IV 323, 7f) のである。従って、『一は有である」のみならず、「有は一である」といわれても、 エッセとエッセンチアとの同一性を表わ

もの」(ens)でもなく、また全ての「有るもの」のエッセの総計でもなく、それ自身の純粋性、絶対性によって他の それによって『有に何かが付け加えられるのではない」けれども、『有は一である」といわれることによって、 全てのエッセから区別されたエッセであるように、神が『一」であるといわれる場合の一性とは なエッセであるからである。従って、 乍ら、このような意味で「一」と交換し得るエッセは神のみである。何故なら、神のみが一切の欠如を含まない純粋 一である。」(deus, se toto esse, simpliciter est unus sive unum) (LW I 173,14) 神のエッセが、あれやこれの「有る 或いは頂点」(puritas et medulla sive apex ipsius esse) (LW II 486. 4) が表現されることになるのである。 し いう言葉自体に於てはまだ意味されていない「無の完全なる否定にして排除」が、言い換えれば『言の純粋性、 神は『完全に全てエッセである」のみならず、『全く単一であり、一人であり

ない。それ故、この一性がたとえどれ程繰り返されようとも、その一性は決して数も与えないし、何か数えられるも のを作る訳でもない。」(LW II 65, 11ff) 『それによって神が一であるところの一性とは、数的な一性でもなければ、一連の数の初めであるような一性でも

ける一とエッセの関係と同様である。しかし、トマスの場合には、一という概念の中に見られるのは、エンスの不可 る概念はエッセではなくエンス(有るもの)ではあるが、『一はエンスと置換される」という点はエックハ エッセを一切の非有を排除したエッセそのものに於て、即ちエッセをその純粋性に於て示すものであることは以上見 マスに於ても、神は純粋なエッセそのものであると同時に、神は一である。トマスが神の一性の証明の際に用(ミョ) 言い換えれば、 一の本質が新プラトン主義的な『否定の否定」と捉えられることによって、一は、不可分性をも含めて、 「一」とは不可分性という面から見られたエンス(ens indivisum)であるのに対し、 ルトに於

た通りである。

トマスに於ても、

エックハルトに於ても、

神は善とか真とか名付けられる以前に、先ず何よりもエッ

という言葉自体にはまだ表わされていない」純粋性に於けるエッセなるが故に、神のエッセの純粋性が、まさにその 定」としての一の示しているのは、例えば、或る観点から見られたエッセ、というようなことではなくて、 えるということは、神をその『エッセの一性」に於て捉えるということゝ同じことになる。のみならず、『否定の否 純粋性に於て追求される結果、 セそのものであるのだが、エックハルトの場合には、神のエッセを、まさに神のエッセである、その純粋性に於て捉 『エッセの」という言葉はもはや付けられないで、屢々単に『一性」或いは『一」と 「エッセ

いう言葉によってのみ神が言い表わされるに至るのである。

ずに、それだけで屢々強調されるということである。或いは、三―一性について論じられても、その本質の同一性の intelligere)は同一であるが、それと同時に、「一なる神は知性であり、 議論の中でのみ考察されるなら、 方により重点が置かれる傾向にある。エックハルトに於けるこの『一なる神」への傾きは、以上のような形而上学的 質に於ける同一性、 於ける自己肯定、 plenissima affirmatio) (LW II 77, 11) と言い換えられるように、神に於けるエッセの充溢 (plenitudo) は、また神に ではない。 エックハルトの神論に顕著なのは、『一性」が、或いは、『一性」といわれずに『一」が、三―一的関係に触れられ いうまでもなく、キリスト教神学に於ては、神の知性による自己認識とは、直ちに神に於ける三神格の存在とその本 「一」も三一一性の一性、三神格の本質に於ける同一性であるとさし当っては理解することができる。しかし乍ら、 このことは、当然エックハルトの三―一神観にも影響を及ぼす。エックハルトは決して三―一神を否定しているの 神の一なるエッセの意味する『否定の否定」は、『最も純粋にして完全に満たされた肯定』(purissima et 即ち自己認識を意味する。従って、エックハルトに於ても、 即ち神の三―一性を意味する。従って、エックハルトによって、エッセ並びに知性と等置される 神のエッセの実体的な純粋性が追求された結果であり、そこに、中世キリスト教的(ピ) 知性は一なる神である」(LW IV 270, 1f)。 神のエッセと知性(intellectus にして

教集の中で語られるのを見るとき、エックハルトにとっては事実として先ず神は一であり、一でなければならなか の 一 ッセに対する新プラトン主義的一、或いは、 神観の影響を見ることができるかもしれない。しかし、後に考察されるように、この「一なる神」がドイツ語 プロクロス的一、或いはマイモニデス等の思想にその表現を見出したともいえるのである。 エックハルトが好んで引用するアラビアの宗教哲学者マイモニデス等

二 エックハルトのアナロギア論

エックハルトのアナロギア論に於ける三つの契機――エッセ・一・創造

解の基本となるテキストを引用し、そこから考察を始める。 が誤解されていると述べている(vgl. LW II 282, 7f)。従って、こゝでは先ず、エックハルトに於けるアナロギア理 ず、或いは寧ろ多用の故に、一つの錯綜した問題である。エックハルト自身、多くの人によって、アナロギアの本質 できないように、中世有論に於けるアナロギアなる言葉を如何に理解するかという問題は、その言葉の多用にも拘ら(ど)

例えばトマスの場合、アナロギアという概念によって何が意味されていたかということが必ずしも一義的には確定

中に、 eiusdemque rei simpliciter)区別される。例えば、生命体の中にある一つの同じ健康が、他ならぬそれ自身が、食物の 事物に於ける差異によって区別されるのではなく、端的に同一である事物の様態によっ ての み('per modus' も少しもないというそのような仕方であるのである。言い換えれば、丁度それ自身の中には小しもワインをもたない 「(同名同義的なものとも、同名異義的なものとも異なり)アナロギア的なものとは、事物(res)によって、 また尿の中にある。たゞ、それは、健康が健康としては石の中にないのと同じように、食物の中にも尿の中に 或いは

示するように、尿は生命体の中にあるかの一つの健康を表示するが故にのみ、尿は健康であるといわれるのである。 環状の飾り(circulus—飲食店の外に掛けられて、その飲食店に或る種のワインがあることを示す—)がワイン を 表

神と被造物についてアナロギア的に語られるのである。」(LW II 280,5ff)

エンス或いはエッセ、またあらゆる完全性、

就中エッセ、一、真、

善、光、義などの普遍的な完全性は、

に於てのみ、有るといわれるのである。丁度、それ自身の中に少しもワインをもたない環状の飾りが、ワインを表示 被造物の中にもある。たゞそれは、健康が石の中には少しもないように、エッセがエッセとしては被造物の中にない という仕方に於てあるのである。言い換えれば、被造物は神の中にある一つの同じエッセを表示しているという意味 ゝで述べている事柄を、 アリストテレスに始まり、中世に於て常用されるようになった『健康』(sanitas)の例によって、エックハルトがこ(ヒロ) 神と被造物のエッセに関して言い直せば次のようになる。神の中にある一つの同じエッセが

以上の様な説明が正しく理解される為の手懸かりはエックハルト自身によって別の著作で与えられている。 『全てのものが神に仕える用意ができている。何故なら、一つのもの(res una) が、原因とその作用の結果の中で

言葉によって示されている。即ち、(アナロギア的な関係にある)両者に於てあるのは、同一のものである。 アナロギア的にあるからであって、異なるのは様態に於てのみであるからである。このことは既にアナロギアという (一方に於ては)より先に、(他方に於ては)より後に。」(LW IV 372, 4f)

ロギア的関係の中では、或る事物(res)が問題とされている。口、その事物は、アナロギア的関係にある両項に於て、 エックハルトの用いるアナロギアという概念には、三つの契機があることが分る。 即ち、一、

一つの (unum) ものである。巨、両項に於て、 同一の事物 (res una) は、しかしながら、その様態 (modus) に於て

ア論

の第三の契機といわれた「神の創造とエッセ」の問題が考察されねばならない。

異なる。即ち一方に於ては、より先に(per prius)他方に於ては、より後に(per posterius)というあり方である。こ 神と被造物の場合には、 前者が原因(causa)であり、後者が作用の結果(effectus)であるが故で ある。

て、 エッセが神の創造という観点に於て如何に捉えられるかという問題になる。

故 ことはいうまでもない。ところで、 先ず、この場合問題とされる「事物」は、 もし被造物が他らかの仕方で神のエッセを『表示している』なら、それは必ず神のエッセと同じ一つのエッセで 神のエッセは、その純粋性の故に必ず「一」である。一は分割できない。 他の様々な完全性に先立って、それらの根源となっているエッセである

ある。

右に試みられたような極めて簡単な概念の操作によっても口は口を必然的に伴う。 ということは同じことであり、 の」エッセを表示しているとは、どういう意味であろうか。この問題に立ち入る為には、 ェ クハルトの場合、 神のエッセが問題となる場合には、先に見られたように、その「エッセの純粋性」と「一性」 切り離して考えられない。従って、 エッセのアナロギア論に於ける日と口の契機は、 しかし、 有限な被造物が神と「同 エックハルトのアナロ

神の創造と被造物の無性

云われるのに対して、 ルトに於ても、 ェ 工 ッ セの前には」(ante esse) ということは、 セ の 前には何もなかったから」(LWI160,7)である。 ェッセをもたらすことである°」(creatio est collatio esse) (vgl. LW I 160, 7. 神の創造に関する理解の基礎である。ところが、通常これは『無からの創造』(creatio ex nihilo) エックハルトは、「『無から』(ex nihilo)という言葉は付ける必要がない」と云う。 時間的な意味で理解されてはならない。 エッセが一切の事物の初めであり根源である。 エッセそのものたる神の中 197,8) これが、 何故なら、

れたことは、空間的麦象によれば、「神の外には、エッセの外には他のものはないし、凡そ何らかの他なるものはな 前には何もないように、 なかったとか、その間中は世界がまだなかったというような時は存在しない。」(LW III 181, 5f)それ故、 が同時であり、 には、或るものが他のものに先立つ、従ってその間、その「他のもの」が無いというような不在の状態はない。 「終りと初めが同一である。」(LWI 163, 9) 即ち、「時」は創造と伴に始まるが故に「その中で世界が エッセの後にも何もない。」(LW I 163,11)こゝで前後という時間的表象によって言い表わさ 「エッセの 一切 (412)

従って、神による創造の前には何もなかったように、「世界創造の後にも」、神以外には何もないし、 言い換えれば、神は有であるのみならず、有は神である。 神の傍に

エッセの外にあるものは無であり、あるのではないのである。」(LW III 181, If)即ち、神以外には何もな

即ち、

ものが神の傍にあり、そこから、或いはその中へと、何かゞ、丁度人間の製作行為の場合のように、神の外や傍に創 (praeter) 何かゞある訳ではない。(vgl. LW III 181,3f) 何故なら、 り出されるのではないからである。 「無からの創造」とは、「無」という真空の如き

ったかのように、考えるのは誤りである。 ることもできない。」(LWI161, 12f)従って、あたかも神が被造物を自らの外に投げ出して置いたとか、神の外に創 「無は何ものも受け取らないし、また(何かを担う)基体(subiectum)であることも、 (有を限る如き) 限界であ

うこと、また神の外で生ずるということは、 0 神が創り、働き、行為する一切を、 エッセの外にあり、 神自身の中で働き、行為するのである。何故なら、 エッセの外で生ずるということだからである。」(a. 神の外にあるとい

それ故「無からの創造」とは、「無から、即ち非有(non esse)から有に呼び出されることであり、その有を一切の

間に不断に新たに神のエッセを受けているということである。

創られた一切のものは神の中に留まったまゝである。『一切は神の中にあり、神の外では無である(神の外には何も(タ) ものは神の中で見出し、受け取り、もつのである。何故なら神は有であるから。」(LW I 162, If)つまり、神によって 無い。)」(LW IV 300,2)

である。被造物のこの純粋の無性は、エックハルトの著作、(※) 「たとえ(既に)創られたものでも」神なくしては、即ち神の外では一切は、 説教の全体を通して一貫して強調される。 「純粋な無」(purum nihil)

それは、 神の創造後も被造物はエッセの所有者とはならないという意味である。従って、被造物が『有る』といわれるなら、 は無である。 的初め(primum)に於てのみならず、「有る」ことの『根源」(principium)(vgl. LW I 199,18ff)に於て、あらゆる瞬 いるからである。神がたゞの一瞬でも一切の被造物に背を向けるなら、一切の被造物は無になろう。」(DWI 69,8ff) あるとか、或いは凡そ何か或るものであるということではない。それは純粋な無である。有(wesen)をもたないもの 被造物は、 「一切の被造物は一つの純粋な無 (ein lûter niht) である。私が言おうとするのは、 そこに神のエッセが臨在していることを表わす。言い換えれば、被造物が『有る』とは、 その始まりに於てのみならず、創造された後でも、 一切の被造物は有をもたない。 何故なら、 その有は神の臨在(gegenwerticheit)ということに懸かって 神のエッセがなければ常に無であるということは、 被造物が価値の劣ったもので 被造物はその時間

にある。」(LW II 627, 3f, vgl. LW I 495, 10ff) 切の被造物は神からエッセを受け取る。而も不断に受け取る。 (…) 被造物のエッセは不断の流入と生成の中 一切のものが神から不断に新たにエッセを受けているということは、 絶え間なく「無から呼び出され

ている」ということであり、神の創造が文字通り「不断の創造」(creatio continua) であるということである。従って

が初め」であるから)(今)創造を始めるという仕方で」、(LWI 165,1ff)「永遠の始源の単 一 な 今」(primum nunc 『神は創造することを止めたのではなく、(今も)常に創造しており、(神の中では『初めが終り」であり、

simplex aeternitas) (vgl. LW I 190, lff)、一切を創ったのである。

るが、それが端的に語られるのは、後に見られるように、ドイツ語説教に於てである。 り込んでいるということである。そして、そのことによって、前者の時間的な永遠性が止揚されることになるのであ めから世界はあるという意味での被造的世界の時間的永遠の一瞬一瞬に、神の超時間的な永遠性がまっすぐ垂直に切 それ故、エックハルトに於ける神の『不断の創造』とは、時間と永遠という言葉によって言い換えれば、 時間の初

一なるエッセ

中で、 い 被造物が神に対してアナロギア的に『有る』といわれることの意味がこゝで改めて考察されなくて は なら な クハルトのアナロギア論に於ける三つの契機については以上のように考えられるが、この三つの契機の連関の

に於ても決してエッセの所有者となることはできず、「或る被造物が、或る被造物として、そこに有る」とは、そこに(タイ) (participatio)ということは、エックハルトの場合には不可能である。従って創造された後も、被造物は如何なる意味 る のであって、たとえ、神より小さなエッセ、或いは神のエッセの一部分にせよ、被造物の中にエッセがあるのではな はなくて、エッセ即ち、神の中に無から呼び出されたということである。言い換えれば、 先に見られたように、万物が神によって創造されたとは、神の外に、神のエッセから分れて置かれたということで 小さい劣ったエッセをもつとか、神のエッセの一部分をもつということ、従って文字通りの 意 味 で の『分有』 何故なら、 神のエッセは一であって、決して分割されないものであるが故に、 神のエッセそのものから区別され エッセの中に被造物はある

意味をそこに見る。即ち、被造物は、 は は は 神のエ の エッセが間断なく与えられることによってのみ「有る」ことができるのであるから、常にエッセに飢えるのである。 (vgl. LW II 282, 13ff) でもな extra totus)という言葉で表わし、「集会の書」の「我を食むものは益々飢ゆ」(Qui edunt me, adhuc esuriunt)の 以上の考察から明らかなように、 『最も(或いは全く)内に」(intimus 或いは intus totus) という言葉と、「最も(或いは全く)外に」(extimus 或い ッセが臨在しているという仕方で、その被造物に於て神のエッセが エックハルトのアナロギア論の特色を為すこの「被造物の表示性格」(ein Zeichencharakter der Kreatur) 神の被造物に対する絶対的な内在と超越を表わしている。これをエッ 神のエッセを食むことによって無から生ぜしめられ、生ぜしめられた後も神の 「表示」されているということ以外の何も クハル ۲

受動性に基づいており、この無性と受動性ということが、 の様態(modus)の基本的性格である。 神とのアナロギア的関係に於て『有る』といわれる被造物

エックハルトのアナロギア論に於ける被造物の

「表示性格」は、

根本的に被造物の絶対的な無性と

K る。 故なら、被造物によって表示されているのは、 じ無性、 と、そこから結果する被造物の純粋な無性とに基づいている。ところが、このことは次のことをも同時に意味して、 が表示しているエッセが神と同じ一つのエッセであることは、既に見られたように、 しかし、 即ち、 神の 受動性の故に、神と「一つの同じ」エッセを示すことができるのである。エックハルトのアナロギア論の要 被造物は、 アナロギア論に於ける「表示性格」は、 セから区別されるような小さなエッセとか、 その純粋の無性の故に、従って、不断に神からエッセを受けざるを得ない全くの受動 神と「一つの同じエッセ」であるといわれているからである。 単にこの無性、 その一部分さえもつことができない代りに、 受動性の面に於てのみ理解されてはならない。 神のエッセの純粋性、 則 から一性 の 故 何

即ち無に基づいており、そこから被造物の受動性という意味に於ける『表示性格』が出てくる為に、それ と 並 ん で うことはなく同等の比重を占めている。ところが、一方の『様態の違い』ということが、絶対的な有と絶対的な非有、 点は、『同一のエッセ」が『様態に於て違う」という二つの事柄にあったが、この二つは一方がより強調されるとい

向がある(他の面が消えるのでは決してないが)。」 に受取る存在は、神である存在そのものへと極限化され(他の存在はあり得ない)、この面では被造物が止揚される動 「同一のエッセ」ということが主張されると、まさに、被造物のその無性、受動性の故に、「その無において無の故

るのである。(24) であるとするのであるが、モイズィッシュは、エックハルトのアナロギア論自体の中に、既にそれが見出せると考え 於ける神と被造物の関係はアナロギア的であるより寧ろ、「同名同義的相関関係」 (ein univokes Korrelationsverhältnis) てー)を「同名同義的相関的超範疇的有」(das univoke-korrelational-transzendentale Sein) と呼び、 て問題となる『有」(esse または wesen―即ちラテン語著作集い於てのみならずドイツ語による論述、 な契機として働いているのは以上考察された通りである。その為に、例えば、モイズィッシュは、エックハルトに於 このように理解されるエックハルトのアナロギア論に於て、神のエッセの純粋性、或いは一性ということが決定的 エックハルトに 説教集も通し

られるのが、ドイツ語による論述『神の慰めの書』(Daz buoch der götlichen troestunge)冒頭の『善性』と『善なる 人」に関する議論である。 ところで、 エックハルトのアナロギア論に於ける「一性」の契機の重要性を証明するテキストとして屢々取り上げ

方は)生まれるということを別とすれば。とはいえ、善性が生むということゝ、善なる人の中で生まれるということ 『善なる人と善性は一つの善性以外の何ものでもなく、一切に於て完全に一である。但し、(一方が)生み、 他

である。彼はそこにあり、生き、 ゝは完全に一つの有であり、一つの生命である。 住まうのである。」(DW V 9,12ff) 善性に属する一切を、 善なる人は善性の中で、 善性から受け取るの

目されるのは次のような理由による。 ッ クハルトが好んで説明に使う例であるが、その中でも特に、この「神の慰めの書」冒頭の善性と善なる人の例が 神と被造物の間でアナロギア的関係にある所謂超範疇、或いは普遍的完全性を表わす名辞の中でも、 善と義は、 工

繋っているかという問題に一つの手懸かりを与えているのである。 間との有論的関係が、ドイツ語説教集の主題である『魂のうちに於ける神の子の誕生』に転じている樣が、 はこの後、 善なる人に関するこのような議論は、エックハルトの神秘思想の核心、『魂のうちに於ける神の子の誕生』による神 る人」の中にある善性が善性そのものと『一つの善性」であることの方に、より比重がかけられる。従って、 う絶対的な断絶をもった関係が、こゝでは『生み』、『生まれる』というより親しい関係であることによって、 0 ―善性そのもの―と人間の魂―善なる人―の『一」を当然予想させるものであるが、事実、 の説明の仕方と軌を一にする。しかし乍ら、アナロギア論では神と人間の様態の違いを規定していた創造と被造とい 「生み」、「生まれる」と云われている言葉を、 慰め この書ではアナロギアという言葉は使われていないし、アナロギア論が展開されている訳でもない 0 書 そこへ移って行くのである。一言にしていえば、ラテン語著作集でアナロギア論として展開された神と人 の中に明らかに読み取れ、 その為に、この書は、 「より先に」、「より後に」という表現に置き替えれば、 エックハルトのアナロギア論がその神秘思想に如何に 「神の慰めの書」の主題 が、 アナロギア論 ے ک の

於て神と同一のエッセが『表示されている」と云われているのであるから、さし当たっては、その表示されているも 貧ということによって、自己内外の一切のもの、一切の表象を一旦捨てゝ貧しくなり、それらから離脱することが求 heit)、或いは魂の「貧」(armuot) とは、有論的に見ればそのような意味をもっているのである。 能性に留まる。エックハルトがドイツ語による論述或いは説教の中で説く、 自己を無にする『離脱」(abegescheiden-てられなければ、言い換えれば、我々が被造物としての純粋の無性に立たなければ、我々に対してエッセは顕われて るから、「表示されている」エッセを認めるとは、被造物の中にエッセを、ではなく、エッセの中に被造物を見ると 表示しているのではなく、被造物の純粋の無性の中に神のエッセが顕われているという意味で表示されているのであ ろで、先に見られたように、被造物に於て『表示されている」とは、被造物が、そのエッセを自己の エッセ とし て のを我々が被造物に於て、或いは自己自身に於て如何に認め得るか、という認識論的な問題であるともいえる。とこ いが残されている。即ち、 る為である。従って、離脱、 められるのも、それらのものが縁となって、我々が自己をそれらのものゝ所有者として『有る』とするあり方が生ず いうことを意味する。従って、自己がエッセの所有者であるかの如き、自己の中にエッセを見るあり方は先ず全て捨 ックハルトのラテン語著作集で展開されている有論としてのアナロギア論には、しかし乍ら、一つの本質的な問 「神と一つのエッセが示されている」ということも、 アナロギア論の中で問題とされたエッセとは何か、という問いである。それは、被造物に 或いは貧とは、根本的には、 一切を自己に結びつけ、そこに自己の「有」を立てる「我 少なくとも我々にとっては、一つの形而上学的な可 即や離脱

造物的あり方として規定された「無性」に立つ、為には、 くしては」という点に於て全く同じ無性であるが故に、『離脱する』、言い換えれば、 れるのは、 しなかったときにそうであった如くに」(vgl. DW I 25,6ff) 一切のものから、そして自己から離脱することが要求さ 性」(eigenschaft) からの、 ような自己からの離脱、 アナロギア論で明らかにされたように、創造後の被造物の無性も、 言い換えればそのような自己を捨てゝ貧しくなることを意味する。その際、 或いは、 日常的あり方に於ては、 創造前の無性が最も有効な規範を与えるからである。 まさにその「我性」が自己そのものとなっている、その 創造前の無性と、 有論的には創造後も被造物の 神 「未だ汝が存在 即ちエッセ

の主題、 の悉くを、『神の根底』までも含めて与えるのである。(※) の遂行であり現実化であるところの離脱は実際に魂の中に『神を強いる』のである。これがエックハルトの神秘思想(⑵) の「一人子」とされるのである。従って、神は、子なる神に全てを与えたのと全く同様に、離脱せる魂にも、 同時に生起するが故に、この誕生は、神の中に於ける子なる神の誕生と一つの誕生であり、 さて、 有論的には、被造物の純粋な無性の中に神のエッセが表示されていると云われたが、謂ばその有論的な無性 『魂のうちに於ける神の子の誕生』と云われる出来事である。神は一なるが故に、 魂はキリストと同じく神 従って神の中では一切は

な神の本性とも区別して、 うちに於ける神の子の誕生によって魂に神の悉くが与えられるということは、自らの内に向って離脱した魂にとって による神認識、 (これをエックハルトは、 このことは認識論的にいえば、魂が神を、神の子→三─一的な同一性という意味に於ける神の本性→『神の根底』 神が神自身に於てあるその根底に於て神を認識する超時間的なプロセスである。と同時に、 或いは、 魂の中に神が覆いなく顕わになることに留まらず、魂の自己認識でもある。 『神性 gotheit』と呼ぶ)へと、即ち被造物に対する神でもなければ差異性を伴った神で 被造物に対して対象的に立てられた神とも、また三という差異性への繋りをもつ三―一的 それは単に、 何故なら、 魂の

破」(durchbruch) と云われる事柄である。その際に働く魂の認識能力を、エックハルトは「魂の火花」(daz vünkelîn 底に於て、神は『純乎として純なる透明な一」(ein luter pur clar Ein) (DW III 448,8)であり、神の根底が基となっ 見出すと同時に、そこに自己の根底をも見出すまでは決して休らわず、一切を突破する。(vgl. DW II 49, If) この根 もまた三神格の同一本性という意味での神の本質にも満足せず、一切の差異性のない、『単一なる根底に於て」神を der sêle) 或いは、 出来事が、まさに魂のその絶対的受動性の故に、魂の自己認識の能動性に転じてゆくことを表わしたのが、魂の『突 働き出すことを意味するからである。離脱した魂の絶対的受動性と、神の絶対的能動性の面で捉えられた誕生といち 与えられたのがまさに神の全てであることによって、その神の本質、神の根底が自らの本質、自らの根底として 「魂の中の一つの力」(eine kraft in der sêle) と呼ぶのであるが、この力は、父にも子にも聖霊に

性の中で業作し給うところの一切を汲み給うのである。」(DW I 368, 5ff) その一人子を生み給うことができないであろう。神が一であるというそのことから、神は神が被造物の中で、また神 て発現する神の一切の業--子なる神の誕生も含めて-、一切の力は、『神が一である」ことに懸かっている。 「一なる神**、** 神は一であるということに於て神の神性は完くされる。(…)もし神が一でないならば、

自身「一」であり、神と魂の双方が「一」であることによって、神と魂とは所謂「合一」ではなく、「一つの単一な | 」 (ein einvaltigez ein) (DW I 93,6ff) である。 この神の「一」なる根底は、 離脱した魂が「突破」によって到達した魂の根底でもあるが故に、この根底に於て魂

ように、魂も、この自らの一なる根底に於てのみ、 3ff)これが、神が彼(人間)のうちに働く場所さえ見出すことができない程に貧しくなった(vgl. DW II 491, 4ff) 『我れ」(ich, ego) 或いは『我れ有り」(ich bin, ego sum)が、『神の単一性に於ける神一人にのみ固有で ある」 『我れ」、或いは『我れ有り」と言い得るのである。 (vgl.

注

工 "

クハルトの著作の略記は以下の通りであり、略記の次の、初めの数字が頁を、後の数字が行を表わす。

人間が、その貧の中で見出す自らの根底である。 「こゝに於て、 神は精神(geist)と一であり、これが人が見出し得る最も本来的な貧である。」(DW II 505,8f)

あろうところの永遠の有 (daz êwic wesen) に再び到達する。」(DW II 501,4f) 「この貧の中で、 人間は彼がかつてあったところの、また彼が現在あるところの、更には彼が永遠にあり続けるで

の『エッセを知る』ことは、神と絶対的に断絶された自らの『被造物性』を超えることを同時に意味するのである。 することによってのみ、元来は被造物として与えられた神と同一の自己のエッセを知ることができるのであるが、こ であるという点に於ても――ことを意味する。言い換えれば、人間は、 ナロギア論に於ける『被造物の表示性格』を超える――『被造物』という点に於ても、所有ではなく単なる『表示』 けるところのものである。」(DW II 504, 8f) と語られるように、神と同一のエッセを人間が見出すということ は、 神でもなければ被造物でもない。寧ろ私は、私があったところのものであり、私が今も、そして永遠にそうであり続 あることの中で到達されるものである。しかし、『こゝ(一なる根底)では、私は一切の被造物を超えており、 『永遠の有』とは、既に明らかなように、アナロギア論の中で問題とされた神と『同一の有』である。即ち、 ルトの形而上学的有論の中では触れられなかった有それ自体は、エックハルトの神秘思想に於て、人間が神と一で 魂のうちに於ける神の子の誕生」に始まる『突破」によって、人間の魂が神と一になることの中で到達するこの エックハルトが imago dei という言葉に見出す最も根本的な意義である。 「純粋な無」としての被造性を吾が身に遂行 エック 7

99 (421)

(422)

 \mathbb{B}^d

- II, III, V. Q=J. Quint: Meister Eckhart. Deutsche Predigten und Traktate, München 1969
- 1 また、トマスの著作はマリエッチ版を用いた。 以下の小論に於て、esseというラテン語は原則として訳出せず、片仮名表記で「エッセ」として用いた。従って、 セとの連関の中で問題とされる essentia (本質)、或いは ens (有るもの) という語についても、エッセンチア、エンス
- 八年参照)の響きを与えるが、トマスのみならず、エックハルトに於ても、この小論で扱おうとする「エッセそのもの」 「存在」という語は、どうしても所謂「がある存在」(existentia) (山田晶「トマスの≪エッセ≫研究、 創文社、

とラテン語を片仮名表記するだけで用いた場合が多い。通常日本の中世哲学研究の領域でエッセの訳語として用いられる

用文などで、前後の関係から訳さざるを得ない場合には「有」という語を当て、エックハルトのドイツ語による論述及び といわれるときのエッセは「がある存在」も「である存在」(essentia)も共に成り立たしめるその根源である。但し、引

なかった理由は、小論の大半を占めるエックハルトのラテン語著作集に於けるエッセの問題はトマスに於けるエッセと比 説教集に於ける wesen (現代ドイツ語の Sein) にも同じ訳語を用いた。ラテン語著作集の場合にも、この訳語で統一し

という表記或いは訳語を用いた不統一は免れないが、ドイツ語による論述及び説教集は小論では最後に言及されているだ で統一されているトマス研究者たちに無用の混乱と誤解を与える恐れがあると考えたからである。従って、ラテン語、ド 較して考察されている場合があり、もしトマスのエッセにも「有」という訳語を与えると、エンス即ち「有」という訳語 イッ語の違いはあれ、同じものを意味するエックハルトの esse と wesen に対して、一方ではエッセ、他方では「有」

- 3 2 山田晶 山田晶 けなので、以上の様々のことを考慮して、敢て不統一のまゝにしておいた。 前掲書50~91頁参照 前掲書、83頁。
- Welte: Zeit und Geheimnis, Freiburg, Basel, Wien 1975, s. 216-18
- 5 4 といってもこれは、 エックハルトに於ける形而上学的思弁と神秘思想との時間的前後関係、 乃至は原因結果関係を意味し
- 6 このような見解の最近の例は、K. Ruh: Meister Eckhart. Theologe, Prediger, Mystiker, München 1985 ているのではない。
- 7 上田閑照「マイスター・エックハルト」講談社 一九八三年、14頁参照

- 8 川崎幸夫 「聖書解釈学と説教 -エックハルトの<三部作への全般的序文>をめぐって」(「理想」 一九八○年六月号)50
- 9 エックハルトの著作中、 に見られる註解を中心にして取り上げた。 「出エジプト記」のこの言葉に対する言及は枚挙に暇がないが、 特にこゝでは、 II W.I 20,
- 10 11 vgl. Thomas Aquinas: Summa theologiae (以下 ST と略記) I, q. 13, a. 11. vgl. Thomas ST. I Q. 3, a. 5. contra errores infidelium seu Summa contra gentiles I, c. 22, n. 211. Liber de Veritate Catholicae Fidei
- 12 vgl. W. Beierwaltes: Proklos. Grundzüge seiner Metaphysik, Frankfurt a. M. 1965, s. 395, R. Klibansky: The る。つまり、バイアーヴァルテスは、エックハルトの negatio negationis、即ち「一」を神の自己認識行為に於ける 三 身を肯定する働き、言い換えれば、三―一的な神のエッセが自らを知性認識として遂行する行為を表わしているからであ テスによれば、プロクロス的な negatio negationis は、エックハルトの negatio negationis の「形式的な構成原理」 47―65)しかし、エックハルトの「一」には、既にラテン語著作集に於ても、差異性を伴わない同一性の傾向がある。 tität und Differenz, Frankfurt a. M. 1980, S. 97—104; Platonismus und Idealismus, Frankfurt a. M. 1972. から一へ、一から三へという差異性に於ける同一性、同一性に於ける差異性と理解する。(vgl. W. Beierwaltes: Iden 自己超越的ヌースの最高の行為であるのに対し、エックハルトに於ては、知性でもあるところの純粋なエッセが、それ自 ロクロスでは、negatio negationis は「それ自らは認識せず、認識されることもない根源」に触れようとするとこ ろの (formales Strukturprinzip) としては理解されるかもしれないが、事柄としては本質的に異なっている。何故なら、プ Continuity of the Platonic Tradition during the Middle Age, London, 1950². p. 26. しかし、バイアーヴァル
- 13 vgl. LW IV 268, 4ff Thomas ST. I q. 11, a. 1 ad. 4.

14

parisienses, LW V)で展開されている神のエッセと知性の問題を無視する訳にはいかない。何故なら、その中に、はっ 知性の問題は、 きりと「神は知性であってエッセではない」という文があるからであり、その為に、エックハルトに於ける神のエッセと エックハルトに於ける神のエッセと知性の関係が考察される場合、 エックハルト研究史上、絶えず議論の主題の一つとなってきた。エックハルトは他の著作では、 初期の著作である「パリ討論集」(Quaestiones 繰り返

主張するトマスとの根本的違いを見る研究者もいる。しかし、この書で知性との関係で論じられているエッセという言葉 ックハルトに於て神は先ず第一に知性であってエッセではないと断定し、そこに、神に於ける知性とエッセの同一性を 「神はエッセそのものである」と述べているので、こゝにエックハルトの神観の時間的変化を見る研究者もいれば、

のみを捉えてそのように結論しては、エックハルトのエッセのみならず、トマスのエッセに対しても的を外れることにな

て、却って神の本質たるエッセの純粋性が保たれようとしているといえる。それは、エックハルトが、こゝでも「出エジ 論集に於ても決して神から否定されているのではなく、知性の下位に置かれる如きエッセが神から否定されることによっ 上のように神から被造的エッセを否定した後、神にエッセの純粋さを帰するのである。「エッセは被造物に帰属するもの に、神から否定される。 万物の創造には神の自己認識が先立つのであるから、この被造的意味でのエッセは、当然神の知性の下位に置かれる。下 エッセと呼ぼうとする場合以外は。」(a. a. o. 45,14f) パリ討論集と同様な意味でエッセが使われている 例 は、LW IV であるから、神の中ではエッセは、たゞその原因に於てあるようにのみある。それ故に、神の中にあるのはエッセではな 如何なるエンスでもない。そうではなくて、神はエンスより高い何かである。」(a. a. o. 47, 14f) エックハルトは、 位に置かれるのみならず、そのようなエッセは、たとえそれを総計しても、その根源としての神そのものでは ない が エッセではなくて、それとは区別された、世界にあるエンスのエッセ全体、乃至被造的エッセである。(vgl. LWV 41, 6f) セとはエンス(有るもの)のエッセ全体という意味ではなく、まさにそれの根源であることによって、それとは区別された るであろう。 プト記」から ego sum qui sum を引用し、この名によって表現されているのは「神のエッセの純粋性」であると述べ スでもないから神は被造物のエンスでもないし、エッセでもない。」(a. a. o. 45,10)「神にエッセは帰属しないし、神は 一ッセである。しかるにパリ討論集で、神の知性の下位に置かれているエッセは、「エッセが神である」と云われる場合の トマスに於てのみならずエックハルトに於ても「神はエッセそのもの」であり「エッセは神」である。 、エッセの純粋性 (puritas essendi) である。」即ち、 であって、エンス乃至はエッセではない。」(a. a. o. 41, 13f)「神は根源であるから、即ちエッセでもなければエン 次のように結論していることによって明らかである。 「神は創造者であって、 (自らが)創造され得るものではないから、知性であり、知性作用 小論の本文で神の本質とされた「純粋なエッセ」は、このパリ討 「神にエッセは帰属しない。 但し、汝がそのような純粋性を その場合のエッ

(424)

- 15 しかしながら、伝統的キリスト教神学的理解では、「神の『本質』といわれてもそれは『概念』としてとり出すことが出 ツ語説教集に於けるマイスター、エックハルトの根本思想」・上田閑照編「ドイツ神秘主義研究」所載出頁) 来るだけであって、その当体は即ち『三―一』神自体である。」(上田閑照「『神の子の誕生』と『神性への突破『
- 16 事実、 LW II 66, 14ff また上田閑照、前掲書31―33頁参照。 終的には「実体」の範疇のみが神に適用され、「関係」の範疇は謂はばその外側に留まると考えていたと思われる。vgl エックハルトは、通常のキリスト教神学では、神に同等に適用される「実体」と「関係」という二範疇のうち、
- 17 分類の問題には触れられない。限られた紙数の為ばかりではなく、アナロギアという言葉でエックハルトが何を言おうと La doctrine de l'analogie de l'être d'après St. Thomas d'Aquin, Louvain, Paris 1963 参照。)しかし、小論では、 tatis) の立場がとられていると思われるように、必ずしも明瞭ではない。(トマスのこの問題に関しては B. Montagne: エックハルトのアナロギア論は、今日では通常、所謂「帰属の類比」(analogia attributionis)に分類されるのに対し、ト していたかということの方が小論の内容にとってはより本質的な問題であるからである。 マスの場合には、 或は著作では「帰属の類比」の立場が、また他の著作では「比例性の類比」(analogia proportionali-
- 18 vgl. Aristoteles: Metaphysica IV, c. 2, 1003 a 33-b 19, VII. c. 4,1030 a 34-b 3
- 19 この点で、田島照久「マイスター・エックハルトに於ける思惟の動性とその存在論的理拠――アナロギア論による (LW III 181, 4) の後も神の外には、 ある。従って、被造物の exsistentia だけが神の外にあると、どうしていえようか。エックハルトは云う。「世界の創浩 るのは、existere と essentia の両方の根源となるエッセであり、それは神のエッセに基づいており、神のエッセの中に 使われているかとも思われるが、しかしエックハルトが神のエッセとのアナロギア的関係で被造物に於ても問題としてい 性を有するのである。」(同論文、70頁)こゝで「有る」という語は、 同論文の頁を参照すれば、 existere の訳語として に立って『有る』のではなく、神の、外なる有に於いて『有る』のだと云える。それ故に被造物は常に神へと向う根本動 ――」(「宗教研究」51号、55―80頁)の次の結論は誤りである。「被造物が『有る』のはそれ故神の内に於いて、 或いは神の傍には何もない。何故なら、何かゞエッセの傍にあることなど、どうしてできようか。」

不斉合を見出し、この文脈の「不斉合を手がゝりにして」論旨は進められてゆくのであるが、これは、ラテン語原文の読 序乍ら、同論文でエックハルトのアナロギア論として引用されるエックハルト自身の文章の中に、論文の筆者は文脈

(426)

み誤まりに過ぎない。(これは、小論でも引用されているので、訳文に関しては、小論87頁参照)また、 「エックハ

のアナロギア論の定義の内に含まれていなかったこの『先後』のモメント」(同論文59頁)ということも誤りで、エック ハルトは別の著作のアナロギア論では明らかにこの「先後」の契機を挙げており、小論でも指摘されたように、この「先

後」の契機が、神のエッセと被造物のエッセの間に見られる関係が univoque(同名同義的」ではなく、アナロギア的で

ある所以がある。

けた上田閑照著「マイスター・エックハルト」(講談社33―47頁)以外には、主題的に論じられているのは前記論文があ て理解する為にのみならず、一般的に中世有論の問題としても重要であるにも拘らず、日本では、筆者も様々な教示を受 エックハルトのアナロギア論は、エックハルトの思想をラテン語著作集、ドイツ語による論述及び説教集の全体を通じ

20 vgl. LWI 178, 16. LWIV 70, 2f ヴァッカーツァップ (H. Wackerzapp) も指摘するように、 factum est nihil"をエックハルトは、「神なくしては生じたものでも無である」と 読み か える の で ある。 くして何も生じなかった」と理解されている、ョハネ伝福音書一章三節の "omina per ipsum facta sunt, et sine ipso るだけなので、読者の誤解を妨ぐ為に以上のことを敢て指摘しておく。

Münster/Westf. 1962, S. 65ff. Wackerzapp: Der Einfluß Meister Eckharts auf die ersten philosophischen Schriften des Nikolaus von Kues,

21 即ち、こゝで「有る」というのは、トマス的にいえば、「…である」 essentia も、「…がある、 存在する」 existere も 内在する存在の形相的現実的根源を意味する。」(山田晶前掲書級頁) れた、エクシステレの根源となるエッセに関しては、「『エクシステレ』は、何らかのものが何らかの仕方で、 含めたその根源としてのエッセという意味に於てである。トマスに於て、このようにエクシステレという用語とは区別さ 『在る、存在する』ことを示すのに対し、『エッセ』の方は、そのようにものが『存在する』に到るための、そのものに

ずエッセンチアとは区別して考えられている。しかし乍ら、エックハルトのアナロギア論で問題にされる被造物のエッセ のみであることもトマスと同様認める。しかし、トマスは、そこから神のエッセと被造物のエッセを区別し、その区別を もたらすものは、被造物のエッセを限定する有限なるエッセンチアであるとする。即ち、トマスでは被造物のエッセは必 但し、esse と essentia に関してはエックハルトはトマスと同様、神に於てはエッセが神そのものであるという意味に 神に於けるエッセとエッセンチアの同一性を主張し、その意味に於て、エッセとエッセンチアが同一であるのは神

とは、 ギステルの称号を受けた。)の影響を考え、 デ としてのエッセの意味を与えたとしても、実質的にはトマスの考えに反対していないという解釈もある。例えばドゥ・リ 的関係にある被造物のエッセに、エクシステンチアのみならず、トマス的意味でのエッセンチアまで含め、それらの根源 アとしては存在しなかったことはトマスに於ても自明のことである。従って、エックハルトが、神のエッセとアナロギア いうまでもない。それ故、神の創造以前には被造物のエッセのみならず、被造物のエッセンチアも、被造物のエッセンチ はエッセチアは全くの可能態の状態にある。しかるに、このエッセンチアは神の知性の中にあるイデアに由来することは を受ける以前にエッセンチアなる『もの』はどこにも存在しない」(山田晶前掲書習頁)が故に、エッセを受ける以前 意味である。 A. de Libera: Maître Eckhart Métaphysique du verbe et théologie négative, Paris 1984.) しかし乍ら、トマスに de l'analogie, Genève Lausanne Neuchâtel 1980. 参照。(他に、ディートリッヒのエックハルトに対する影響に言及 あるから、「分有」という言葉そのものに捉われてなければ、エックハルトもトマスと別のことを云っているのではない という考えは出てこない。とはいえ、神のエッセなくしては、被造物が無であることは、トマスにとっても自明のことで にも繋ってゆくのに対し、エックハルトの場合には、小論の本文でこの後考察されるように、神のエッセを「分有する」 した書としては、B. Mojsisch: Meister Eckhart Analogie, Univozität und Einheit, Hamburg 1983, E. zum Brunn したと解釈するものである。A. de Libera: Le problème de l'être chez Maître Eckhart, logique et métaphysique ッセの分有も所有も被造物には否定されることによってその無性が強調され、神のエッセの絶対性と被造物のその純粋な と考えることもできるかもしれない。しかし、エックハルトに於ては、神のエッセの絶対性の故に文字通りの意味でのエ も緊ってゆくのを見るときトマスとの違いは小さくないといえる。 無性がエックハルトのアナロギア論の性格を決定していることを考えるとき、そして、それがエックハルトの神秘思想に 、ィリートリッヒ (Dietrich von Freiberg) (エックハルトより二十才前後年長のドミニカン。十三世紀の末、パリでマ トマス的にエッセンチアと区別されたエッセではなく、そのエッセンチアをも、またエクシステンチアをも含めた (A. de Libera) は、エックハルトの上に、エッセとエッセンチアのトマス的区別に反対した「フライベルクの 被造物に於けるエッセとエッセンチアの区別は、被造物が神のエッセを「分有する」(participare)という考え とはいえ、トマスの場合にも、被造物に於てはエッセがエッセンチアと区別されるといわれても、「エッセ エックハルトは、 トマスとディートリッヒのアナロギア論を和解させようと

22 vgl. J. Koch: Zur Analogielahre Meiser Eckharts, in: Kleine Schriften Bd. I, Roma 1972.

S. 374

- のようなアナロギアによって見られる『神と被造物』は、一面その間の質的な差異が『存在と無』にまで極限 化 さ れる
- vgl. B. Mojsisch a. a. o. S. 55-75. (即ち例えば無限な存在者と有限な存在者という二つの存在者にとどまらず)」
- 25 上田閑照、前掲書33—141頁、B: Mojsisch a. a. o. s. 65—74 参照。

24

23

- 26 但し限られた紙数の関係上、エックハルトの神秘思想についてこゝでは、エックハルトのアナロギア論との関 わり の で、要点を述べるに留める。
- 27 vgl. DWV 402, 5 "abegescheidenheit twinget got, daz er mich minne", DW I 214,12f. "(...)diu zwei (schou-Gedankengänge der spekulativen Mystik, in G. Müller, W. Zeller (Hg.) Glaube, Geist, Geschichte. FS für ける、この「神を強いる(twingen)」或いは「魂の中に「神は生まれなければならない (got muoz)」ということに関し νΗ΄ vgl. Shizuteru Ueda: Über den Sprachgebrauch Meister Eckharts: "Gott muß…" Ein Beispi¢l für die wen u. vride) twingent got; und hâst dû diu an dir, sô muoz er in dir geborn werden", エックハルトに於
- gotheit niht enbeheltet" und gar, daz er allen sînem lebene noch in allem sînem wesene noch in sîner natûre noch in aller sînen menschen, der sich ze grunde gelâzen hât, muoz alzemâle ergiezen nâch aller sîner vermügenheit alsô ganz

vgl. DWI 109, 5ff. DW II 415, 4ff. "Ich spriche ez bî guoter wârheit (...), daz sich got in einen ieglichen

28

Ernst Benz, Leiden 1967, S. 266-277.

(428)

小田原利仁編

宗教集団の明日への課 曹洞宗宗勢実態調査報告書 題

昭和五九年三月 B5判 曹洞宗宗務庁発行 四一八頁

本 貢

方では既成仏教教団は近代以降の課題であった幕藩体制下での 団が寺院を構成単位として組織化されていることによろう。一 寺院、僧侶の寺院経営にまつわるものである。それは現実の教 寺檀関係、葬祭仏教化を克服して新しい教団体制造りが高度経 成仏教教団の実態把握に関する教団の調査報告書の多くは

拡大、

産業化、

そのものが大きく崩れはじめたことによろう。真宗大谷派の同

都市化により安住してきた基盤である檀家制度

程度は種々であるが、真宗本願寺派の門信徒会運動・同朋会運 な宗教集団・教団を形成しようとしていくものであった。その 朋会運動を先駆として近代的個人の確立とそれにもとづく新た

進んだ。しかし、

いわゆる原典研究にもとづく近代仏教学は

済成長期に入り本格化していった。それは新宗教の急激な勢力

などが昭和四○年代になって本格的に展開されていった。これ らに三尊仏奉祀、家庭教化、人材養成運動、日蓮宗の護法運動 動、曹洞宗の人材養成、寺院の振興、大衆の教化の三路線、さ 動での未寺振興(寺づくり)、人材育成(人づくり)、社会教化 (世づくり)、浄土宗の「おてつぎ運動」での個人の信仰覚醒運

り、 朋会運動が純粋な教義からのタテマエとしての理想 主義 に 終 ら「過去一○年余り続けられてきた『三尊仏奉祀運動』が予想 し、それを檀信徒の段階まで貫徹せんとするものであったとい らは近代教学の樹立、近代教団としての新しい教団形成を目指 明治以降の原典研究を中心とする実証的研究によって飛躍的に 和五九年一二月)。かかる問題意識は本書でも随所で窺 える。 真髄である」という立場からの新たな教学の構築が模索されて えよう。そして、「現場の泥にまみれた苦渋の営みこそ宗教の る寺院からの問題提起とはなっていないことを示しているとい る。例えば浄土真宗本願寺派では昭和四六年より開始された同 とはいえない。それは単に曹洞宗に限らず、他の教団でも窺え る。」(一七八頁)と総括しているように必ずしも成功している された程、効果を上げていないことを示しているように思われ えよう。しかし、そうした運動は本書でも檀信徒の調査結果か 本書の出発点は「教団のたてまえに関る教義・教論の研究は、 いる(浄土真宗本願寺派伝道院編『伝道院紀要』第二九号、昭 いると分析されているように、教団指導理念が門徒と直接接す "現場なき教学"であり、現場は "教学なき現場化" して

これらの側面を無視することができないのと同様に、檀信徒を あった。我々が現実の生きた仏教を問題にしようとするとき、 現実の社会で機能するに際して大きな力となった呪的な側面で れがちであったのは、仏教の非合理的側面、つまり、各教団が が強く見受けられるように思われる。そして、そのとき軽視さ と仏教を、また各教団の教義を合理的に解釈しようとする傾向 欧米の合理主義的な影響を強く受けているが故に、ややもする

の宗教意識、宗教行動の調査が行なわれたといえよう。 うまでもない。」(III―四頁)ということにあるといえよう。そ さて、曹洞宗は周知のように寺院数一四七一八か寺、 教団の「ほんねの部分」を明らかにするために、檀信徒 信者数

無視した教団論が真の教団論たりえないことは、あらためてい

六八八万余を抱える最大の教団である。そしてこの調査はサン

結果についての評価が載せられている。そして、第三部は資料 中間報告とコメントと、さらに、外部の研究者七氏による調査 第二部「檀信徒のみたお寺や宗門」では一七編の調査員による 諸相」は調査にもとづいた六編の研究論文が載せられている。 であろう。本書の構成は三部構成で、第一部「檀信徒と寺院の 趨勢を知りうるだけでなく、既成仏教教団のそれと考えてよい プル数一八四八票で面接調査によるものであり、単に曹洞宗の

仏教 とっては、 この調査結果のまとめの概要は⑴農山漁村を問わず檀信徒に (曹洞宗) の基本的教理は檀信徒にはほとんど浸透してい 祖先崇拝が最も重要な信仰であり、行事である、(2)

それが教団の発展・維持のエネルギー源であったことが明らか

編で調査票の単純集計が掲げられている。

がってきている。 えるように非常に惨憺たる、深刻な現状であることが浮かび上 99項目に整理されている(二四八−二五○頁)。ここに 窺 え 力が必要である、(9宗門檀信徒の宗門意識が非常に薄い、とい 化方法として、地域住民の共通の考えに立ったものに改める努 る、
⑦宗侶を養成する学校や
僧堂の
再検討が
必要である、 ある坐禅を浸透させることは、非常に困難があると 考 え ら れ

第一部の研究論文はここを出発点にして檀信徒の宗教意識、

が指摘しているように、仏教が民衆に定着しえた媒体であり、 仰の三つのレベルに分析的に分け、 仰、 ■ 葬祭志向=B祖先崇拝、 ■ れているように、宗教的欲求をⅠ る。まず、前者の場合、分析枠組は佐藤憲昭氏によって提示さ 現代社会の動態との関わりで分析していこうとする もの で あ られているものと、ふたつめは宗教的コミットメントの諸相を 祀をめぐってと、それと宗教的職能者との関わりに焦点があて 大きくは二つに大別できる。ひとつは基層信仰としての先祖祭 宗教行動の分析がはじめられる。それらは著者によってそれぞ れ独自の分析枠組と方法論に基づいて興味深いものであるが、 ■と■が主たるものである。そして祖先崇拝は山岡隆晃氏 ーはほとんど浸透しておら 安心志向=仏曹洞宗教義信 現世利益志向=ⓒ民間信

されていない、⑤自然宗教の色合が強い、⑥宗門教義の根本で

者として存在意識が認められている、⑷お坊さんの姿も世俗化 ない、③住職は、大導師としては重視されず、葬祭法事の司祭

味づけ・位置づけを明確にすることにあると考えられる。」(四 論そのものが崩壊を余儀なくされていく質をもったものとなら るものである。そうすると、前述した近代教学に依拠した教団 ている。それは「オモテの宗教」の存在根拠さえも粉砕してい れますけれども、人びとの悩みや苦しみを解決してはくれませ 調査者の言葉は「オモテの宗教では葬式や法事などをやってく るのである。このタームを打ち出す切っ掛けとなった一人の被 動の解明にも連なるものである。しかし、問題はそこから始ま それを「ウラの宗教」と名付けている。かかる観点は新宗教運 に依存し、そこで教いを求めていることを明らかにしてい それに対し皿の現世利益志向は宗教的職能者であるシャーマン 義」が単に現実との矛盾ではすまされなくなるのではなかろう 九頁)と主張していることは正鵠を得ているが、そこでの「教 なければならないであろう。佐藤氏が「少くとも今後の課題の ん。つまり、救いがない宗教なのです」と痛烈な批判が含まれ にされている。それを佐藤氏は「オモテの宗教」と位置付け、 『現世利益志向』・『葬祭志向』に対して、教義的な意

視

社会構造の変動のなかで、 りとに主眼をおいているものが長谷部八朗氏、門馬幸夫氏の論 を問わんとしたものである。そして長谷部氏は地域コミュニテ 文である。産業化、都市化によって寺院をとりまく生活構造、 次に宗教的コミットメントの諸相を現代社会の動態との関わ 寺院の存立基盤、僧侶の社会的意味

ィづくりのなかで寺院、講の果たしている役割を述べ、「教団へ

きたといえないであろうか。 行詰りとして門馬氏のいう「消費としての宗教」化が現出して そうとして運動を展開してきて、それが今日大きな矛盾として が、近代教学は個の信仰自覚を指向し、現世利益の 側 面 的欲求に対する積極的な対処法が求められると主張されている 対象的見解は問題関心の相違によるであろう。長谷部氏は「個 それをひとつの消費財化として取り扱い、既成仏教寺院の現状 あらわれているのではないだろうか。それゆえにこそ近代化の の信仰的自覚」(一三〇頁)を回路づけするために、現世利益 を「消費としての宗教」として衰退化を予言している。かかる て、門馬氏は、世俗化論を背景に宗教の社会的機能の縮少化、 の主体的な自己関与感を芽ばえさせる途を切り開くこと」(一 九頁)が教化施策として求められているとする。それに対し アプリオリに両者は結びつかなく、「個の信仰自覚」を促 ないし否定してきた所にその特質がみい出さる。そうする

されている。 向性はありえないことを示唆した書であり、現場の能化者であ い教団論というより、 筆者、さらには外部の研究者のコメントも深い苛立ちと、 もっているといえよう。それだけに、調査関係者、研究論文執 教団を通して見た現在時点での日本宗教の実態に肉迫する質を た佐々木宏幹氏が総括で、本書は「日本宗教文化論」であり、 「宗教的日本人論」であると述べられているように、既成仏教 以上大雑把な感想を述べてきたが、この調査を指導されてき しかし、この困難性への直視なくしては新しい方 宗教論への模索の困難性をそれぞれ展開

庶民信仰の世界

四三一十九頁 七〇〇〇円 一九八四年一一月 A5版

丸 徳 善

主題とされていることが、何よりも特徴的である。 した がっ

宗教的な達人やエリートの信仰ではなく、まさに庶民の信仰が

て、まずその意味を明らかにしておかなくてはならない。

が、標題として掲げられた「庶民信仰」なのである。ここで、

やその「動態」を明らかにすることに外ならない。この試みは

「信仰動態現象学」と名づけられているが、その対象となるの

これらの現象が新しい角度から解明されていることは言うまで 後半から五○年代の半ばにかけて、ほぼ三○年をかけてつみ重 ころもある。ただ、この間に著者の視点も展開しているから、 て公刊されているので、本書の内容には、この前著と重なると の一部は、すでに『下北の宗教』(一九六八年、未来社)とし り古い歴史記録とともに、分析の土台をなしている。その成果 ねられたものであり、それによって得られた貴重な資料は、よ 克明に分析したものである。これらの調査は、昭和二〇年代の に、本書は二○世紀の日本、とくに東北地方に分布している二 つの信仰現象を取上げて、文献資料と実態調査に基きながら、 恐山信仰とオシラサン信仰」という副題も示しているよう

もない。

本書を読むに際しては、

何よりも著者の意図と、その用いて ある。 禅などもその中に数えられる。これらの行為は、 平癒などの任意儀礼がふくまれ、さらに日常の勤行、礼拝、参 仰」(本書一○頁)とされる。それは神学とは領域を異にする もあるが、また時には激しい情意作用をもって営まれることも る慣行であって宗教ではないと言われるほど、慣習化すること 事や、安産祈願、葬式などの通過儀礼、さらに商売繁盛、 庶民信仰には元朝まいり、彼岸まいり、農耕儀礼などの年中行 という意味で、世俗的と名づけられるが、同じく世俗的信仰で る具体的信仰であり、多くの儀礼的行為と結びついた世俗的信 素を欠いているから、庶民信仰とは言い難い。これに対して、 あっても、哲学的信仰とか倫理的信仰とかは、儀礼や慣習の要 著者によれば、庶民信仰とは「日本人の生活の中にあらわれ しかし、何れの場合でも、人びとが神仏といった信仰対 時として単な

前述のような文献・調査資料を用いて、「日本人の信仰構造」 いる枠組とを正しく理解することが要求される。というのは、 もう少し別のところにあるからである。一言でいえば、 の(そして、事実そうした側面も有していながら)、真の目標は 一見したところ、実態調査の集約のような観を呈しているもの それは

れぞれ恐山信仰とオシラサン信仰を扱った二つの部分から構成

どこに見出されるのであろうか。本書は短い序につづいて、そ

さて、このような視点からするとき、庶民信仰の本質構造は

仰とみなされるのである。

象にかかわるという点では変りはなく、その限りともに庶民信

そうとする哲学的性格をもっているからである。」(二〇六頁) ちろん、前者は具体的な資料の獲得のため、欠かすことができ 構造」の把握という、いわば哲学的なアプローチとである。も 似例との比較といった実証的・科学的なアプローチと、 要な操作から成っている。観察、記述、分析、そして時には類 感や理解を介して本質構造を洞察し、その原理を見出すことに 本質現象学に近い。しかもそれは、信仰される対象 で は な く この「エイドスへの還元」という点で、著者の立場はいわゆる 象を収集し分類する形態学ではなく、エイドスへの還元をめざ るように思われる。「というのは、この学は、単に、具体的現 ないが、著者の最終的なねらいは、どちらかと言えば後者にあ のこと)この一節からも明らかなように、この方法は二つの主 ある。」(二七頁、また一七、二五七、二六九、三五一頁も参照 続きが必要である。著者は言う。「私のいう宗教 学 は、 とも言うべき方向性をもっているのである(九―一〇、二〇六 て、むしろ人間の信じ方に焦点を合わせる点では「人間学的」 このように規定された庶民信仰を取扱うには、いろいろな手 あるいは読解し、ある時には対話して、現象を記述し、 「本質 観察 共

> それは純粋に呪術的に終るのでもなく、つきつめられた状況で 照)。 呪術的とは、合理的な仕方では充足できない欲求を、超 世俗的でありつつ非世俗的であり、また経典によって規定され ているわけではないが、全体の行論の中から基本的な見方と思 されている。 主張する何らかの経典とかかわりつつ、他方では経験から生ま がら、また世俗をこえた様相をも示し、さらに一方で正統性を に、それは日常生活の中であらわれ、その限り世俗的でありな で、人間の信仰はつねに呪術的・宗教的なのである。同じよう は、呪的心情は拒否され、宗教的境地に変質しうる。この意味 人びとの信仰は、多くが呪術的な段階に止っている。しかし、 宗教的境地は、おそらく僅かの達人のみが体験しうるもので、 宗教的とは、そうした呪術作用が否定された状態をさす。 人間的な神仏などの力をかりて達成しようとする作用であり、 ながらも経験的である、という点に求められる(一二頁以下参 ち、庶民信仰の特徴は、呪術的であるとともに宗教的であり、 われるものを読みとるのは、必ずしも困難ではない。 したがって、とくに結論といったものが提示され すなわ

い。そこで、重要と思われる二、三の点を紹介したのち、筆者いるのであるが、ここではそれらすべてに言及する 余 裕 が ないる。その記述や分析には、数多くの詳細な情報がふくまれてているのではなく、前記の二つの信仰現象に即して展開されてのを素描してみた。もちろん、これらはただ抽象的に論じられ

れるという二重性をもつのである。

以上、本書の主題、方法、そして基本的な視点と思われるも

の所感をつけ加えることにしたい。

や組織化が急速にすすむのは、一八─九世紀からとみられる。や組織化が急速にすすむのは、一八─九世紀からとみられる。や組織化が急速に、計一二の章に分けて、未知な部分の多いその発生は、禁一部では、計一二の章に分けて、未知な部分の多いその発生は、計一二の章に分けて、未知な部分の多いその発生は、計一二の章に分けて、未知な部分の多いその発生組織化が急速にすすむのは、一八─九世紀からとみられる。や組織化が急速にすすむのは、一八─九世紀からとみられる。や組織化が急速にすすむのは、一八─九世紀からとみられる。や組織化が急速にすすむのは、一八─九世紀からとみられる。や組織化が急速にすすむのは、一八─九世紀からとみられる。や組織化が急速にすすむのは、一八─九世紀からとみられる。や組織化が急速にすすむのは、一八─九世紀からとみられる。や組織化が急速にすすむのは、一八─九世紀からとみられる。

「死の儀礼」と名づけられ、それぞれ本殿の地蔵と賽河原の地追悼・冥福のための供養とである。前者は「生の儀礼」、後者はとが自己や縁者などの現世・来世の利益を祈るものと、死者のる祭典であって、それらは、機能上、二つに分類できる。人びこのような恐山信仰の具体的な表現は、春・夏・秋に行われ

集るようになったが、彼女たちは二つの中の死の儀礼に関わる推定される(一五六頁以下)。 近年、恐山には多くのイタコがいたとみられ、このことは当時の菅江真澄の旅日記などからも蔵堂とが中心となっている。後者は一八世紀中葉には成立して

えようとするのである(九七頁)。

て経験的に成立した信仰と経典的な信仰との複合を日本的と考仰と、ひいては日本人の信仰の原型をさぐるのではなく、却っしかし著者は、こうした後世の影響を削除して、そこに恐山信

は、後者の比重が急速に増加しつつある(二一〇、二一七頁以死の儀礼が加ったものとみられるが、とくに昭和三 〇 年 以 後にすぎない。恐山信仰は、多分、生の儀礼から始まり、やがて

に、後者の比重が急速に増加しつつある(二一〇、二一七頁以は、後者の比重が急速に増加しつつある(二一〇、二一七頁以は、後者の比重が急速に増加しつつある(二一〇、二一七頁以は、後者の比重が急速に増加しつつある(二一三頁)。 それは姉崎正治、柳田国男はか、多くの研ある(二三三頁)。 それは姉崎正治、柳田国男はか、多くの研ある(二三三頁)。 それは姉崎正治、柳田国男はか、多くの研ある(二三三頁)。 それは姉崎正治、柳田国男はか、多くの研ある(二三三頁)。 それは姉崎正治、柳田国男はか、多くの研ある(二三三頁)。 それは姉崎正治、柳田国男はか、多くの研ある(二三三頁)。 それは姉崎正治、柳田国男はか、多くの研ある(二三三頁)。 それは姉崎正治、柳田国男はか、多くの研なされて、こかした起源論や伝播論では、その信仰の内実きた。しかし、こうした起源論や伝播論では、私山に向いた。

ぞれA、B、C、D、E型と名づけられる(二八四頁以下)。オ縁的、地縁的、講的、その中にも昔から家にある、イタコからもらった、他家から預った、病気なおしのために作ったという四らった。他家から預った、病気なおしのために作ったという四らった。他家から預った、病気なおしのために作ったという四らった。他家から預った、病気なおしのために作ったという四らった。他家から預った、病気なおしのために作ったという四らった。他家から預った。その形態は一定ではない。

の構造的な原型を抽出しようとする(二六〇、四一二頁)。

生みだしてきた。ここにオシラサン信仰の動態が示されている の変化にともなってYA、YB等々と変り、いろいろの変様を シラサン信仰の祖型はWA型と考えられるが、それは祭祀条件

も通じていると言えないだろうか。 ではない。これに対して本書は、むしろ生々しい欲 求に 発す 学派はもちろん、著者の前任者である石津教授の諸業績も例外 考察にほかならなかった。この点では、わが国のいわゆる京都 で論じ、「迷いの宗教」と名づけたヒュームの宗教論の視点に あったことは否めない。すなわち、それは主として達人信仰の 高度な宗教、しかもその理念的な側面のみを対象とする傾向が けをもったそれは、どちらかと言えば仏教、キリスト教などの れていることである。従来の研究、とくに宗教哲学的な方向づ まず何よりも特筆すべきは、「庶民信仰」が正面から取上げら とともに、また多少の問題性をも残しているように思われる。 ほぼ右のような叙述と分析とは、きわめて示唆にとんでいる 著者がかつて『理性と信仰』(一九七四年、未来社)の中 呪術性のつよい庶民の信仰を重視する。 このよう な 着 想

状に関する資料は、長年の実態調査によっている。しかも著者 プローチである。恐山信仰もオシラサン信仰も、縁起や歴史に 造」の洞察、 は、これらの経験的・実証的なアプローチに加えて、 関する部分は、文献資料等を用いて歴史的に解明されるが、現 本書のもう一つの特徴は、その著しく多角的かつ総合的なア 「エイドスへの還元」という哲学的・現象学的な 「本質構

> て、さらに一歩を進めたものと考えられる。 想したのである。本書はおそらく、このような方 向へ むかっ 者の「連鎖交会」をめざした。いわば宗教学的な宗教哲学を構 って宗教の科学的研究と哲学的研究との統合の必要を説き、両 ができよう。かつて石津教授は、とくにその晩年、再三にわた に属する本質論的な考察とを統合しようとする試みとみること は、要するに、経験科学的なアプローチと、本来は哲学の領域 方法を適用し、この立場を「信仰動態現象学」と 呼 ぶ。 それ

りないのではないかという印象がつよい。呪術的か宗教的かと とみなければならない。 みると、庶民信仰が呪術的・宗教的であるとのテーゼは、 しまい、著者の言う意味での宗教的な境地を示すものは、 質構造を呪術的・宗教的と捉えている。けれども、本書にあげ から帰納的にえられたものというよりは、著者の直観的な想定 よって、量的にのみは決定しえない性質のものであろう。 いう区別は、微妙な信仰の質にかかわるものであって、事実に られた豊富な事例は、殆どが呪術的というカテゴリーに入って いのである。例えば著者は、すでにみたごとく、庶民信仰の本 も全面的に同意するが、ただ、それはもともとそう容易ではな る二種の考察を相互に媒介することの必要性については、 を扱う経験科学とその本質を論ずる哲学という、次元を異にす は、ことによると、判断が分れる点かも知れない。宗教の事実 しかしながら、この意欲的な企てがどこまで成功しているか

これと似た問題性は、本書の鍵とも言うべき「動態」の概念 113 (435)

で通時的な変化の側面をもつことは明白であり、事実、本書でることが強調されている(三七〇頁など)。それが、何らかの形るのに伴って信仰形態が変容することで、静止的な類型とは異にも含まれているように思われる。動態とは、祭祀 条 件 が 変

残るのではなかろうか。

成るのではなかろうか。

成るのではなかろうか。

成るのではなかろうか。

成るのではなかろうか。

成るのではなかろうか。

成るのではなかろうか。

成るのではなかろうか。

成るのではなかろうか。

成るのではなかろうか。

ものを含んでいる。これに触発されて、ひろく論議が重ねられ資料を提供すると同時に、宗教学の方法についての反省を促すい。ともあれ、本書は日本の庶民信仰について、多くの貴重ないれは筆者のいだいた、ごく素朴な一、二の疑問に すぎ な

ることを期待したい。

宗教史学研究所編

聖書とオリエント世界 山本書店 一九八五年 月

A五版 三〇二頁 一〇、〇〇〇円

秋 吉 輝

雄

平静に読む事は難しい。だが、本書に収められた論文九篇のう 月例の宗教史研究会を長年に亘って主催し、博士の亡くなられ 所は大畠博士の発案で設立され、本書の執筆者達を会員とする にも追悼の場にも居合せなかったのである。この追悼論文集を ものであった。あまりにも不肖な弟子である私は(それだけに 四年に傘寿を迎えられた大畠先生の祝賀献呈論文集を意図した 目がある。本書は「あとがき」にもあるように、本来は一九八 執筆者の一人たる事を要請されつつ果たせなかったという負い 皆親しい先輩であり、同労者である事は度外視するとしても) 得てはいるが、筆者自身もこの研究会の会員であり、(執筆者が 筆者に課された役割は本書の書評であるが、編集者の期待に応 学名誉教授)の追悼論文集である。編集に当った宗教史学研究 人一倍、公私にわたって師の恩を享受しながら)、師の祝賀の場 え得るかどうか心許ない。学術誌に私的繰り言の無用な事は心 た後も会員たちの自主的な活動で維持され今日に至っている。 本書は一九八三年二月五日逝去された故大畠清博士(東京大 海外にあって研鑚を積んでいる市川・渡辺両氏の論文を除

供犠と贖罪

ユダヤ教

場に一〜二時間の研究発表と、短かくて一時間、長ければ会場 を果たさせていただきたいと思う。 りもこの月例会に事後参加をさせていただく積りで、責の一端 である。したがって甚だ身勝手なことであるが、書評というよ して正にこの期間筆者は公務にことよせて例会を休んでいたの を移して四、五時間にも及ぶ質議応答を行うものであった)。そ のであるという(月例会は毎月第四土曜日、本郷学士会館を会 月(定形)にかけて宗教史研究会の月例会で口頭発表されたも く七篇は、いずれも一九八一年一〇月(小田島) から八四年三

る三部九篇の論文から成っている。 藤・吉田)、巻末の「宗教史研究会例会記録」を除いて左に掲げ 本書は、「はしがき」(田丸)「あとがき」(石川・小川・後

古代イスラエル宗教

弁解で誌面を汚した事をお詫びしつつ、本題に入りたいと思

預言と形式 出エジプト記三13―15における神把握………定形日佐雄 古代イスラエルにおけるアジュール法………吉田 エレミヤ書二章5―9節のスティコメトリー 泰

古代イスラエル預言者とシャーマニズム………月本 ……小田島太郎 昭男

> 常態としてのディアスポラ 神殿供犠に対するパリサイ派の態度 市川

> > 裕

―ユダヤ教の理解の一視点として――……石川耕一郎

新石器時代アナトリアにおける「私」の発見…小川 オリエント考古学と宗教

英雄

三

テル・ゼロールの小神殿………………後藤光一郎 『エサルハドン』宗主権条約における 神アッシュルの三つの印……………渡辺

和子

ハドン宗主権条約」は北イスラエル王国の滅亡後の南ユダ王国 に相当する。但、極めてユニークな小川論文を除けば「エサル 収斂し得るのは当然だが、一の古代イスラエル宗教が「聖書」 書名との関連で言えばすべての論文がオリエント世界の下に

ル法」は、市川論文の「贖罪」や石川論文の「ディアスポラ」 ラエルの遺跡であり、聖書に関係する。吉田論文の「アジュー と直接ではないにせよ関係し、「テル・ゼロール」は古代イス

こせば、これら三部門は便宜的な区分けであると認められ 門領域として育くまれて来たものである事を新らためて想い起 分野も分野を異にしつつも大畠清という一研究者の内に主要専 ば渡辺論文は定形・小田島の文献批判と関連を持つ。いずれの と無縁であり得ぬことは言うまでもない。また方法論的に見れ と関連し得る拡がりを持つ。後二者の論文(「ユダヤ教」)が一

序を無視したとしても編者の意図を害りことにはならないであ したがって、個々の論文を取り上げるに際してもその配列順 う。

書名もまた然りである。

られたし、何よりも停年を間近にされながら日本オリエント学の乱文を取り上げて見たい。それは故大畠博士は宗教史研究にれ、後三者の論文がそれに応えるものであるからである。またば士の時代にはその時代の制約から許されない事で は あったが、博士は本文批判に先立って現地主義を弟子たちに要求されが、博士は本文批判に先立って現地主義を弟子たちに要求されが、博士は本文批判に先立って現地主義を弟子たちに要求され、後三者の論文を取り上げて見たい。それは故大畠博士は宗教史研究にあれたし、何よりも停年を間近にされながら日本オリエント学られたし、何よりも停年を間近にされながら日本オリエント学られたし、何よりも停年を間近にされながら日本オリエント学られたし、何よりと様子の論文を、次で渡辺・小田島・定形各氏ろう。はじめに後藤氏の論文を、次で渡辺・小田島・定形各氏

味でまず後藤氏の論文を取り上げたい。 味でまず後藤氏の論文を取り上げたい。 味でまず後藤氏の論文を取り上げたい。 な国に弟子たちを伴われたのは単なる個人的な研究テーマにらヨーロッパよりも遠い遠隔の地、たえず戦闘状態に置かれてらヨーロッパよりも遠い遠隔の地、たえず戦闘状態に置かれてよるに弟子たちを伴われたのは単なる個人的な研究テーマにのコール遺跡調査団を組織して現地に身を運び、文字通り陣頭指査(一九六四―六六年)を団長として指揮され、一九七四年に来でまず後藤氏の論文を取り上げたい。

会派遺第一次―第三次イスラエル国テル・ゼロール遺跡発掘調

認めるように、遺構は後代の採掘により破壊されすぎており、物(祭祀用土器類)を示めして、その論拠とするが、氏自身がするものである。図版三葉、写真八枚を収めて遺構の状態、遺を小神殿を中心に据えた祭祀の場所、即ち聖所であったと推論を小神殿を中心に据えた祭祀の場所、即ち聖所であったと推論するのの非日常性から、この区域に聖性の集中を認め、この区域北のテルAⅣ地区のA一八区と一七区にかけて確認された遺構

氏の論文「テル・ゼロールの小神殿」は一九七四年の調査で

推論には十分うなずけるが、もう一シーズンこの地域の調査が発堀作業を担当したので(図版の一つは筆者の手になる)氏のは触れられていない。筆者は氏の指導の下で直接この現場での片的であるために、そこで営まれた祭祀の性格や祭儀の実態に神域の境界と特定建築様式は確認されていない。また遺物も断

出来ればとの感を当時も今も持つ。

に結びつく文書の性格の解明にある。筆者は門外漢であって論なく、「調印する神」という法的行為者としての神という概念の目的は表題のように、「条約」そのものの紹介にあるのではって調印されたもの」は、この誓約文書のみであるという。氏「メソポタミアから出土した粘土板のうち、実際に神の印によれらがエサルハドンの所有となった経緯を述べる。氏によればれらがエサルハドンの所有となった経緯を述べる。氏によればれ

構造の分析から、「有って有る者」と従来訳されて来た表題に元全体の構造的なまとまりを明らかに」しようとし、後者は文を通して、前者は「預言詞の単元確定という目的に沿って、単小田島、定形両氏の論文は旧約聖書本文の文献(文体)批判

評は控えたいが、説得力のある論述であった。

は詳細を極めていて、一読論評に及ぶ事は筆者の力量をもってにある神)の保証を与えるものと見る。両氏のテキストの分析掲げる章句を神名の類音重畳句と見て、「神とともに」(とも

小田島氏は預言の為された時の原型(単元)を求めて文体批小田島氏は預言の為された時の原型(単元)を求めて文体批小田島氏は預言の為された時の原型(単元)を求めて文体批小田島氏は預言の為された時の原型(単元)を求めて文体批小田島氏は預言の為された時の原型(単元)を求めて文体批小田島氏は預言の為された時の原型(単元)を求めて文体批小田島氏は預言の為された時の原型(単元)を求めて文体批小田島氏は預言の為された時の原型(単元)を求めて文体批小田島氏は預言の為された時の原型(単元)を求めて文体批小田島氏は預言の為された時の原型(単元)を求めて文体批小田島氏は預言の為された時の原型(単元)を求めて文体批小田島氏は預言の為された時の原型(単元)を求めて文体批小田島氏は預言の為された時の原型(単元)を求めて文体批小田島氏は預言の為された時の原型(単元)を求めて文体批小田島氏は預言の為された時の原型(単元)を求めて文体批小田大田の方が出現する。

表題の神把握の特色と見る。この見解に筆者は全面的に賛成でたいたいたらエーイだ」と訳出し、この「エーイ」は「ヤーウの神と」「対置同定され」たものと見(六六頁)結局はヤコブの神と」「対置同定され」たものと見(六六頁)結局はヤコブの神と」「対置同定され」たものと見(六六頁)結局はヤコブの神と」「対置同定され」たものと見(六六頁)結局はでいたらエーイだ」と訳出し、この「エーイ」は「ヤーウイといったらエーイだ」と訳出し、この「エーイ」は「ヤーウを形氏の論文では、前述のように、「有って有る者」を「エー定形氏の論文では、前述のように、「有って有る者」を「エー

終りまで、いつもあなたがたと共にいるのである>に見て、「過 とギリシャ語の時の概念の混同ではないだろうか。昔いたか、 きごとを叙述するときに用いられる」とするのは、ヘブライ語 ライ語の未完了形を「過去および未来においてしばしば起るで して、新約聖書は「聖なるかな……全能者にして主なる神、昔 やがて来るかが問題なのではなく、クローノス的時間を起えて いまし、今いまし、やがて来るべき者」(黙四8)と言う。 かな、万軍の主、その栄光は天地に満つ」(イザヤ三6)に対 はたしてそうであろうか。「聖なるかな、聖なるかな、聖なる る神把握の本来的な構図でもあった」(七四頁)と結ぶのだが、 去および未来に対する保証としての枠構造は 'eheyəh' におけ <インマヌエル>預言、復活のイエスの<見よ、わたしは世 ある。但、氏はこのモチーフのその後の展開を第一イ 「いるといったらいるのだ」がその神把握だったのではないだ ザ ャ の

しくは冥界へのそれではなく、あくまでも地上世界に限られ」う者と見つつも、幻覚・視覚による脱魂と異なり、「天上界もの下にしばしば提起された問題を扱う。氏は大畠教授同様、古の下にしばしば提起された問題を扱う。氏は大畠教授同様、古の下にしばしば提起された問題を扱う。氏は大畠教授同様、古の下にしばしば提起された問題を扱う。氏は大畠教授同様、古の下にしばしば提起された問題を扱う。氏は大畠教授同様、古の下にしばしば提起された問題を扱う。氏は大畠教授同様、古の下にしばしば提起された問題を扱う。氏は大畠を行った。以下四論文につい許された誌紙も尽きようとしているので、以下四論文につい許された。

ろうか。

(一五九頁) る事を論じ、「預言者の憑依体験において、憑依の 主体はヤハウェのことばもしくは霊に限られ、彼らの幻はヤハ

これはこれで説得力を持つが、強くシャーマニズム的性格を残 ウェが『視させる』幻があるに他ならなかった」とする(同)。

りに」は問題を再たび元に戻したのではないか。 態としての「神ヤハウェとの直接交流」をまとめとする「おわ

す預言者像と、ヨエルを引きつつ氏の言う終末時の理想の一形

四〇頁)と見る氏が、人類史における「私」の意識の起源を見 鏡)に映し、その映像を見る時、その目的は『私』にある」(二 祭司の所持していた鏡に、「実物を何等かのもの(水、眼球、 小川氏の論文は新石器時代チャタル・ヒュイクの地母神の女

るが、 「考古心理学」なる分野を拓こうとする意図もうかがわれ 筆者は論評する余裕(材料)を持たない。

が普遍的に宗教と結びつく事を論じた興味深いエッ セ イ で あ ようとする「推論」で、東西古今の鏡と宗教の問題を論じて鏡

贖罪を目的にエルサレムの神殿を中心に祭司の主導により営ま 文が最も読みやすく親しみの深いものであった。市川論文は、 筆者にとって、実は、残された吉田氏、市川氏、石川氏の論

級のものでなく、公共のものにしようとする、またその根拠を 者たる祭司(サドカイ派)に対するパリサイ派 ていったかを扱う。副題に見るように、それは神殿供儀の執行 げ物)が、ローマによる神殿破壊の後に、どのように形を変え れていたユダヤ教の供儀(家蓄のいけにえと、生き物以外の捧 「律法」に、 「律法の解釈」に求めようとする)の態度によっ (宗教を特権階

> ダヤ人あるいはユダヤ教に対する適切な案内書にとぼしい我国 後のサドカイ派とパリサイ派の対立抗争を扱う論文であり、 た。名称のみが先行し、実体把握のとかく伴なわない、 (440)

状況を許したか、民族国家の存立・存続の願いに対して、 予想させるユダヤ民族がいかにして民族離散、さまよえる民の えばシオニズムに代表されるように強烈な民族意識と祖国愛を にあっては良き啓蒙の書ともなるであろう。 その点は石川論文も同じである。氏の論的は筆者の言葉で言

離れた民族のあり方への模索の道である。両氏の論文を通して 我々はユダヤ教が何故「律法の宗教」であり「タルムードの宗 教」であるかを知る事が出来る。

読すれば依るべき拠点としての神殿(国家)に対する、

それを

に常態化している離散状況の認容の問題を扱う。市川論文と並

讐律」の停止と結びつけている。 るべき事を示めし、 証する制度、ギリシア語によるアジュール、との関連で考察さ られる「逃れの町」の問題を扱い、それが洋の東西、古今を問 殺人者の死に定められる事と、過失による殺人者の 逃 れ の 町 それぞれの特色を明かす。氏は「逃れの町」の設定を「血の復 わぬ「世俗法を超越する」「超法規的な」身の安全の疵護を保 最後になったが巻頭を飾る吉田論文は、古代イスラエルに知 旧約聖書に知られる三つの「逃れの町」の 出エジプト二一は故殺による

厳禁し、 は過失致死者の無罪をうたい、罪のない者の流血、復讐行為を (一つの場所) への保護を定めるが、申命記一九~によるそれ イスラエル共同体の定住地に逃れの町(六つ)を設定

ために、しかもあやまって罪を犯した場合、その贖罪のために手続を執行する職務が」課せられていた。「イスラエルの民の ダヤ教史)の流れの中でこの代償的贖罪死を把え、「贖罪の大 的贖罪死と解釈した」と結論する。その後氏は宗教思想史(ユ 罪という祭儀行為を職務とする大祭司自身の死亡を『逃れの町』 犠牲の動物血による祭儀的行為」を課されていた(ここで読者 呼応する捕囚期後の職制であり、「会衆の犯した罪をあがなう る。 するまで」である。申命記の留置者は罪なき者であるに対し、 留置を認める。しかもその留置権の効力期間は「大祭司の死亡 以上の証言を求め、前者の場合にはじめて逃れの町に期限つき 民数記三五9―3は過失致死か故意による殺人かの判定に二人 すべき社会的義務を強調する。また捕囚後に期限を求められる 個別の学的営為が一つの今後の研究課題の方向を示めし、前述 いては市川・石川氏の論文と読み合わせる時に、特 に 申 命 記 祭司イエス・キリストの死」に導くのであるが、その展開につ に留置している過失致死者の場合に適用して、そのための代償 は民数記の「大祭司が死亡するまで」の規定を、「宗教的な贖 は市川論文との関連を読みとられるであろう)。そこから吉田氏 アジュール、後者を法的客観主義に立脚するアジュー ルとす 民数記の留置は一種の刑罰である。吉田氏は前者を人道主義的 (新約聖書での言及が最も多い、よりパリサイ的か?)と祭司 ところで、民数記に現われる「大祭司」は、ユダヤ教成立と (民数記、サドカイ的か?)の問題を考え合わせると三者の

道があると感じ、あらためて故人の偉大さを想うのである。感ずる。ここに我々大畠先生の学恩を受けた者たちの進むべきのように各氏の論究が更に大きな統一テーマを示めしていると

Fumimaro Watanabe Philosophy and its Development in

Delhi, Varanasi, Patna (India): Motilal

the Nikāyas and Abhidhamma

Baranasidass, 1983 xiii+241 pp., Rs 75

松田愼也

経典である五部(ニカーヤ)、および同派のアビダンマ諸論書を式に照明をあてる。資料としては、南方上座部所伝のパーリ語に見られる論議をとりあげて、そこに用いられている論理形中に見られる論議をとりあげて、そこに用いられている論理形で、第一部は「アビダンマ哲学の起源」と題されたその方法論的側面から取り扱ったものである。本書は二されたその方法論的側面から取り扱ったものである。本書は二されたその方法論的側面から取り扱ったものである。本書は二されたその方法論的側面から取り扱ったものである。本書は二されたその方法論的側面から取り扱ったものである。本書は二されたその方法論的側面から取り扱ったものアビダンマ諸論書を式に照明をあており、第一部は「アビダンマ諸論書を式に照明をあてる。資料としては、南方上座部所伝のパーリ語がなる方法に関する。

参照している。以下では、章の順序に従って本書の梗概を紹介中心に用い、適宜に漢訳の四阿含や説一切有部等の論書を比較

に各章の主題を簡潔に述べる。第一章は、本書全体への導入として、本書の目的を述べ、次

臨、処、界などである。 第二章では、アビダンマ abhidhamma との語を検討する。著者は、A・K・ウォーダーの説を基にして、ニカーヤする。著者は、A・K・ウォーダーの説を基にして、ニカーヤ中のダンマの語義を次の四に分類する。(1)真理、ブッダの悟った縁起の理法である。(2)教義、これには二種ある。ア実践的教義―四諦、三十七菩提分法などと、イ理論的教義―真理を説き明かした十二縁起などである。(3)倫理、否定の接頭辞 a を付したアダンマと対比的に用いられる。(4)物質と感性の 諸 原 理―たアダンマと対比的に用いられる。(4)物質と感性の 諸 原 理―たアダンマと対比的に用いられる。(4)物質と感性の 諸 原 理―たアダンマと対比的に用いられる。(4)物質と感性の 諸 原 理―たアダンマと対比的に用いられる。(4)物質と感性の 諸 原 理―

係」との意味のあることを明らかにする。そして以上を総括して、アビダンマには「ダンマの海沢、道水によって(1)と(2)に適恵に訳しわけるべきだとするホーナー説である。次に、ニカーヤ、内含での用例を、主にダンマカター(アビダンマの定義」であるとする。次に、パーリ宮に訳しわけるべきだとするホーナー説である。次に、パーリ宮に訳しわけるべきだとするホーナー説である。次に、パーリ宮に訳しわけるべきだとするホーナー説である。次に、パーリ宮に訳しわけるべきだとするホーナー説である。次に、パーリ宮に訳しわけるべきだとするホーナー説である。次に、パーリ宮に訳しわけるべきだとするホーナー説である。次に、パーリ宮に訳したが、第二章をうけてアビダンマの語義を解明する。第三章では、第二章をうけてアビダンマの語義を解明する。第三章では、第二章をうけてアビダンマの語義を解明する。

第四章では、第三章で明らかにしたアビダンマの語義を手がダンマの組織化、⑸法数の順序によるダンマの整理。シマ相互の関係の把握、⑶諸ダンマの分析、⑷様々なタイプのアビダンマの語義を次の五に分類する。⑴ダンマの定義、⑵ダ

母の用例を示し、そこに纏められたダンマを例示して、最初期 のようにして定義され法教順に並べられたダンマは、論母(マ 度も、アビダンマ研究の進展に大きな役割を果したという。こ れるような法教によるダンマの分類や、仏説か否かを一つ一つ 密な定義を求める傾向を促進したとする。次に、衆集経にみら 予想する。殊に、ブッダの教えが了義と未了義(真意の表われ ブッダ在世時からダンマを定義していく方法の存在したことを ビダンマ文献の原型の成立を追う。まず、ニカーヤ中の諸資料 かりに、初期仏教におけるアビダンマ研究の進展と論蔵たるア る用例から、論母が後代の論蔵の原形となったことを示す。 また、論母の語が論蔵(アビダンマピタカ)の意で使われてい の論母が教義の見出し項目のようなものであったことを述べ、 ーティカー)と呼ばれた。著者は、ニカーヤや律蔵における論 のテーマについて弁別し確定していくニカーヤ中に見られる態 ているものとそうでないもの)とに区別されたことは、より緻 によって、ブッダの教えを把握しその意味を探究するために、 第四章では、第三章で明らかにしたアビダンマの語義を手が

母が成立していった順序を論じ、次の六段階を提示する。最古較することを中心に、アビダンマ研究の見出し項目としての論論』、法蔵部のものとされる『舎利弗阿毘曇論』の構成要素を比第五章では、南方上座部の『分別論』、説一切有部の『法蘊足

る応捨記問の四である。

られるサンジャヤの回答の仕方は、四句分別(有り、無し、有

第七章では、ブッダと同時代の思想家で不可知論者として知

のものは、三十七菩提分法であり、その総合的研究、第二は、 五は、対概念(二法、その多くは否定辞を用いて表わされる)、 五は、対概念(二法、その多くは否定辞を用いて表わされる)、 五は、対概念(二法、その多くは否定辞を用いて表わされる)、 五は、対概念(二法、その多くは否定辞を用いて表わされる)、 五は、対概念(二法、その多くは否定辞を用いて表わされる)、 方析的研究を促進するとともに、論理思考の発展からも無視できないことが指摘されている。第八は縁起の理法と慧に関する をないことが指摘されている。第八は縁起の理法と慧に関する はその起源をニカーヤ、阿含に見出される法の研究を通じて発展 践的な法の総合的研究と理論的な法の分析的研究を通じて発展 践的な法の総合的研究と理論的な法の分析的研究を通じて発展 したと述べる。

生活に役立たない形而上学的問題に対して答を差控え沈黙を守解明していく分別記問、反問を行う反詰記問、さとりを目指す示される。四種記問とは、肯定否定で答える一向記問、疑問を示される。四種記問とは、肯定否定で答える一向記問、疑問を示される。四種記問とは、肯定否定で答える一向記問、疑問を示される。四種記問とは、肯定否定で答える一向記問、疑問を示される。とるべき態度で臨んだかをニカーヤ資料を用いて明らかにする。ような態度で臨んだかをニカーヤ資料を用いて明らかにする。ような態度で臨んだかをニカーヤ資料を用いて明らかにする。

たためであるとする。

れと実質的に同一であることを示す。しかつ無し、有に非ず無に非ず、との四)を用いたブッダのそ

延覚なりま、つれて、られてと明らかにする。として、その長が説き明かされていく過程を示し、ここにおいて仮言的判断の盾律の利用によって導かれた無常等の正しい前提をもとに縁起誤った前提を論破する為に用いられたことを示す。第三に、矛

この傾向は後に『法聚論』や『双対論』の組織に採用された。的主題を論母として整えていくのに有益であったろうという。的主題を論母として整えていくのに有益であったろうという。 ち発展したものが十二縁起であるという。これは、後に『論事』に見られる厳密な形式論理へと発達した。第四に選言的判事」に見られる厳密な形式論理へと発達した。第四に選言的判事。

法や純粋仮言三段論法の萠芽が見出されることを指摘する。られていることを示す。さらに両経の論証には混合仮言三段論していく過程で、類比の方法や仮言的判断、選言的判断が用いらかにする。愛尽大経では、存在の無常を論じ縁起を明らかにて答えられ、その答が仮言的判断に基く連鎖式であることを明

によって起こるかという問に対して四種記問の分別記問によっ

いく。カラハヴィヴァーダ経では、論争などはどのような原因ァーダ経と愛尽大経とを中心に前章の所論を具体的に検証して

第十章は「経における論理的論証」と題して、カラハヴィヴ

ろう。

それは素朴であることが示される。しかし、両者に共通の論理には極めて厳密な形式論理が見出される一方、『識身足論』のに紹介し論理式に書き表わすことによって比較する。『論事』における論議の形式を、南方上座部の『論事』のブッガラ論とにおける論議の形式を、南方上座部の『論事』のブッガラ論と第十一章では、プッガラ(人)の存在をめぐる部派間の論争

第十二章の結論において、ブッダの否定的思考方法が仏教に的技法が用いられていることも指摘する。

おける真理把握の仕方と密接に関係していることを述べ、

の発展を研究する者にとって必見の書ということができるであを、資料を駆使して精細に跡づけたことにあり、初期仏教教理かったニカーヤ、阿含の中に見出されるアビダンマ哲学の展開史として簡単に言及され、正面から取り上げられることの少な以上のように、本書の特色は、従来アビダンマ文献成立の前の教理の発展がその延長の上にあることを示唆する。

122

(444)

〇第四四会学術大会開催

公開講演、研究発表要旨は、本誌次号(大会紀要号)に掲載 れ、四四二人の参加者、二五八人の研究発表があった。なお、 日(日)にかけて、立正大学において以下の日程で 開催 さ 日本宗教学会第四四回学術大会は九月一三日(金)~一五

九月一三日(金)

される。

『宗教研究』編集委員会 一一時―一二時

学会賞選考委員会 一二時——一四時

公開講演会 一四時—一六時三〇分 上山春平氏(京都国立博物館長) 「日本文化における遠心と求心」

田村芳朗氏(立正大学教授)

理事会 一七時——九時 「日本仏教の学際的研究」

九月十四日(土)

開会式 九時—九時三〇分

研究発表 九時三〇分—一二時、一三時—一五時二〇分 評議員選考委員会 一〇時—一二時

評議員会 一二時—一三時

会員総会 記念撮影 一六時一〇分—一七時 一五時三〇分

一八時—二〇時

九月一五日 (日)

研究発表 九時——二二時、一三時——七時二〇分 『宗教研究』編集委員会 一二時—一三時

〇『宗教研究』編集委員会

日 二回) 九月一五日(日) 一二時 (第一回)昭和六○年九月一三日(金)一一時、

(第

回のみ)、金井新二、月本昭男、鶴岡賀雄、中村恭子 井上順孝、江島恵教(第一回のみ)、笠井正弘(第二 立正大学小会議室

(第二回のみ)

(第二回のみ)、華園 聰麿、

保坂幸博、

細谷昌志

議 題

一、二六七号、二六八号、編集方針

、旧新編集委員の交代 中村恭子、長谷正当各委員に代って、

鶴岡賀雄、細谷昌

、抜刷贈呈部数変更の件 志の各氏が新たに編集委員となった。

贈呈部数を従来の二○部から五○部に増やす案を理事会 に提出することになった。

〇学会賞選考委員会

昭和六〇年九月一三日(金)一二時

立正大学小会議室

出席者 赤池憲昭、鎌田純一、田村芳朗、

(445)

123

土屋博、

前田専

議 題

候補作品の審査

審査の結果、本年度の日本宗教学会賞(第二〇回) として次の業績を推薦することに決定した。 候補

大貫 隆氏(東京女子大学助教授)

Gemeinde und Welt im Johannesevangelium. Eir en zum Alten und Neuen Testament 56) pragmatischen Funktion des johanneischen »Dualismus«..(Wissenschaftliche Monographi Beitrag zur Frage nach der theologischen und

Neukirchener Verlag, Neukirchen-Vluyn, 1984

(推薦理由)

がかりとしながら、独自の観点に基づき検討したもの と「最後の祈り」の部分(第一五章—第一七章)を手 である。 れる「二元論」の意義と役割を、特に「第二告別説教」 た学位論文であり、新約聖書中のヨハネ福音書に見ら 本書は、一九七九年にミュンヒェン大学で受理され

えられている。

折衝しつつ、しかも一段と広い視野に立って新しい方 究業績が発表されてきた。大貫氏は、それらと細かく 示し、ヨハネ福音書に関してもいくつかのすぐれた研 的・批判的方法の発達にともなって目ざましい展開を 福音書研究は、今世紀に入って以来、いわゆる歴史

> 背後にある宗教体験が、多様な象徴を駆使した文学的 おすことができたのである。こうした効果は、思想の によってヨハネ共同体は、古い現実を新たに発見しな イエスがどのような存在であったかを物語るが、それ される。すなわち、大貫氏によれば、ヨハネ福音書は よって、読者集団すなわちョハネ共同体にどのような その宗教思想が、福音書という文学形式をとることに る。これは、ひとことで言えば、聖書研究の分野にお 虚構を媒介として表現されたためにもたらされたと考 行動をうながす効果をもったのかという点も明らかに して整理された形でとらえなおされるばかりでなく、 書記者ヨハネの宗教思想が文書全体の劇的構成にそく けるテキスト理論適用の試みである。ここでは、

明快であり、独創性をもっている。 心を単なるキリスト教神学に限定せず、広く関連領域 たって慎重かつ緻密であると共に、全体を貫く問題関 へと結びつけていく。導き出された結論は、きわめて このように、大貫氏の手法は、テキストの分析にあ

賞にふさわしい業績として推薦する。 (審查委員) 赤池憲昭、大峯顕、鎌田純一、 以上の判断から、これを昭和六〇年度日本宗教学会

(長)、土屋博、前田専学、山折哲雄

田村芳朗

法を導入し、従来の研究にはなかった知 見を 提示 す

〇理事会

昭和六〇年九月一三日(金)午後五時 立正大学大会議室

出席者 赤池憲昭、赤司道雄、安斎 伸、井門富二夫、

四郎、田丸徳善、田村芳朗、土屋博、中村廣治郎、 井秀雄、佐々木宏幹、高崎直道、田中英三、玉城康 後藤光一郎、小山宙丸、佐木秋夫、桜井徳太郎、桜 小野泰博、海辺忠治、鎌田純一、窪徳忠、雲井昭善 藤義道、大峯顕、大屋憲一、岡田重精、小口偉一、 昭、池田末利、石田慶和、上田閑照、宇野光雄、雲

巳、前田専学、松長有慶、柳川啓一、山折哲雄、 華園聰麿、平井直房、 藤井正雄、 藤田富雄、堀越知 脇

本平也、佐々木孝憲

議

一、庶務報告

認された。 後藤常務理事より昭和五九年度の庶務報告がなされ、 承

、会計報告

○年度予算案が提出され、承認された。(別記参照) 後藤常務理事より昭和五九年度の収支決算報告と昭和六

、評議員選挙の結果について

管理委員長より、選挙の経過ならびに結果について報告 ならびに結果について報告があり、続いて脇本平也選挙 井門富二夫選挙委員長より、評議員選考委員選挙の経過

があった。

、日本宗教学会賞について 田村芳朗選考委員長より、審査結果の報告がなされ承認

された。(別記参照)

、新入会員について

一、名誉会員推薦の件について 別記八名が新たに入会を承認された。

推薦した。 本年度は、小野祖教、柴田道賢の両氏を名誉会員として

一、次年度学術大会開催地について 京都大学において開催されることになった。

一、IAHRについて 田丸徳善学会長より、本年度八月一八日~二三日の間オ

ーストラリアのシドニー大学で開催された国際宗教学宗

、『宗教研究』抜刷贈呈部数変更について 教史学会第一五回大会について報告があった。

れた。よって、第二六五号より、執筆者には抜刷五〇部 が贈呈される。

従来の二○部から五○部に増やす案が提出され、承認さ

『宗教研究』編集委員会より、論文等抜刷の贈呈部数を

○常務理事会

昭和六〇年九月一四日(土)午後七時

所 立正大学小会議室

出席者

井門富二夫、石田慶和、上田閑照、宇野光雄、

(447)

125

小口

偉一、後藤光一郎、桜井秀雄、高崎直道、玉城康四

蚁 田丸徳善、平井直房、藤田富雄、 前田専学、 柳

川啓一、脇本平也

議 題 科研費補助金の審査委員候補者の推薦について

光一郎の両氏の任期終了にともない、植田重雄、 これまで第一次審査委員をされていた桜井徳太郎、 大峯 後藤

○評議員会

宮田登の三氏を推薦した。

出席者 日 所 時 八四名 昭和六〇年九月一四日(土)正午 立正大学三号館三三一番教室

議 題

庶務報告 (後藤常務理事)

、会計報告(後藤常務理事) 評議員選考委員選挙結果報告(井門富二夫選挙 委員

、日本宗教学会賞について(田村芳朗学会賞 選 考 委 員

一、次年度学術大会開催地について(田丸徳善会長)

IAHRについて

〇総会

日 場 時 所 立正大学三号館三四一番教室 昭和六〇年九月一四日(土)午後四時

出席者

大会参加者は三三一名、定足数一一一名、

出席者

竹中

信常

中川

秀恭

議 題

三三名、

よって総会は成立した。

議長選出 渡辺宝陽氏を選出

庶務報告(後藤常務理事)

、評議員選考委員選挙結果報告(井門富二夫選挙委員 会計報告 (後藤常務理事)

、日本宗教学会賞について(田村芳朗学会賞 選 考 委 員

長

二○回日本宗教学会賞の授与が会長によりなされた。 田村芳朗選考委員長の説明のあと、大貫隆氏に対する第

、名誉会員の推薦決定について

とが報告された。 小野祖教、柴田道賢の両氏が名誉会員に推薦決定したこ

一、国際宗教学宗教史学会(IAHR)の第一六回大会開 、次年度学術大会開催地について(田丸徳善会長) 京都大学で開催されることが報告された。

催について田丸会長より報告があった。

○日本宗教学会役員名簿(昭和六○年一二月現在)

〈会 長 田丸 徳善

/|常務理事/ 植田 後藤光一郎 重雄 安斎 坂井 上田

閑照 信生 伸 桜井 小口 井門富二夫 偉 石田 金井 直道

(448)

直房

 J·v·对
 無
 株
 大
 を
 か
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地
 地</

 新井
 r

 市村
 r

 市村
 r

 市村
 r

 宝陽
 r

 市村
 r

 市村
 r

 市村
 r

 市村
 r

 市村
 r

 市
 r

 市
 r

 市
 r

 市
 r

 市
 r

 市
 r

 市
 r

 市
 r

 市
 r

 市
 r

 市
 r

 市
 r

 市
 r

 市
 r

 市
 r

 市
 r

 市
 r

 市
 r

 市
 r

 市
 r

 市
 r

 市
 r

 市
 r

 市
 r

 市
 r

 市
 r

 市
 r

 市
 r

 山形 孝夫 山形 孝夫 柳川 岡 宇 石 田 野 田 宙春 丸樹 実 啓 久保田圭伍 川又 志朗 勝又 俊教 川勝小大又以川野 武 範 大 祖 英 献 壮 坦 久 果 澄 哲 学 村松堀藤早奈中寺田田高蘭鈴菅野前尾田坂良祖川村辺橋田木原 信 和 光 子 雲 宣 雅 康一俊 男健孟延博明誠昭 晃 正 弘 康 信 祐 英 次 稔 治 悔

山本 和 渡辺 喜勝 山崎 亨 山ノ井大治村上 真完 山口 恵照 山崎 亨 山ノ井大治

総会まで) 総会まで、他の役員は昭和六二年

一 重点目標

○ 人類の福祉・平和および自然との係わりにおける科学の一 重点目標

(2) 創造性豊かな基礎的研究の推進と諸科学の整合的発展振興

二 課題 3 学術研究の国際性の重視と国際的視野の確立

△サブテーマン

①人類の福祉・平和および科学 ②科学者の倫理と社会的①人類の福祉・平和および科学 ②科学者の倫理と社会的①見情報社会 ③平和研究機構「と文化・経済・環境 ③高度情報社会 ③平和研究機構「と文化・経済・環境 ③高度情報社会 ③平和研究機構「と文化・経済・環境」の推進と諸科学の発音的発展したが、

<サブテーマ>

①研究者の養成 ②研究基盤の強化と研究の活性化 ③学り方

③ 学術研究の国際性の重視と国際的視野の確立

人サブテーマン

移転・共同開発問題 ⑤国際関係問題業 ③国際的な学術研究機構のあり方 ④技術協力・技術の学術研究と国際交流・協力のあり方 ②国際協力研究事

議の活動計画にかんして以下の通知がありましたので、転載い

日本学術会議法の改正にともない、昭和六〇年一〇月、同会

たします。(項目のみ)

〇日本学術会議より

(450) 128

\equiv 第一三期日本学術会議の具体的活動の重点

- (2)研究連絡委員会の見直し、活動の活発化をはかる。 国際交流・協力事業の拡充を行う。
- た審議の促進をはかり、その成果を講演会・シンポジウム 重点目標について、諸科学の協力のもとに整合性のとれ
- の開催により広く一般に公表する。
- (4) 重要にして緊急性のある勧告等を建設的に行う。 広報活動の充実をはかるなど学術研究団体との連帯強化

委員会

に努める。

(1)目的・任務に即して日本学術会議として恒常常的に調査・ 常置委員会設置の基本方針

職務を明確にしたうえで設置する。 審議を進めていく必要がある事項について、個々の委員会の

(2)特別委員会設置の基本方針

重点目標、課題に即して、長期的展望を踏まえて今任期中

めることが望ましい事項について設置する。 に調査・審議の結果、勧告・要望・諮問答申として取りまと

常置委員会

第二常置委員会――学問・思想の自由並びに科学者の倫理と社 第一常置委員会――研究連絡委員会活動活性化の方策及び日本 学術会議の組織等に関すること。 会的責任及び地位の向上に関すること。

第三常置委員会――学術の動向の現状分析及び学術の発展の長

期的動向に関すること。

第四常置委員会――創造的研究醸成のための学術体制に関する こと及び学術関係諸機関との連携に関すること。

第五常置委員会――学術情報・資料に関すること。 第六常置委員会 -国際学術交流・協力に関すること。

特別委員会

高度情報社会

国際的学術研究機構

生命科学と生命工学 医委技術と人間の生命 資源・エネルギーと文化・経済・環境

高齢化社会

生物資源・食糧と環境 国際協力事業 (昭和六〇年一〇月 日本学術会議広報委員会)

连 日本宗教学会事務局または日本学術会議広報委員会まで お問い合わせください。(編集部) 上記の活動計画について詳しい説明を御希望の方は、

会 員 計 報

〇本学会元常任理事信州豊南女子短期大学学長安津素彦先生は 昭和六十年十一月二十八日午後一時四十分、直腸腫瘍のため お祈りいたします。 お亡くなりになりました。慎んで哀悼の意を表し、御冥福を

昭和50年度 日本宗教学会収支決算報告 ※()内は昭和59年度の予算案の金額

<収入>	〈支出〉
会費 6,237,632 (6,400,000)	会誌直接刊行費 4,375,000 (4,500,000)
賛助会費 910,000 (970,000)	会誌発送費 428,190 (450,000)
会誌売上金 95,750 (110,000)	編集諸費 250, 252 (200, 000)
第43回大会参加費 962,000 (920,000)	第43回大会費用 800,000 (800,000)
出版助成金 1,130,000 (1,130,000)	日本宗教学会賞賞金100,000 (100,000)
岸本・諸戸・	学会賞諸費 24,391 (40,000)
石津·堀 基金利子 107,787 (114,000)	選挙関係費 298,860 (250,000)
預金利子 170,616 (100,000)	会合費 276,834 (350,000)
前年度繰越金 3,500,099 (3,500,099)	通信連絡費 438, 270 (650, 000)
	事務用品費 442,399 (250,000)
	印刷費 394,730 (500,000)
	本部費 1,727,190 (1,750,000)
	関係学会費 140,690 (150,000)
	国有財産借料 23,878 (20,000)
	次年度繰越金 3,393,200 (3,234,099)
計 13, 113, 884(13, 244, 099)	計 13, 113, 884 (13, 244, 099)

昭和60年度 日本宗教学会予算案

<収入>		<支出>	
会費	6, 400, 000	会誌直接刊行費	4, 500, 000
賛助会費	970, 000	会誌発送費	500, 000
会誌売上金	100, 000	編集諸費	300, 000
第44回大会参加金費	990, 000	第44回大会費用	800, 000
出版助成金	1, 130, 000	日本宗教学会賞賞金	100, 000
岸本・諸戸・		学会賞諸費	30, 000
石津・堀 基金利子	115, 000	選挙関係費	350, 000
預金利子	200, 000	会合費	300, 000
前年度繰越金	3, 393, 200	通信連絡費	450, 000
		事務用品費	450, 000
		印刷費	400, 000
		本部費	1, 800, 000
		関係学会費	150, 000
		国有財産借料	30, 000
		会員名簿作成準備費	800, 000
		予備費	2, 338, 200
A1		=1	10 000 000

計 13, 298, 200

計 13, 298, 200

執筆者紹介(執筆順)

フランソワ・マセ 丸 本 田 喜久子 徳

教師

Frnçois MACÉ 愛媛大学外国人

眞 人 優

佐 池

澤

藤

究員 國學院大学日本文化研究所嘱託研 東京大学大学院

東京大学教授 明治大学教授 ミュンヒェン大学哲学科

松秋田孝吉

田 吉

愼

文化庁宗務課

立教女学院短大教授

輝

也雄善貢

131 (453)

Nach der Analogielehre Meister Eckharts, die er hauptsächlich in seinen lateinischen Werken entfaltet, kommt das Sein der Kreatur nur in analogischer Beziehung zum göttlichen Sein zu. Das Sein, welches die Kreatur in ihrem Sein anzeigt, ist zwar ein und dasselbe Sein wie das Gottes, die Seinsweise ist jedoch durch die Beziehung von Ursache und Wirkung ganz und gar bestimmt. Das bedeutet zugleich, daß wegen des absoluten, reinen Seins Gottes die Kreatur nicht nur vor der Schöpfung, sondern auch nach der Schöpfung außer Gott, d. h. ohne Gott, ein reines Nichts ist.

In der Eckhartschen Mystik, die im Kern nur in seiner deutschen Predigten zu finden ist, kann der Mensch gerade durch die Realisierung des in seiner Analogielehre für die Kreatur ontologisch bestimmten Nichts, nämlich durch die Abgeschiedenheit oder Armut der menschlichen Seele, zum Sein gelangen oder dieses auf eine Weise erkennen, was in der analogischen Beziehung zu Gott der Kreatur abgesprochen wird.

Anders als bei Thomas von Aguin, für den Gott auch vor allem das Sein selbst ist, spielt dabei das Eine oder Eins, dessen Herkunft bei Eckhart nicht nur in dem historischen Einfluß, etwa des Neuplatonismus oder der arabischen Religionsphilosophie, sondern auch in seinen mystischen Erfahrungen selbst zu suchen ist, eine große Rolle.

Die Eckhartsche Analogielehre als mittelalterliche Ontologie gibt also seiner Mystik zum einen eine metaphysische Grundlegung, es gibt aber zum anderen zwischen den beiden eine Art Sprung. In diesem Sprung könnte man wohl eine im Eckhartschen Sinne verstandene Üherwindung der Metaphyick sehen.

Les funérailles de l'impératrice Gemme, en tant que rupture dans l'histoire des rites funéraires

--Évolution des conceptions be la souveraineté, du temps et de l'espace---

François Macé

En 721, l'impératrice Gemmei fut incinérée une semaine après son décès, ses cendres furent déposées sur le lieu même de l'incinération. 14 ans plus tôt, lors des funérailles de Mommu, on avait célebré le *mogari* (dépot provisoire du corps) pendant 6 mois, puis inhumé les restes dans un tertre.

Dans les anciennes funérailles, la mort du souverain, principe unificateur du monde, déclenchait une période de marge qui permettait de renouveler le temps, considéré comme cyclique, avec l'accession d'une nouveau souverain, l'espace, avec la création d'une nouvelle capitale, la souillure étant en quelque sorte la condition du renouveau.

Avec l'établissement de l'Etat régi par les codes, la souveraineté devint indépendante de la personne même du souverain, l'espace fut centré une fois pour toute par l'établissement d'une capitale fixe, le temps enfin fut considéré comme linéraire. Ce n'est que lorsque ces facteurs furent assurés que les anciennes funérailles purent et durent disparaître. A ce moment-là le bouddhisme n'était pas en mesure de proposer des rites prenant en charge tous les aspects de la mort. D'où une sorte de vide qui rendit possible une certaine liberté dans le choix des rites funéraires, mais qui fut peut-être à l'origine d'une nouvelle angoisse vis-à-vis de la mort et des morts.

One Episode in the History of the Formation of Sannō Shinto

Masato Satō

This paper takes up one of the representative doctrines of Sannō Shinto, the theory of the identification of the Seven Sannō Shrines with the seven stars of the constellation Ursa Major. By examining the process in which this theory was established, an attempt is made to clarify one aspect of the history of the formation of Sannō Shinto.

According to medieval works on Sannō Shinto, the deities of the seven Sannō Shrines were identical to the seven stars of the constellation Ursa Major; the Sannō's "original essence" (honji) buddhas were said to be Ichiji Kinrin Butchō (ckāksarāusnīsacakra), Shijoko Butchō (the light-emitting Sakyamuni Buddha), and Shichi-butsu Yakushi (the seven buddhas of healing). This theory of the identity between Sannō and Ursa Major was established against the backdrop of the popular astrological worship of Ursa Major. in connection with ritual techniques of Thndai esotericism, in particular the Shi jōkō-hō (ritual centering on Shi jōkō Butchō, performed especially to counteract the baleful influence of eclipses other untoward heavenly phenomena).

It is known that during the Kouwa era of the Heian period (1099-1104), the Sanno deity was worshiped in such ceremonies at the Shi jōkō-hō, the Butsugen-hō, and the Shichi-butsu Yakushi-hō, while in the Kamakura period, the "original essence" buddhas of the Sannō seven shrines were enshrined in the Shijōkō-dō established at the Daisenpo-in by Jien. Next, it can be seen that Dokaku's practice of the Hokuto-hō (Rite to Ursa Major) in 1249 was worship directed to the Sannō seven shrines, leading to the assumption that the theory of unity between Sannō and Ursa Major was formed during this period. As a result, it appears that the theory of the identity of Sannō and Ursa Major was established within the development of this line of Tendai mysticism.

The Image of Ancestors within the Ancestor Worship of the Shang Dynasty

——Centering on the Early Wu Ting Period—— Masaru Ikezawa

This essay attempts to construct a typology of the Chinese concept of ancestors in the ancient Shang Dyansty, based on oracle bone inscriptions taken from the early Wu ting period.

In order to achieve that objective, the Wu ting period "imperial inscriptions" are examined in order to observe the difference between distant ancestors and near ancestors. Next, "non-imperial inscriptions" are taken up. This is done since in the inscriptions of the clan groups which constituted the composits elements of the imperial family and the court, each constituitive element was a familiastic patrilineal group. From this fact, evidence is presented to substantiate the assertion that in the ancestor worship of the clan groups thought to have been generalized within the society of that time, there was a strong emotional tendency focused on near ancestors, and that a qualitative difference was recognized between father and mother.

From these facts, it can be concluded that the Shang people's concept of ancestors possessed a tri-polar composition. The particular, emotional concept of ancestor was a projection of the image of father and mother in their lifetimes. The composite, systematic ancestral concept was that of the ancestor as clan deity of the overall clan group. It can be thought that the Shang Dynasty used this kind of ancester worship as a means for the maintenance of social order.